

衆憲資第 72 号

(未定稿)

日本国憲法の改正手続に関する法律案

(保岡興治君外 5 名提出、第 164 回国会衆法第 30 号)

日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案

(枝野幸男君外 3 名提出、第 164 回国会衆法第 31 号)

に関する参考資料

平成 18 年 10 月
衆議院憲法調査特別委員会
及び憲法調査会事務局

目 次

与党案・民主党案における手続概要図	1
与党案・民主党案の主な相違点	5
第一 与党案・民主党案の主な相違点	5
第二 与党案・民主党案の要綱対比表	6
いわゆる「日本国憲法改正国民投票法案」の経緯	14
与党案・民主党案における主な論点	
第一 憲法改正国民投票法制を議論するに当たって	16
一 憲法改正国民投票法制の要否	16
二 憲法改正案と憲法改正国民投票法制の議論を切り離して行うことの是非	16
三 憲法改正の限界論	17
第二 総論的事項	20
一 国政選挙と同時実施することの是非	20
二 国民投票法案の対象範囲	20
三 国民投票法の性格	21
第三 国民投票の実施	22
一 国民投票の期日	22
二 投票権者の範囲	22
三 広報協議会及び国民投票に関する周知	29
四 投票	31
1 投票の方式	31
2 投票用紙	32
五 国民投票運動	37
1 期間による制限	37
2 主体による制限	38
(1) 投票事務関係者・特定公務員の国民投票運動の禁止	38
(2) 公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止	39
(3) 未成年者の運動	41
(4) 外国人・外国法人の運動	42

3	投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限	4 3
4	政党等による放送及び新聞広告	4 5
5	諸外国の国民投票運動に対する公的助成	4 7
	(参考) 公職選挙法に存在し国民投票法案に存在しない規制	5 0
六	罰則	5 1
第四	国民投票の効果	5 5
一	「過半数」の意義	5 5
二	投票率要件	5 7
三	同一案の再発議	5 9
第五	国民投票無効の訴訟	6 0
一	出訴期間	6 1
二	管轄裁判所	6 1
三	無効事由	6 2
四	国民投票の結果と判決との関係	6 2
五	再投票・更正決定	6 4
第六	憲法改正の発議のための国会法の一部改正	6 5
一	日本国憲法の改正の発議	6 5
1	憲法改正原案の提案権	6 5
2	議員提案の場合の賛成者の員数要件	6 5
3	個別投票に関する規定の要否	6 6
4	国民請願による憲法改正原案の提案制度	6 6
二	憲法改正原案の審議体制・手続	6 7
1	憲法審査会の権限等	6 7
2	憲法改正原案の審議手続(議事手続の特則)	6 8
三	憲法改正原案の議決(「総議員」の意義)	6 8
四	憲法改正案の公示・周知広報機関	6 9

資料

世界各国(地域を含む)議会(下院・直接選挙)の選挙権年齢・被選挙権年齢	7 0
諸外国の投票用紙	7 2
オーストラリア連邦	7 3 頁
フランス共和国	8 5 頁
大韓民国	8 8 頁
スイス連邦	9 1 頁
オーストリア共和国	7 4 頁
アイルランド	8 6 頁
パナマ共和国	8 9 頁
スウェーデン王国	9 2 頁
コロンビア共和国	7 5 頁
イタリア共和国	8 7 頁
スペイン	9 0 頁
ウズベキスタン共和国	9 3 頁

与党案・民主党案における手続概要図

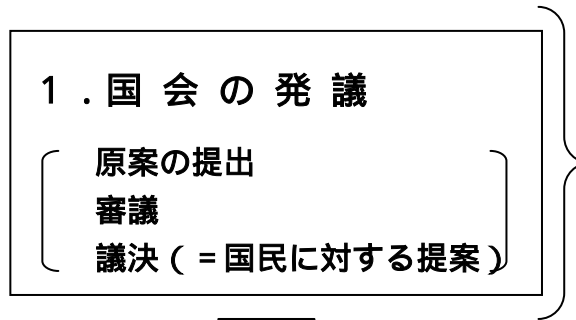
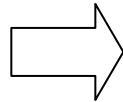
日本国憲法第96条と憲法改正手続を整備するための立法措置

(日本国憲法第96条)

(改正手続)

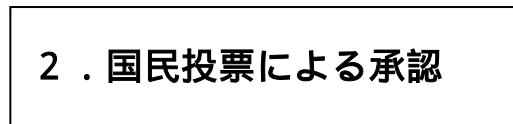
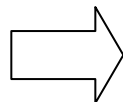
(立法措置)

この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。



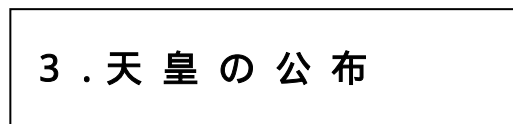
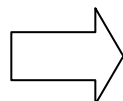
国会法の改正部分

この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。



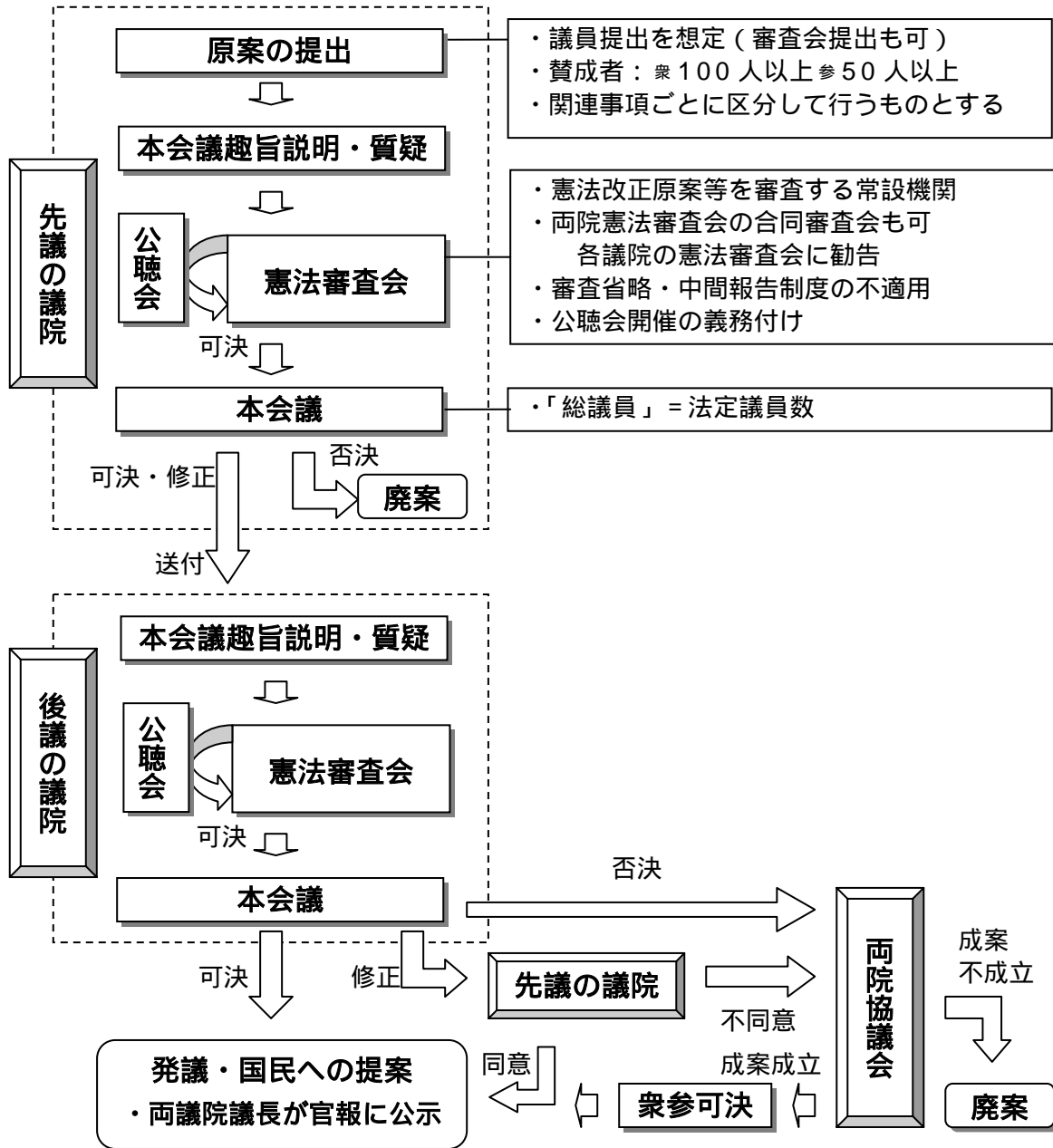
国民投票の実施手続部分

憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。



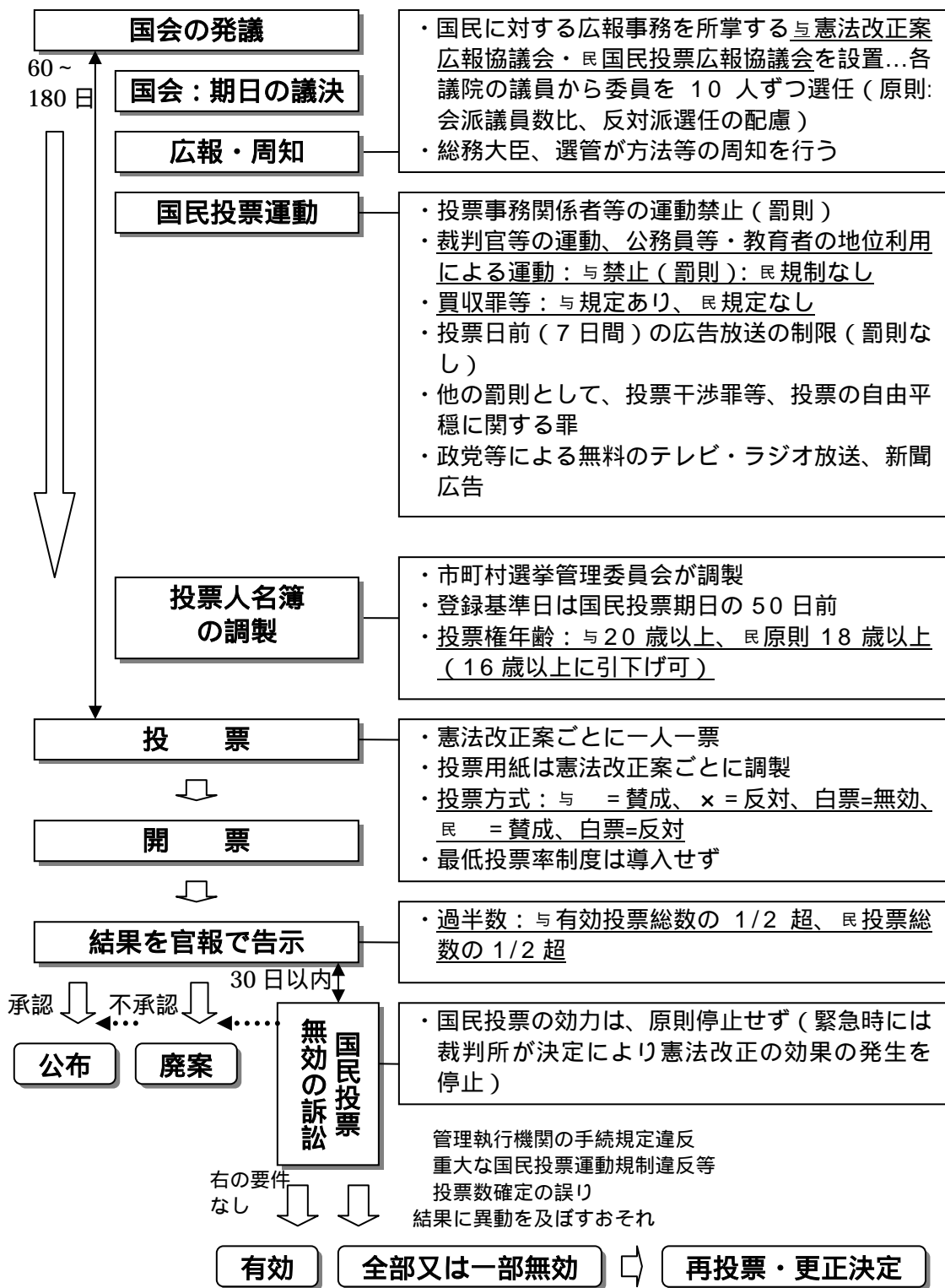
憲法改正の発議までの流れ

下線部は、与党案（与）と民主党案（民）の相違点を示す。

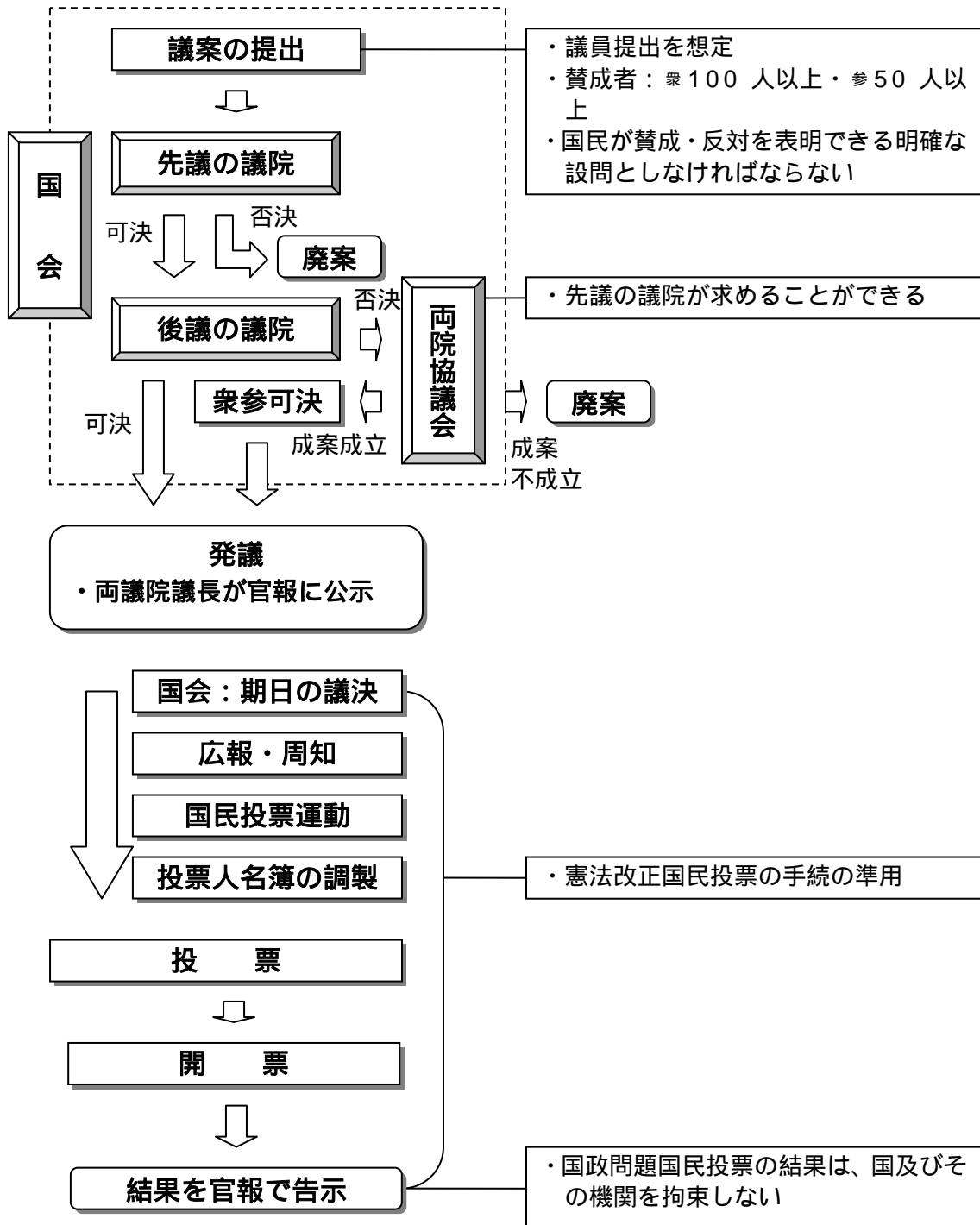


憲法改正国民投票の流れ

下線部は、与党案（与）と民主党案（民）の相違点を示す。



民主党案・国政問題国民投票の流れ



与党案・民主党案の主な相違点

第一 与党案・民主党案の主な相違点

項目	与党案	民主党案
国民投票法案の対象範囲	憲法改正国民投票のみ	憲法改正国民投票 及び 国政問題国民投票
投票権者の年齢要件	20歳以上の日本国民	18歳以上の日本国民 ただし、国会の議決により、その国民投票に限り、16歳まで引下げ可能。
投票用紙への賛否の記載方法	憲法改正案に対し 賛成するときは 反対するときは× を記載する	憲法改正案又は国政問題に係る案件に対し 賛成するときは を記載する 反対するときは何も記載しない
過半数の意義	有効投票総数の2分の1	投票総数の2分の1
特定公務員の国民投票運動の禁止	選管職員等、裁判官、検察官、公安委員会の委員、警察官の国民投票運動の禁止	選管職員等の国民投票運動の禁止
公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止	公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止	(該当条文なし)
買収罪の有無	組織的多数人買収及び利害誘導罪あり	(該当条文なし)

第二 与党案・民主党案の要綱対比表

下線部分は、両案が異なっている箇所

二重下線は、そのうち特に重要な政策的相違点

与党案要綱	民主党案要綱
<p>日本国憲法の改正手続に関する法律案要綱（案）</p> <p>第一 趣旨 この法律は、日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）について、国民の承認に係る投票（以下「国民投票」という。）に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うものとする。</p> <p>第二 国民投票の実施 一 総則 1 国民投票の期日 国民投票は、国会が憲法改正を発議した日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行うものとする。</p> <p>内閣は、国民投票の期日に係る議案の送付を受けたときは、速やかに、総務大臣を経由して、当該国民投票の期日を中央選挙管理会に通知しなければならないものとする。中央選挙管理会は、当該通知があったときは、速やかに、国民投票の期日を官報で告示しなければならないものとする。</p> <p>2 国民投票の投票権 日本国民で年齢満20年以上の者は、国民投票の投票権を有するものとする。</p> <p>成年被後見人は、国民投票の投票権を有しないものとする。</p> <p>3 国民投票の執行に関する事務の管理 国民投票の執行に関する事務は、中央選挙管理会が管理するものとする。</p> <p>二 憲法改正案広報協議会及び国民投票に関する周知 1 憲法改正案広報協議会 憲法改正案広報協議会の委員の員数は、憲法改正の発議がされた際衆議院議員であった者及び当該発議がされた際参議院議員であった者各10人とするものとする。</p> <p>委員は、各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任するものとする。ただし、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任した場合には憲法改正の発議に係る議決において反対の表決を行った議員の所属する会派から委員が選任されないこととなるときは、各議院において、当該会派にも委員を割り当て選任するようでき</p>	<p>日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票に関する法律案要綱（案）</p> <p>第一 趣旨 この法律は、日本国憲法第96条に定める日本国憲法の改正（以下「憲法改正」という。）についての国民の承認に係る投票（以下「憲法改正国民投票」という。）及び国政における重要な問題に係る案件（以下「国政問題に係る案件」という。）についての国民の賛否の投票（以下「国政問題国民投票」という。）に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議及び国政問題に係る案件の発議に係る手続の整備を行うものとする。</p> <p>第二 憲法改正国民投票 一 国民投票の実施 1 総則 (1) 国民投票の期日 <u>憲法改正国民投票（第二において単に「国民投票」という。）は、国会が憲法改正を発議した日から起算して60日以後180日以内において、国会の議決した期日に行うものとする。</u></p> <p>内閣は、国民投票の期日に係る議案の送付を受けたときは、速やかに、総務大臣を経由して、当該国民投票の期日を中央選挙管理会に通知しなければならないものとする。中央選挙管理会は、当該通知があったときは、速やかに、国民投票の期日を官報で告示しなければならないものとする。</p> <p>(2) 国民投票の投票権 日本国民で年齢満18年以上の者は、国民投票の投票権を有するものとする。<u>国会の議決により、当該国民投票に限り、日本国民で年齢満16年以上満18年未満の者も国民投票の投票権を有するものとする。</u></p> <p>成年被後見人は、国民投票の投票権を有しないものとする。</p> <p>(3) 国民投票の執行に関する事務の管理 国民投票の執行に関する事務は、中央選挙管理会が管理するものとする。</p> <p>2 国民投票広報協議会及び国民投票に関する周知 (1) 国民投票広報協議会 国民投票広報協議会の委員の員数は、憲法改正の発議がされた際衆議院議員であった者及び当該発議がされた際参議院議員であった者各10人とするものとする。</p> <p>委員は、各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当て選任するものとする。ただし、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当て選任した場合には憲法改正の発議に係る議決において反対の表決を行った議員の所属する会派から委員が選任されないこととなるときは、各議院において、当該会派にも委員を割り当て選任するようでき</p>

与党案要綱	民主党案要綱
<p>る限り配慮するものとする。</p> <p>憲法改正案広報協議会は、憲法改正案並びにその要旨及び解説等並びに憲法改正案を發議するに当たって出された賛成意見及び反対意見を掲載した国民投票公報の原稿の作成、憲法改正案に関する説明会の開催その他憲法改正案の広報に関する事務を行うものとする。</p> <p>憲法改正案広報協議会が、の事務を行うに当たっては、憲法改正案並びにその要旨及び解説等に関する記載、憲法改正案に関する説明会における説明等については客観的かつ中立的に行うとともに、憲法改正案に対する賛成意見及び反対意見の記載、発言等については公正かつ平等に扱うものとする。</p> <p>2 国民投票に関する周知</p> <p>総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならないものとする。</p> <p>中央選挙管理会は、国民投票の結果を国民に対して速やかに知らせるように努めなければならないものとする。</p> <p>三 投票人名簿及び在外投票人名簿</p> <p>1 調製</p> <p>市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿及び在外投票人名簿を調製しなければならないものとする。</p> <p>2 登録</p> <p>市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日現在で年齢満20年以上の日本国民(成年被後見人を除く。)で、国民投票の期日前50日に当たる日(以下「登録基準日」という。)において、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者等について、投票人名簿に登録しなければならないものとする。</p> <p>市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日現在で年齢満20年以上の日本国民(成年被後見人を除く。)で、登録基準日において当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者及び国外に住所を有する者で在外投票人名簿の登録の申請をした者について、在外投票人名簿に登録しなければならないものとする。</p> <p>四 投票及び開票</p> <p>1 一人一票</p> <p>投票は、国民投票に係る憲法改正案ごとに、一人一票に限るものとする。</p> <p>2 投票管理者及び投票立会人</p> <p>投票管理者及び投票立会人に關し、必要な規定を置くものとする。</p> <p>3 投票の方式</p> <p>投票人は、投票所において、投票用紙の記載欄に、<u>憲法改正案に対し賛成するときは</u> の記号を、<u>憲法改正案に対し反対するときはxの記号を自書し、これを投票箱に入れなければならないものとする。</u></p>	<p>る限り配慮するものとする。</p> <p>国民投票広報協議会は、憲法改正案並びにその要旨及び解説等並びに憲法改正案を發議するに当たって出された賛成意見及び反対意見を掲載した国民投票公報の原稿の作成、憲法改正案に関する説明会の開催その他憲法改正案の広報に関する事務を行うものとする。</p> <p>国民投票広報協議会が、の事務を行うに当たっては、憲法改正案並びにその要旨及び解説等に関する記載、憲法改正案に関する説明会における説明等については客観的かつ中立的に行うとともに、憲法改正案に対する賛成意見及び反対意見の記載、発言等については公正かつ平等に扱うものとする。</p> <p>(2) 国民投票に関する周知</p> <p>総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、<u>第二に規定する規制</u>その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならないものとする。</p> <p>中央選挙管理会は、国民投票の結果を国民に対して速やかに知らせるように努めなければならないものとする。</p> <p>3 投票人名簿及び在外投票人名簿</p> <p>(1) 調製</p> <p>市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿及び在外投票人名簿を調製しなければならないものとする。</p> <p>(2) 登録</p> <p>市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日現在で年齢満18年(1(2)の国会の議決があったときは、<u>その議決により定められた年齢</u>)以上の日本国民(成年被後見人を除く。)で、国民投票の期日前50日に当たる日(以下「登録基準日」という。)において、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者等について、投票人名簿に登録しなければならないものとする。</p> <p>市町村の選挙管理委員会は、国民投票の期日現在で年齢満18年(1(2)の国会の議決があったときは、<u>その議決により定められた年齢</u>)以上の日本国民(成年被後見人を除く。)で、登録基準日において当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者及び国外に住所を有する者で在外投票人名簿の登録の申請をした者について、在外投票人名簿に登録しなければならないものとする。</p> <p>4 投票及び開票</p> <p>(1) 一人一票</p> <p>投票は、国民投票に係る憲法改正案ごとに、一人一票に限るものとする。</p> <p>(2) 投票管理者及び投票立会人</p> <p>投票管理者及び投票立会人に關し、必要な規定を置くものとする。</p> <p>(3) 投票の方式</p> <p>投票人は、投票所において、投票用紙の記載欄に、<u>憲法改正案に対し賛成するときは</u> の記号を自書し、<u>憲法改正案に対し反対するときは何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならないものとする。</u></p>

与党案要綱	民主党案要綱
<p>4 開票管理者及び開票立会人 開票管理者及び開票立会人に関し、必要な規定を置くものとする。</p> <p>五 国民投票分会及び国民投票会</p> <p>1 国民投票分会及び国民投票会 国民投票分会及び国民投票会に関し、必要な規定を置くものとする。</p> <p>2 国民投票の結果の報告及び告示等 中央選挙管理会は、国民投票の結果の報告を受けたときは、直ちに有効投票の総数、憲法改正案に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びに憲法改正案に対する賛成の投票の数が有効投票の総数の2分の1を超える旨又は超えない旨を官報で告示するとともに、総務大臣を通じ内閣総理大臣に通知しなければならないものとする。</p> <p>内閣総理大臣は、の通知を受けたときは、直ちに規定する事項を衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならないものとする。</p> <p>六 国民投票運動</p> <p>1 適用上の注意 六（国民投票運動）及び七（罰則）の規定の適用に当たっては、表現の自由、学問の自由及び政治活動の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならないものとする。</p> <p>2 投票事務関係者等の国民投票運動の禁止 投票管理者、開票管理者、国民投票分会長及び国民投票長は、在職中、その関係区域内において、国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）をすることができないものとする。</p> <p>中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員並びに憲法改正案広報協議会事務局の職員、裁判官、検察官、公安委員会の委員並びに警察官は、在職中、国民投票運動をすることができないものとする。</p> <p>3 <u>公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止</u> <u>国及び地方公共団体の公務員等は、その地位を利用して国民投票運動をすることができないものとする。</u> <u>教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して国民投票運動をすることができないものとする。</u></p> <p>4 投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限 何人も、国民投票の期日前7日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、5 による場合を除くほか、一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者又は有線ラジオ放送若しくは電気通信役務利用放送の業務を行う者の放送設備を使用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができないものとする。</p>	<p>(4) 開票管理者及び開票立会人 開票管理者及び開票立会人に関し、必要な規定を置くものとする。</p> <p>5 国民投票分会及び国民投票会</p> <p>(1) 国民投票分会及び国民投票会 国民投票分会及び国民投票会に関し、必要な規定を置くものとする。</p> <p>(2) 国民投票の結果の報告及び告示等 中央選挙管理会は、国民投票の結果の報告を受けたときは、直ちに投票総数、憲法改正案に対する賛成の投票の数及び憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超える旨又は超えない旨を官報で告示するとともに、総務大臣を通じ内閣総理大臣に通知しなければならないものとする。</p> <p>内閣総理大臣は、の通知を受けたときは、直ちに規定する事項を衆議院議長及び参議院議長に通知しなければならないものとする。</p> <p>6 国民投票運動</p> <p>(1) 適用上の注意 6（国民投票運動）及び7（罰則）の規定の適用に当たっては、表現の自由、学問の自由及び政治活動の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならないものとする。</p> <p>(2) 投票事務関係者等の国民投票運動の禁止 投票管理者、開票管理者、国民投票分会長及び国民投票長は、在職中、その関係区域内において、国民投票運動（憲法改正案に対し賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘する行為をいう。以下同じ。）をすることができないものとする。</p> <p>中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員並びに選挙管理委員会の委員及び職員並びに国民投票広報協議会事務局の職員は、在職中、国民投票運動をすることができないものとする。</p> <p>(3) 投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限 何人も、国民投票の期日前7日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、(4) による場合を除くほか、一般放送事業者、有線テレビジョン放送事業者又は有線ラジオ放送若しくは電気通信役務利用放送の業務を行う者の放送設備を使用して、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができないものとする。</p>

与党案要綱	民主党案要綱
<p>5 政党等による放送及び新聞広告 政党等（一人以上の衆議院議員又は参議院議員が所属する政党その他の政治団体であって、両議院の議長が協議して定めるところにより憲法改正案広報協議会に届け出たものをいう。以下同じ。）は、日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、憲法改正案に対する意見を無料で放送することができるものとする。この放送に関しては、すべての政党等に対して、同一放送設備を使用し、憲法改正の発議に係る議決がされた際当該政党等に所属する衆議院議員及び参議院議員の数を踏まえて憲法改正案広報協議会が定める時間数を与える等同等の利便を提供しなければならないものとする。</p> <p>政党等は、憲法改正の発議に係る議決がされた際当該政党等に所属する衆議院議員及び参議院議員の数を踏まえて憲法改正案広報協議会が定める寸法で、新聞に、憲法改正案広報協議会が定める回数に限り、無料で、憲法改正案に対する意見の広告をすることができるものとする。</p> <p>七 罰則</p> <p>1 組織的多数人数買収及び利害誘導罪 <u>国民投票に関し、組織により、多数の投票人に対し、憲法改正案に対する賛成又は反対の投票をし又はしないよう勧誘し、その投票をし又はしないことの報酬として、金銭若しくは憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与をし、若しくはその供与の申込み若しくは約束をし、又は憲法改正案に対する賛成若しくは反対の投票をし若しくはしないことに影響を与えるに足りる供応接待をし、若しくはその申込み若しくは約束をした者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処するものとする。</u> <u>と同様に禁止の対象となる行為を限定した上で、利害誘導罪及び買収目的交付罪を設けるものとする。</u></p> <p>2 職権濫用による国民投票の自由妨害罪 国民投票に関し、国又は地方公共団体の公務員等が故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して国民投票の自由を妨害したときは、4年以下の禁錮に処するものとする。</p> <p>国又は地方公共団体の公務員等が、投票人に対し、その投票しようとし、又は投票した内容の表示を求めたときは、6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処するものとする。</p> <p>3 投票の秘密侵害罪 中央選挙管理会の委員等が投票人の投票した内容を表示したときは、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処するものとする。</p> <p>4 投票干渉罪 投票所又は開票所において、正当な理由がなく、投票人の投票に干渉し、又は投票の内容を認知する方法を行った者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処するものとする。</p>	<p>(4) 政党等による放送及び新聞広告 政党等（一人以上の衆議院議員又は参議院議員が所属する政党その他の政治団体であって、両議院の議長が協議して定めるところにより国民投票広報協議会に届け出たものをいう。以下同じ。）は、日本放送協会及び一般放送事業者のラジオ放送又はテレビジョン放送の放送設備により、憲法改正案に対する意見を無料で放送することができるものとする。この放送に関しては、すべての政党等に対して、同一放送設備を使用し、憲法改正の発議に係る議決がされた際当該政党等に所属する衆議院議員及び参議院議員の数を踏まえて国民投票広報協議会が定める時間数を与える等同等の利便を提供しなければならないものとする。</p> <p>政党等は、憲法改正の発議に係る議決がされた際当該政党等に所属する衆議院議員及び参議院議員の数を踏まえて国民投票広報協議会が定める寸法で、新聞に、国民投票広報協議会が定める回数に限り、無料で、憲法改正案に対する意見の広告をすることができるものとする。</p> <p>7 罰則</p> <p>(1) 職権濫用による国民投票の自由妨害罪 国民投票に関し、国又は地方公共団体の公務員等が故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して国民投票の自由を妨害したときは、4年以下の禁錮に処するものとする。</p> <p>国又は地方公共団体の公務員等が、投票人に対し、その投票しようとし、又は投票した内容の表示を求めたときは、6月以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処するものとする。</p> <p>(2) 投票の秘密侵害罪 中央選挙管理会の委員等が投票人の投票した内容を表示したときは、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処するものとする。</p> <p>(3) 投票干渉罪 投票所又は開票所において、正当な理由がなく、投票人の投票に干渉し、又は投票の内容を認知する方法を行った者は、1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処するものとする。</p>

与党案要綱	民主党案要綱
<p>法令の規定によらないで、投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処するものとする。</p>	<p>法令の規定によらないで、投票箱を開き、又は投票箱の投票を取り出した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処するものとする。</p>
<p>5 投票事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等投票管理者等に暴行若しくは脅迫を加え、投票所等を騒擾し、又は投票、投票箱その他関係書類を抑留し、損ない、若しくは奪取した者は、4年以下の懲役又は禁錮に処するものとする。</p>	<p>(4) 投票事務関係者、施設等に対する暴行罪、騒擾罪等投票管理者等に暴行若しくは脅迫を加え、投票所等を騒擾し、又は投票、投票箱その他関係書類を抑留し、損ない、若しくは奪取した者は、4年以下の懲役又は禁錮に処するものとする。</p>
<p>6 国民投票運動の規制違反 国民投票運動の規制(六の2及び3に限る。)違反の罪に関し、必要な罰則の規定を置くものとする。</p>	<p>(5) 国民投票運動の規制違反 国民投票運動の規制(6(2)に限る。)違反の罪に関し、必要な罰則の規定を置くものとする。</p>
<p>7 その他 その他必要な罰則の規定を置くものとする。 国外犯に対し、必要な罰則の規定を置くものとする。</p>	<p>(6) その他 その他必要な罰則の規定を置くものとする。 国外犯に対し、必要な罰則の規定を置くものとする。</p>
<p>第三 国民投票の効果</p>	<p>二 国民投票の効果</p>
<p>一 国民の承認 国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が有効投票の総数の2分の1を超えた場合は、当該憲法改正について国民の承認があったものとする。</p>	<p>1 国民の承認 国民投票において、憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超えた場合は、当該憲法改正について国民の承認があったものとする。</p>
<p>二 憲法改正の公布のための手続 内閣総理大臣は、憲法改正案に対する賛成の投票の数が有効投票の総数の2分の1を超える旨の通知を受けたときは、直ちに当該憲法改正の公布のための手続を執らなければならないものとする。</p>	<p>2 憲法改正の公布のための手続 内閣総理大臣は、憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超える旨の通知を受けたときは、直ちに当該憲法改正の公布のための手続を執らなければならないものとする。</p>
<p>第四 国民投票無効の訴訟等</p>	<p>三 国民投票無効の訴訟等</p>
<p>一 国民投票無効の訴訟</p>	<p>1 国民投票無効の訴訟</p>
<p>1 訴訟の提起 国民投票に関し異議がある投票人は、中央選挙管理会を被告として、国民投票の結果の告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができるものとする。</p>	<p>(1) 訴訟の提起 国民投票に関し異議がある投票人は、中央選挙管理会を被告として、国民投票の結果の告示の日から30日以内に、東京高等裁判所に訴訟を提起することができるものとする。</p>
<p>2 国民投票無効の判決 1による訴訟の提起があった場合において、(ア)国民投票の管理執行に当たる機関(憲法改正案広報協議会を除く。)が国民投票の管理執行につき遵守すべき手続に関する規定に違反した場合、(イ)第二の六2及び3並びに七1から4までに違反する行為があり、多数の投票人が一般にその自由な判断による投票を妨げられたといえる重大な違反があった場合又は(ウ)憲法改正案に対する賛成の投票の数若しくは反対の投票の数の確定に関する判断に誤りがあった場合であって、そのために憲法改正案に係る国民投票の結果に異動を及ぼすおそれがあるときは、裁判所は、その国民投票の全部又は一部の無効を判決しなければならないものとする。</p>	<p>(2) 国民投票無効の判決 (1)による訴訟の提起があった場合において、(ア)国民投票の管理執行に当たる機関(国民投票広報協議会を除く。)が国民投票の管理執行につき遵守すべき手続に関する規定に違反した場合、(イ)一6(2)及び7(1)から(3)までに違反する行為があり、多数の投票人が一般にその自由な判断による投票を妨げられたといえる重大な違反があった場合又は(ウ)憲法改正案に対する賛成の投票の数若しくは投票総数の確定に関する判断に誤りがあった場合であって、そのために憲法改正案に係る国民投票の結果に異動を及ぼすおそれがあるときは、裁判所は、その国民投票の全部又は一部の無効を判決しなければならないものとする。</p>
<p>3 国民投票無効の訴訟の提起と国民投票の効力 訴訟の提起があっても、憲法改正案に係る国民投票の効力は、停止しないものとする。</p>	<p>(3) 国民投票無効の訴訟の提起と国民投票の効力 訴訟の提起があっても、憲法改正案に係る国民投票の効力は、停止しないものとする。</p>
<p>4 憲法改正の効果の発生の停止 憲法改正が無効とされることにより生ずる重大な</p>	<p>(4) 憲法改正の効果の発生の停止 憲法改正が無効とされることにより生ずる重大な</p>

与党案要綱	民主党案要綱
<p>支障を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、憲法改正の効果の発生の一部又は全部の停止をするものとする。ただし、本案について理由がないとみえるときは、この限りでないものとする。</p> <p>による憲法改正の効果の発生を停止する決定が確定したときは、憲法改正の効果の発生は、本案に係る判決が確定するまでの間、停止するものとする。</p>	<p>支障を避けるため緊急の必要があるときは、裁判所は、申立てにより、決定をもって、憲法改正の効果の発生の一部又は全部の停止をするものとする。ただし、本案について理由がないとみえるときは、この限りでないものとする。</p> <p>による憲法改正の効果の発生を停止する決定が確定したときは、憲法改正の効果の発生は、本案に係る判決が確定するまでの間、停止するものとする。</p>
<p>二 再投票及び更正決定</p> <p>1 再投票</p> <p>国民投票無効の訴訟の結果、憲法改正案に係る国民投票の全部又は一部が無効となった場合(2の更正決定が可能な場合を除く。)においては、更に国民投票を行わなければならないものとする。</p> <p>2 更正決定</p> <p>国民投票無効の訴訟の結果、憲法改正案に係る国民投票の全部又は一部が無効となった場合において、更に国民投票を行わないで当該憲法改正案に係る国民投票の結果を定めることができるときは、国民投票会を開き、これを定めなければならないものとする。</p>	<p>2 再投票及び更正決定</p> <p>(1) 再投票</p> <p>国民投票無効の訴訟の結果、憲法改正案に係る国民投票の全部又は一部が無効となった場合(2の更正決定が可能な場合を除く。)においては、更に国民投票を行わなければならないものとする。</p> <p>(2) 更正決定</p> <p>国民投票無効の訴訟の結果、憲法改正案に係る国民投票の全部又は一部が無効となった場合において、更に国民投票を行わないで当該憲法改正案に係る国民投票の結果を定めることができるときは、国民投票会を開き、これを定めなければならないものとする。</p> <p><u>第三 国政問題国民投票</u></p> <p><u>一 国政問題国民投票の実施</u></p> <p><u>国会が、国会法の規定により国政問題に係る案件を</u> <u>発議したときは、国政問題国民投票を行うものとする</u> <u>こと。</u></p> <p><u>二 国政問題国民投票の結果</u></p> <p><u>国政問題国民投票の結果は、国及びその機関を拘束</u> <u>しないものとする。</u></p> <p><u>三 憲法改正国民投票に係る規定の国政問題国民投票</u> <u>への準用</u></p> <p><u>国政問題国民投票の実施については、第二(憲法改</u> <u>正国民投票)の一(国民投票の実施)の規定を準用す</u> <u>るものとし、必要な読替えを行うものとする。</u></p>
<p>第五 補則</p> <p>一 費用の国庫負担</p> <p>国民投票に関する一切の費用は、国庫の負担とするものとする。</p> <p>二 その他</p> <p>その他所要の規定を設けるものとする。</p>	<p>第四 補則</p> <p>一 費用の国庫負担</p> <p>憲法改正国民投票又は国政問題国民投票に関する一切の費用は、国庫の負担とするものとする。</p> <p>二 その他</p> <p>その他所要の規定を設けるものとする。</p>
<p>第六 憲法改正の発議のための国会法の一部改正</p> <p>一 日本国憲法の改正の発議</p> <p>1 憲法改正原案の提出要件</p> <p>議員が憲法改正案の原案(以下「憲法改正原案」という。)を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要するものとする。</p> <p>2 個別発議</p> <p>憲法改正原案の発議に当たっては、内容において関</p>	<p>第五 国会法の一部改正</p> <p>一 憲法改正の発議のための国会法の一部改正</p> <p>1 日本国憲法の改正の発議</p> <p>(1) 憲法改正原案の提出要件</p> <p>議員が憲法改正案の原案(以下「憲法改正原案」という。)を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要するものとする。</p> <p>(2) 個別発議</p> <p>憲法改正原案の発議に当たっては、内容において関</p>

与党案要綱	民主党案要綱
連する事項ごとに区分して行うものとする。	連する事項ごとに区分して行うものとする。
<p>3 憲法改正の発議及び国民に対する提案 憲法改正原案について国会において最後の可決があった場合には、その可決をもって、国会が日本国憲法第96条第1項に定める憲法改正の発議をし、国民に提案したものとすること。 の場合において、両議院の議長は、憲法改正の発議をした旨及び発議に係る憲法改正案を官報に公示するものとする。</p>	<p>(3) 憲法改正の発議及び国民に対する提案 憲法改正原案について国会において最後の可決があった場合には、その可決をもって、国会が日本国憲法第96条第1項に定める憲法改正の発議をし、国民に提案したものとすること。 の場合において、両議院の議長は、憲法改正の発議をした旨及び発議に係る憲法改正案を官報に公示するものとする。</p>
二 憲法審査会	2 憲法審査会
1 設置	(1) 設置
<p>日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けるものとする。</p>	<p>日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について広範かつ総合的に調査を行い、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けるものとする。</p>
2 憲法改正原案等の提出	(2) 憲法改正原案の提出等
<p>憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法の改正手続に係る法律案を提出することができるものとする。</p>	<p>憲法審査会は、憲法改正原案及び日本国憲法の改正手続に係る法律案を提出することができるものとする。</p>
3 憲法改正原案の審査手続の特例	(3) 憲法改正原案の審査手続の特例
<p>憲法審査会は、会期中・閉会中を問わず、付託された憲法改正原案を審査することができるものとする（閉会中審査の手続不要）。</p>	<p>憲法審査会は、会期中・閉会中を問わず、付託された憲法改正原案を審査することができるものとする（閉会中審査の手続不要）。</p>
4 合同審査会	(4) 合同審査会
<p>各議院の憲法審査会は、憲法改正原案に関し、他の議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができるものとする。合同審査会は、憲法改正原案に関し、各議院の憲法審査会に勧告することができるものとする。</p>	<p>各議院の憲法審査会は、憲法改正原案に関し、他の議院の憲法審査会と協議して合同審査会を開くことができるものとする。合同審査会は、憲法改正原案に関し、各議院の憲法審査会に勧告することができるものとする。</p>
5 その他	(5) その他
<p>1から4までに定めるもののほか、憲法審査会に関する事項については、各議院の議決によりこれを定めるものとする。</p>	<p>(1)から(4)までに定めるもののほか、憲法審査会に関する事項については、各議院の議決によりこれを定めるものとする。</p>
三 憲法改正案広報協議会	3 国民投票広報協議会
<p>3 の憲法改正の発議があったときは、その国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する憲法改正案広報協議会を設けるものとする。</p>	<p>1 (3) の憲法改正の発議があったときは、その国民に対する広報に関する事務を行うため、国会に、各議院においてその議員の中から選任された同数の委員で組織する国民投票広報協議会を設けるものとする。</p>
	<p><u>二 国政問題に係る案件の発議のための国会法の一部改正</u></p> <p><u>1 国政問題に係る案件について国民投票に付すときは、国会の議決により、これを発議するものとする。</u></p> <p><u>2 国政問題に係る案件は、国民が賛成又は反対を表明することができる明確な設問としなければならないものとする。</u></p> <p><u>3 議員が国政問題に係る案件に係る議案を発議するには、衆議院においては議員100人以上、参議院においては議員50人以上の賛成を要するものとする。</u></p>

与党案要綱	民主党案要綱
<p>第七 附則</p> <p>一 施行期日 この法律は、公布の日から起算して2年を経過した日から施行するものとする。ただし、第六の規定は、公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から施行するものとする。</p> <p>二 その他 その他所要の規定を整備するものとする。</p>	<p><u>4 国政問題に係る案件の発議については、一(3)及び3と同様とすること。</u></p> <p>第六 附則</p> <p>一 施行期日 この法律は、公布の日から起算して2年を経過した日から施行するものとする。ただし、第五の規定は公布の日以後初めて召集される国会の召集の日から、<u>次の二の規定は公布の日から施行するものとする</u>こと。</p> <p><u>二 法制上の措置</u> 国は、この法律の公布の日後速やかに、選挙権を有する者の年齢を定める公職選挙法、成年年齢を定める民法その他の法令の規定について検討を加え、その結果に基づいて、この法律の施行の日までに、<u>必要な法制上の措置を講ずるものとする</u>。</p> <p>三 その他 その他所要の規定を整備するものとする。</p>

いわゆる「日本国憲法改正国民投票法案」の経緯

《いわゆる「自治庁案」の経緯》

- 昭和 27 年 12 月 2 日 選挙制度調査会が、吉田内閣に「日本国憲法の改正に関する国民投票制度要綱」を答申。この答申を受けて、自治庁（当時）において検討がなされる。
- 昭和 28 年 2 月 9 日 自治庁が「最終要綱」を発表。
- 10 日 「最終要綱」及び「法案」を閣議に付すも、異論が出て、首相一任となる。
- 13 日 「内閣が憲法改正の意図を持っている、と誤解されるおそれがある」として、閣議決定は見送り。
- 昭和 28～29 年頃 国会法の全般的な改正（最終的には、昭和 30 年改正として成立することとなるもの）の検討事項のひとつとして、「憲法改正に関する議事手続規定」が検討されるも、最終的には見送り。

《自由党における法案作成・提出の動き》

- 平成 11 年～12 年 1 月 自由党（当時）の憲法問題研究会が「日本国憲法改正国民投票法案」をまとめ、参議院への提出を目指す。

《憲法調査推進議連案の作成》

- 平成 12 年 1 月 20 日 衆参両院に憲法調査会が設置される。
- 平成 12 年 11 月 29 日 憲法調査推進議員連盟（中山太郎会長）の総会で、「国民投票制度小委員会」の設置を議決。
- 平成 13 年 11 月 16 日 憲法調査推進議連の総会において「日本国憲法改正国民投票法案」「国会法の一部を改正する法律案」が報告・了承される。

憲法調査会報告書提出・憲法調査特別委員会設置（第163回国会）

- 平成16年4月13日 自民党・公明党による「国民投票法等に関する与党協議会」が発足。
- 平成16年12月3日 「国民投票法等に関する与党協議会」において「日本国憲法改正国民投票法案骨子（案）」が了承される。
- 平成17年2月17日 憲法調査会において、国民投票法の制定を前向きに検討する
～24日 旨の自民・公明・民主各委員からの発言が行われる。
- 平成17年4月15日 衆議院憲法調査会が報告書を議長に提出。
- 平成17年9月22日 第163回国会において、国民投票法制に係る議案の審査・起草権限を有する憲法調査特別委員会（「日本国憲法に関する調査特別委員会」）が衆議院に設置される。
- 平成17年10月27日 民主党が「憲法改正及び国政問題に係る国民投票法案・大綱（素案）」を発表。

憲法調査特別委員会設置（第164回国会）・与党案及び民主党案提出

- 平成18年1月20日 第164回国会において、前国会に引き続き、憲法調査特別委員会が衆議院に設置される。
- 平成18年3月30日 衆議院憲法調査特別委員会の理事懇談会において「論点整理」に入る。以降、5月18日まで計7回開催されている。
- 平成18年5月17日 民主党が「日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る発議手続及び国民投票に関する法律案（仮称）・大綱」を発表。
- 平成18年5月19日 「国民投票法等に関する与党協議会」は、今国会において、与党が日本国憲法改正の手続を定める法律案を提出する方針を確認。
- 平成18年5月26日 12時30分、与党案提出。
12時45分、民主党案提出。

<参照資料>

- 全国憲法研究会編『法律時報増刊 憲法改正問題』 2005年
高橋正俊「憲法改正のための国民投票法について」比較法学研究 No.13 2001年
高見勝利『憲法の改正 シリーズ憲法の争点』 国立国会図書館調査及び立法考査局 2005年
自民党 HP、民主党 HP

与党案・民主党案における主な論点

第一 憲法改正国民投票法制を議論するに当たって

一 憲法改正国民投票法制の要否

憲法は、96条において憲法改正の手続を規定している。しかし、現在までに憲法改正のための手続法である国民投票法が制定されていないことから、当該法律が必要となるか否かが論じられている。

自民党・公明党及び民主党は、憲法改正国民投票法制を速やかに制定すべきであるとし、他方、共産党及び社民党は、現時点で国民投票法を制定する必要はないとしている。

学説においても、憲法改正のいかんをとわず、その手続を成文法として整備しておくことは、法治国としての当然なすべき義務であるとの意見¹と、国会が改憲を発議しているわけでも国会に改憲が発案されているわけでもなく、国民投票の必要が生じてもないことから憲法改正国民投票法制は必要ないとの意見²がある。

必要であるとの意見

自民党・公明党

憲法改正国民投票法制に対する意識・世論の高まりにかんがみて、速やかに制定すべき。

民主党

憲法改正についての賛成派も反対派も含めた幅広い合意の下に、速やかに制定すべき。

不要であるとの意見

共産党

- ・憲法改正国民投票法の整備は、9条改憲の実現に向けた条件作りである。
- ・国民自身が9条改憲のための国民投票法制の整備を望んでいない。

社民党

- ・現憲法を変える必要がない。
- ・憲法改正国民投票法に関する国民の認知度が重要。

二 憲法改正案と憲法改正国民投票法制の議論を切り離して行うことの是非

国民投票法制を議論する前提として、憲法改正案と憲法改正国民投票法制の議論をどのように行っていくかが問題となるが、この点に関して、両者の議論を切り離して行うかどうかで意見が分かれている。

¹ 芦部信喜『憲法制定権力』300頁 東京大学出版会 1983年（初出1954年）

² 井口秀作・浦田一郎・只野雅人・三輪隆『いまなぜ憲法改正国民投票なのか』9頁（三輪隆執筆部分） 蒼天社出版 2006年

学説においても、近い将来、憲法改正が現実化するか否かは別として、憲法改正の「発議機関」とされている以上、国会には、その必要が生じた場合に迅速に対応しうるための法整備を行っておく必要があるはずである³とする意見と、両議院の三分の二以上を構成する二大政党が全面的な改憲草案起草過程に入り、「扇情的」な改憲ムードの高揚しつつある現況は、明らかに手続法整備の時期として不適切である⁴とする意見がある。

切り離して議論すべきとの意見

自民党・公明党

憲法改正案の内容と結び付けられると、歪んだ議論となってしまう。

民主党

憲法改正の是非と関係なく、憲法改正についての賛成派も反対派も含めた幅広い合意の下に速やかに制定すべき。

切り離すことはできないとの意見

共産党

政権与党が具体的な改憲案を出しており、そのような内容が判明している以上、両者を切り離して整理することはもはや不可能な段階である。

社民党

現在の議論は、9条改憲論に引っ張られており、両者を切り離して議論することは困難である。

三 憲法改正の限界論

日本国憲法には、明示的に改正の限界について規定する条文は存在しない。そのため、96条の手続によって改正できる範囲が問題となる。

1 各党の意見

憲法改正の限界について、現憲法の良いところ(基本原理)を堅持しつつ、その全面改正という形式によって新憲法を制定することは、憲法96条の許容するところであるとの意見や、新憲法の制定を同条に基づく改正手続によつてなすことは不可能であるとの意見がある。

³ 竹花光範「憲法改正の発議と国民投票」 2、3頁 駒澤大學法學部研究紀要 61号 2003年

⁴ 松田浩「憲法調査会の後に来るもの - 憲法改正手続法案に関連して」 90頁 法律時報 961号 2005年

憲法改正の限界に関する各党の主な意見

自民党

憲法改正には限界があると思うが、それは、必ずしも「全面改正（新憲法制定）」を否定するものとは考えない。

民主党

- ・憲法改正には限界がある。憲法三原則をはじめ、他の規定よりも上位にあると思われるものは改正できないと考える。
- ・改正が限界を超えているか否かについては、訴訟における無効事由とはならない。

公明党

「加憲」の立場からも憲法改正には限界があると考えている。

共産党

- ・96条は、憲法改正に関する手続規定であり、同規定による「新憲法」の制定は不可能である。
- ・日本国憲法の基本原理を改変するような改正はできない。

社民党

国民的議論を喚起する観点からも、この論点については十分に議論をして、憲法改正には限界があるという認識を深める必要がある。

2 学説

憲法改正の限界について、多くの学説は憲法改正限界論を採っているが、改正限界の範囲については、主権原理（+基本的人権）は改正できないとする見解、三原則は改正できないとする見解、主権原理（+基本的人権）に加えて改正手続規定も改正できないとする見解などがある。

9条の改正が憲法改正の限界を超えるかについては、上記説からは、9条全体の改正が可能となるが、上記説からは、(a)9条1項は改正できないが2項は改正できるとする見解、(b)9条1項・2項ともに改正できないとする見解に分かれる。

憲法改正の限界についての学説

無限界論	憲法改正の手続を定めているのであるから、この所定の手続を経れば、憲法は改正され得るのである。・・・の規定ならばこれを改正し得るのか・・・について何の定めも設けていないのである。それゆえに、所定の手続を経れば、現憲法のどの規定でもこれを改正することができるのである ⁵ 。					
限界論 主権の所在を示す条項など、憲法の基本原理ないし基本的性格を示す条項は、変更することができない上位の条項に当たる ⁶ 。	主権原理（+ 基本的人権）改正不可	<ul style="list-style-type: none"> ・君主主権または国民主権の原理は、それぞれの憲法におけるもっとも根元的な原理であると考えられるから、その憲法の定める改正手続によって、その原理を否定することは、改正権の限界を超える⁷。 ・国民主権の原理から論理必然に出てくるコロラリーとしての基本的人権の尊重の原理もまた憲法改正権の限界を形成する⁸。 				
	三原則の改正不可	<p>第一に国民主権の原理そのものを定めた部分は改正の限界をなす。第二に、基本的人権の原理は、この憲法の内容を規律する原理であるから、この原理そのものを定めた部分も改正の限界をなす。第三に、前文及び9条に定められている平和主義の原理も、この憲法の内容を規律する基本原理であり、したがってこの平和主義の原理を否定することも改正の限界外にあると考えるべきである⁹。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">9条1項の改正不可・2項改正可</td> <td>平和主義とそれを実現するための手段（軍備の放棄もしくは禁止）とは、法理論上は一応別個であり、平和主義の立場を守りながら一定限度の軍備をもつために後者を改正（削除）しても、民主憲法の同一性は失われないと解してよい¹⁰。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9条1項・2項ともに改正不可</td> <td>1項にとどまることなく、特に2項を設けたことに積極的意義があるとする立場に立つ限り、後者の（9条2項の戦力不保持の部分も改正の限界外であると解する）見解を正当とすべきである¹¹。</td> </tr> </table>	9条1項の改正不可・2項改正可	平和主義とそれを実現するための手段（軍備の放棄もしくは禁止）とは、法理論上は一応別個であり、平和主義の立場を守りながら一定限度の軍備をもつために後者を改正（削除）しても、民主憲法の同一性は失われないと解してよい ¹⁰ 。	9条1項・2項ともに改正不可	1項にとどまることなく、特に2項を設けたことに積極的意義があるとする立場に立つ限り、後者の（9条2項の戦力不保持の部分も改正の限界外であると解する）見解を正当とすべきである ¹¹ 。
	9条1項の改正不可・2項改正可	平和主義とそれを実現するための手段（軍備の放棄もしくは禁止）とは、法理論上は一応別個であり、平和主義の立場を守りながら一定限度の軍備をもつために後者を改正（削除）しても、民主憲法の同一性は失われないと解してよい ¹⁰ 。				
9条1項・2項ともに改正不可	1項にとどまることなく、特に2項を設けたことに積極的意義があるとする立場に立つ限り、後者の（9条2項の戦力不保持の部分も改正の限界外であると解する）見解を正当とすべきである ¹¹ 。					
主権原理（+ 基本的人権）に加えて 96条の改正不可	改正手続を根拠に、憲法典を支える最終的権威である憲法制定権力の担い手の変更はありえない。（略）「自然権」的発想を否定するような改正は、もとの憲法典との同一性を失わせるものとして改正の限界を越える。（略）憲法の改正手続規定および改正禁止規定は改正の対象とはなりえない ¹² 。					

（参考）改正の限界についての明示的な条項を有する諸外国の憲法の例

イタリア共和国憲法 第139条（憲法改正の限界）

共和政体は憲法改正の対象となることができない。

ドイツ連邦共和国基本法 第79条（基本法の変更）

- (3) この基本法の変更によって、連邦の諸ラントへの編成、立法に際しての諸ラントの原則的協力、または、第1条〔人間の尊厳〕および第20条〔連邦国家、権力分立、社会的法治国家、抵抗権〕にうたわれている基本原則に触れることは、許されない。

フランス第五共和国憲法 第89条（憲法改正）

共和政体は、これを改正の対象とすることはできない。

出典：樋口陽一・吉田善明編『解説 世界憲法集〔第4版〕』三省堂 2001年

⁵ 大石義雄『日本國憲法概論』183、184頁 青林書院 1958年

⁶ 佐藤功『ポケット註釈全書 憲法（下）』1252、1253頁 有斐閣 2001年（初版1955年）

⁷ 宮澤俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』787～789頁 日本評論社 1978年（初版1955年）

⁸ 宮澤俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』787～789頁 日本評論社 1978年（初版1955年）

⁹ 佐藤功『ポケット註釈全書 憲法（下）』1254頁 有斐閣 2001年（初版1955年）

¹⁰ 小林直樹『〔新版〕憲法講義（下）』560、561頁 東大出版会 1994年（初版1981年）

¹¹ 佐藤功『ポケット註釈全書 憲法（下）』1254頁 有斐閣 2001年（初版1955年）

¹² 佐藤幸治『憲法〔第三版〕』39、40頁 青林書院 1995年（初版1981年）

第二 総論的事項

一 国政選挙と同時実施することの是非

国民投票の実施については、憲法 96 条は、特別の国民投票、国会の定める選挙の際行われる投票、の 2 種類を想定している。

どちらの方式を選択するかは、その時の状況に応じた法律の制定か、又は国会の議決に委ねられているとも解されるが¹³、憲法改正という問題の重要性を考慮すると、特別の国民投票のほうが望ましいとする意見が、学説上多い¹⁴。

なお、諸外国の例では、スウェーデンにおいて、憲法に当たる基本法の改正に関する国民投票は、議会選挙と同時に実施される(統治法典 8 章 15 条 4 項)。

国政選挙との同時実施の問題点

- ・与野党が政権をかけて争う国政選挙と、国会の 2/3 以上の勢力が協調して発議した憲法改正国民投票とは質的に異なる。
- ・両者を同時に実施すると有権者が混乱するおそれがある。

二 国民投票法案の対象範囲

与党は、今回整備するのは、憲法 96 条に定める手続を実現するための「憲法改正」国民投票法であり、間接民主制の根幹に関わる「一般的」国民投票法の制定は、近い将来の課題であるとしている。

学説においては、憲法 41 条で国会を「国の唯一の立法機関」と規定していることから、決定型の確定的国民投票については認められないが、諮問型国民投票であれば導入は可能であるとする見解がある¹⁵。

決定型国民投票と諮問型国民投票との違い

決定型国民投票	裁可型とも呼ばれ、国家機関の決定は経たが未だ効力を発生するに至っていない国家意思について、国民投票によって国民からの賛意が表明された場合に国家意思としての効力を発生せしめ確定せしめるものとして行われるもの
諮問型国民投票	助言型とも呼ばれ、国民投票によって示された国民の意思には法的効果はなく、国家意思の形成に当たっての参考にされるものとして行われるもの

そこで、民主党案は、重要な国政問題に関して、国及びその機関を拘束しない効果にとどまる一般的国民投票制度の導入をあわせて求めている。この一般的国民投票制度については、国民投票無効の訴訟、再投票の規定等が適用され

¹³ 飯島滋明『日本国憲法改正国民投票法案』の問題点 57 頁 専修大学社会科学研究所月報 504 号 2005 年

¹⁴ 佐藤功『ポケット註釈全書 憲法(下)』1261 頁 有斐閣 2001 年(初版 1955 年) 清宮四郎「改正の手続」232 頁 清宮四郎・佐藤功編『憲法講座 第 4 巻』有斐閣 1964 年 など

¹⁵ 辻村みよ子『憲法〔第 2 版〕』392 頁 日本評論社 2004 年

ないことを除き、憲法改正国民投票制度と同じ手続によることとされている。

なお、諸外国では、憲法改正国民投票と一般的国民投票を、一つの法律として制定している例が多い¹⁶。

一般的国民投票の導入についての主な意見

憲法改正国民投票法と一緒に規定すべき	慎重に検討すべき
<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問型の国民投票であれば導入は可能。 ・ 憲法改正国民投票も、一般的国民投票も、「国民投票」として民意を聴くことには変わりなく、手続の共通点も多い。 ・ 皇室典範の改正問題など、国民投票に付すに相応しい問題がある。 ・ NHK と朝日新聞によれば、憲法を改正して重要な問題は国民投票で決めたいという人が53%もいる。憲法改正はしなくていいけれども、重要な課題については国会や政府に尊重させるという国民投票をやった方がいいというのは27%、合わせて80%である。NHK も大体同じような数字である。日本の国民が、重要な課題については国民投票で決めたいというふうに考えている人が8割いる。¹⁷ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法 41 条は国会を「国の唯一の立法機関」と規定しており、また諮問型であっても事実上の拘束力を有し、濫用の危険性も考えられるから、慎重な議論が必要。 ・ 憲法調査特別委員会の所管事項を超えている。 ・ 重要案件を国民投票にかけるとすると、憲法上法的拘束力は持たせないといいながら、事実上、出た結果は拒否できない。事実上の拘束力を生んでしまうような制度をつくってしまうと、それは時の経過とともに現憲法のままで代議制民主主義、議会制の崩壊につながっていく。それは議会の自殺行為である。¹⁸ ・ レファレンダムではなくてプレビシット的な時の為政者に対する人気投票になってしまって、いわば全権委任的なイメージを国民が持ってしまう。また、時の権力を行使する皆さんがそのように勘違いをなさってしまう危険性があるのではないか。¹⁹

三 国民投票法の性格

国民投票法を、国民投票の一般的ルールを定めた恒久法とすべきか、それとも、国民投票の都度制定すべきか、との議論がある。憲法秩序の予測可能性を確保する見地からは 恒久法としての制定²⁰が、毎回点検しながらよりよい手続をとっていく見地からは その都度の制定²¹が主張されている。

(参考) フランスの国民投票法制

フランスでは、憲法改正案が国民投票に付託される場合、恒久的な国民投票手続法は定められておらず、国民投票の実施のためのデクレ（大統領又は総理大臣により署名された、一般的又は個別的効力を有する執行命令）が制定される方式がとられている。

¹⁶ イタリア：憲法に規定する国民投票及び国民の立法発案に関する法律（1970年制定）
 スイス：政治的権利に関する1976年12月17日の連邦法
 スペイン：レファレンダムの各種の方式の規制に関する1980年1月18日組織法2号

¹⁷ 2005年10月20日 衆・日本国憲法に関する調査特別委員会 今井一参考人

¹⁸ 2006年5月18日 衆・日本国憲法に関する調査特別委員会 小林節参考人

¹⁹ 2006年5月18日 衆・日本国憲法に関する調査特別委員会 伊藤真参考人

²⁰ 松田浩「憲法調査会の後に来るもの-憲法改正手続法案に関連して」90頁 法律時報961号 2005年

²¹ 小沢隆一「憲法改正国民投票法をめぐる理論的問題」13頁 法と民主主義399号 2005年

第三 国民投票の実施

一 国民投票の期日

1 投票期日までの周知期間

与党案・民主党案ともに、憲法改正案の内容に応じて期間を設定することができるよう、国会が憲法改正を発議した日から起算して60日以後180日以内としている。一方で、十分な検討、熟慮をする期間を保障すべきとして、180日以上とすべきとする考え方もある。

周知期間に関する諸外国の例

国名	周知期間（発議からの日数）
韓国	30日以内
オーストラリア	33日以上 58日以内
スペイン	30日以上 120日以内
オーストリア	2か月以上
フランス	約3か月（2000年憲法改正の例）
スイス	4か月以内
デンマーク	6か月以内
イタリア	約7か月（2006年国民投票の例）

学説は、「国会の発議後、あまり早くでは国民が問題を意識して考える余裕がなく、またあまり遅くでは、国民の関心が薄らぐおそれ」²²があるとして、適切な期間を設定することを求めている。

2 投票期日の設定者

与党案・民主党案ともに、憲法改正を発議した国会が自ら定めるべきであるとして、国会が投票期日を議決するものとしている。

学説においても、投票期日の設定については、内閣よりも国会が発議の際に改正案の内容を吟味して個別に決定する方が96条の趣旨に合致するとの見解がある²³。

二 投票権者の範囲

1 年齢

(1) 選挙権年齢・国民投票権年齢

憲法15条3項は、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」と定め、公職選挙法9条1項は、選挙権を20歳以上の者に認めている²⁴。

²² 清宮四郎「改正の手續」233頁 清宮四郎・佐藤功編『憲法講座 第4巻』 有斐閣 1964年

²³ 松田浩「憲法調査会の後に来るもの 憲法改正手続法案に関連して」92頁 法律時報961号 2005年

²⁴ 公職選挙法9条1項「日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。」2項「日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」

国民投票権年齢については、与党案は、憲法改正の国民投票の投票権を 20 歳以上の者に認めている。これに対して、民主党案は、国民投票の投票権を 18 歳以上の者に認め、ただ、憲法改正案の内容に応じ、国会の議決により当該憲法改正案に係る国民投票に限り、16 歳以上に年齢要件を引き下げることができるとしている。

与党案・民主党案における投票権者（年齢要件）の比較

与党案	民主党案	公職選挙法
20 歳以上	・18 歳以上 ・国会の議決により、16 歳以上とすることも可能	20 歳以上

この点については、学説には、「従来から一八歳選挙権の主張がなされてきているところであり、通常選挙権について以上に、憲法改正という問題についてはより多くの国民が参加できることがのぞましいのであるから、ぜひとも、一八歳以上の者を対象とすべきである。²⁵」²⁵、「国民投票権者については、一五条三項の『公務員の選挙』権者としての『成年者』、したがって公選法九条が設定する選挙権者とは別に、国民投票法で改めて設定することが求められる。が、選挙権者よりも狭くすることすなわち年齢要件の引上げ等は許されず、逆に広く一八歳以上等に引き下げるとは、国民主権原理の権威的（正当性）契機を担う全国民に権力的契機を具現化する投票権者団を接近させるものとして評価される。とはいえ、九六条が『国会の定める選挙の際行はれる』『国民投票』を予定している以上、また『全国民を代表する』国会議員の選挙権者と憲法改正投票権者がともに国民主権原理から引き出される存在である以上、基本的には年齢要件はやはり同一たるべきであろう。²⁶」²⁶といった見解がある。

²⁵ 植村勝慶「憲法改正のための法整備がいま必要か？ - 憲法改正への危険な地ならし」28 頁 月刊憲法運動 308 号 2002 年

²⁶ 吉田栄司「憲法改正の手續」114 頁 全国憲法研究会編『法律時報増刊 憲法改正問題』 2005 年

(2) 16歳～19歳人口と総選挙における年齢別投票率

投票権者の年齢要件に関連し、16歳～19歳の人口は次のとおりである。

16歳～19歳及び20歳以上の人口（2003年）

年齢	総数	男	女
16歳	135万人	69万人	66万人
17歳	138万人	71万人	67万人
18歳	144万人	74万人	70万人
19歳	151万人	77万人	74万人
小計（16歳～19歳）	568万人	291万人	277万人
小計（18歳・19歳）	295万人	151万人	144万人
16歳以上	1億840万人	5,246万人	5,594万人
18歳以上	1億567万人	5,105万人	5,461万人
20歳以上	1億272万人	4,954万人	5,318万人

資料：国立社会保障・人口問題研究所

* 四捨五入のため、数値が合わない場合がある。

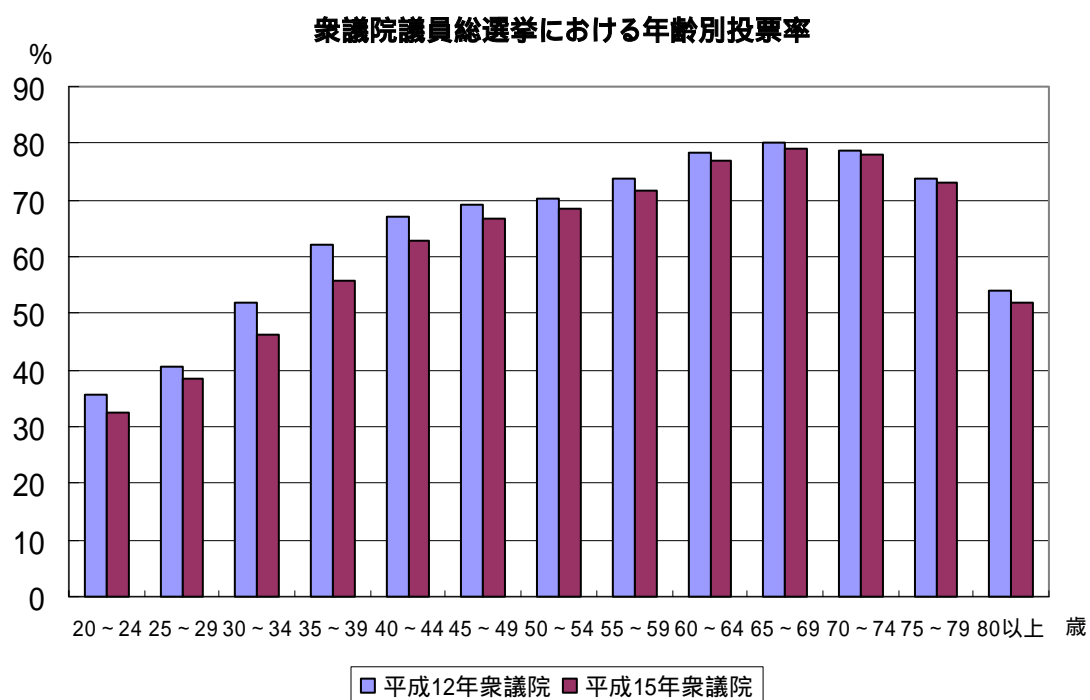
また、16歳～19歳人口とそれ以上の人口との関係は次のとおりである。

16歳～19歳人口とそれ以上の人口との関係（2003年）

項目	数値
16歳以上の人口に占める16歳～19歳人口の割合（上の表の ÷ ）	5.24%
18歳以上の人口に占める18歳及び19歳人口の割合（上の表の ÷ ）	2.79%
16歳～19歳の人口に対する20歳以上人口の比率（上の表の : ）	1:18.1
18歳及び19歳の人口に対する20歳以上人口の比率（上の表の : ）	1:34.8

資料：国立社会保障・人口問題研究所

また、衆議院議員総選挙における年齢別投票率は、次のとおりである。



資料：総務省

* 全国の投票区の中から標準的な投票率を示す投票区を各都道府県の市町村から原則として1投票区ずつ、計151投票区について抽出し、その平均的傾向を求めたもの。

この資料によれば、20歳から24歳までの衆議院議員総選挙の投票率は、第42回(平成12年6月25日)で35.64%、第43回(平成15年11月9日)で32.39%となっており、それぞれ、全体の投票率の62.49%、59.86%より低くなっている。

(3) 年齢に関する他の立法例

年齢に関しては、以下のような立法例がある。

年齢に関する立法例

年齢	法律	概要
20 歳	民法 4 条、5 条	年齢 20 歳をもって、成年とする。未成年者が法律行為をするには、原則として、法定代理人の同意を得なければならない。
	少年法 2 条	「少年」とは、20 歳に満たない者をいう。
	未成年者飲酒禁止法 1 条、未成年者喫煙禁止法 1 条	満 20 歳に至らない者は、飲酒及び喫煙をすることができない。
	医師法 3 条、公認会計士法 4 条等	未成年者であることが欠格事由となる。
	国民年金法 7 条	被保険者資格を得る。
19 歳	スポーツ振興投票法 9 条	19 歳に満たない者は、スポーツ振興投票券の購入等ができない。
18 歳	皇室典範 22 条	天皇、皇太子及び皇太孫の成年は、18 年とする。
	児童福祉法 4 条	児童とは、満 18 歳に満たない者をいう。
	民法 731 条	男子の婚姻適齢
	少年法 51 条	罪を犯すとき 18 歳に満たない者に対しては、死刑と無期刑が緩和される。
16 歳	民法 731 条	女子の婚姻適齢
15 歳	民法 961 条	遺言をすることができる。
14 歳	刑法 41 条	14 歳に満たない者の行為は、罰しない。

(4) 住民投票における年齢要件

市町村合併の是非等を問う住民投票が各地で実施されており、投票権者を 18 歳以上とする例が見られる（平成 15 年 2 月 16 日滋賀県長浜市における市町村合併をめぐる住民投票など）。

また、常設型住民投票制度を条例により整備する例が見られ、その中で、投票権者を 18 歳以上とする例（岸和田市住民投票条例など）や、16 歳以上とする例（神奈川県大和市自治基本条例）が見られる。

(5) 諸外国における選挙権年齢・投票権年齢

憲法改正国民投票（一般的国民投票を含む。）の投票権者（年齢要件）は、平成 17 年及び 18 年に衆議院の調査議員団が調査した諸国においては、いずれも、国政選挙の選挙権者と同じ 18 歳であった（次頁の表参照）²⁷。

²⁷ 『衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書』（平成 18 年 2 月）、『衆議院欧州各国憲法及び国民投票制度調査議員団報告書』（平成 18 年 10 月）

諸外国の国政選挙及び憲法改正国民投票における年齢要件

	選挙権年齢	憲法改正国民投票の投票権者
オーストリア スロバキア* ¹ スイス スペイン フランス* ² ポーランド イタリア デンマーク エストニア	18歳	18歳

*1 他国との同盟関係に関する憲法的法律の承認の場合等の国民投票（憲法改正手続に国民投票は定められていない。）

*2 下院議員の選挙権

世界各国の選挙権年齢の分布

選挙権年齢	国数
15歳以上	1か国
16歳以上	3か国
17歳以上	4か国
18歳以上	151か国
19歳以上	1か国
20歳以上	7か国
21歳以上	14か国
不明	1か国

また、世界各国の選挙権の年齢は、国立国会図書館の調べによると、調査した182か国（地域を含む）のうち、18歳以上（15～17歳以上も含む。）は、159か国となっている（詳しくは巻末資料「世界各国（地域を含む）議会（下院・直接選挙）の選挙権年齢・被選挙権年齢」を参照）。

2 居住要件

選挙権については、満20歳以上の日本国民であっても選挙人名簿に登録されていなければ、これを行使することができない。選挙人名簿に登録されるためには、住民基本台帳に記載されて引き続き3か月を経過しなければならない²⁸。

国民投票においても、このような要件を設ける必要があるかが問題となるが、与党案・民主党案ともこのような3か月居住要件を設けず、国民投票の期日前50日に当たる日（登録基準日）において当該市町村の住民基本台帳に登録されている者等を、投票人名簿に登録するものとしている。

3 公民権停止者の投票権

20歳以上の日本国民であっても、公職選挙法11条、252条、政治資金規正法28条により、次の場合には選挙権・被選挙権を停止することが定められている²⁹。

²⁸ 公職選挙法21条1項「選挙人名簿の登録は、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満二十年以上の日本国民（中略）で、その者に係る登録市町村等（中略）の住民票が作成された日（中略）から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に登録されている者について行う。」

²⁹ 公職選挙法11条、252条等を参照。

成年被後見人：平成7～16年度（10年間）後見開始認容数...約5万人
刑に処せられた者：次表のとおり。

犯罪による公民権の停止

区 分		判決	公民権停止の期間 (不停止・短縮の可否)		人数	
一般	禁錮以上の刑に処せられた者	実刑	実刑期間		約6万人	
		執行猶予	適用なし			
収賄罪	公職にある間に犯した収賄罪等により刑に処せられた者	実刑	実刑期間及びその後の5年間	不停止・短縮可	ごく僅か	
		執行猶予	執行猶予期間			
選挙犯罪	一定の選挙犯罪により刑に処せられた者	罰金刑	実刑	5年間	短縮可	約750人
			執行猶予	執行猶予期間		
		禁錮以上の刑	実刑	実刑期間及びその後の5年間		
			執行猶予	執行猶予期間		
	累犯者			上記「5年間」「10年間」		
法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪	禁錮以上の刑	実刑	実刑期間		ごく僅か	
		執行猶予	執行猶予期間			
規正法違反	政治資金規正法違反の罪により刑に処せられた者	罰金刑	実刑	5年間	-	
			執行猶予	執行猶予期間		
		禁錮刑	実刑	実刑期間及びその後の5年間		不停止・短縮可
			執行猶予	執行猶予期間		

そこで、国民投票制度において、公職選挙法等により公民権が停止された者について、投票権を認めるかどうか論点となる。この点、与党案・民主党案は、成年被後見人以外のすべての者に投票権を与えるものとしている。
なお、各国の拘置中の者の選挙権の状況は、以下のとおりである。

各国の拘置中の者の選挙権の状況³⁰

例外なく選挙権を剥奪している国	何らかの限定を設けて選挙権を剥奪している国	普通選挙の原則が拘置中の受刑者にも全面的に及んでいる国
アルゼンチン、アルメニア、ブラジル、ブルガリア、チリ、エストニア、ハンガリー、インド、ルクセンブルク、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、連合王国	日本*、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、イタリア、マルタ、ニュー・ジブラント、ノルウェイ、サン・マリノ	ボスニア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、アイスランド、アイルランド、イスラエル、ラトヴィア、リトアニア、マケドニア、オランダ、ペルー、ポーランド、セルビア、スロヴェニア、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ

* 日本は、禁錮以上の刑に処せられて拘置中の者の選挙権を停止しており、拘留受刑者の選挙権は停止していない。

³⁰ 倉田玲「禁錮以上の刑に処せられた者の選挙権」189、190頁 立命館法学 300・301号 2005年

三 広報協議会及び国民投票に関する周知

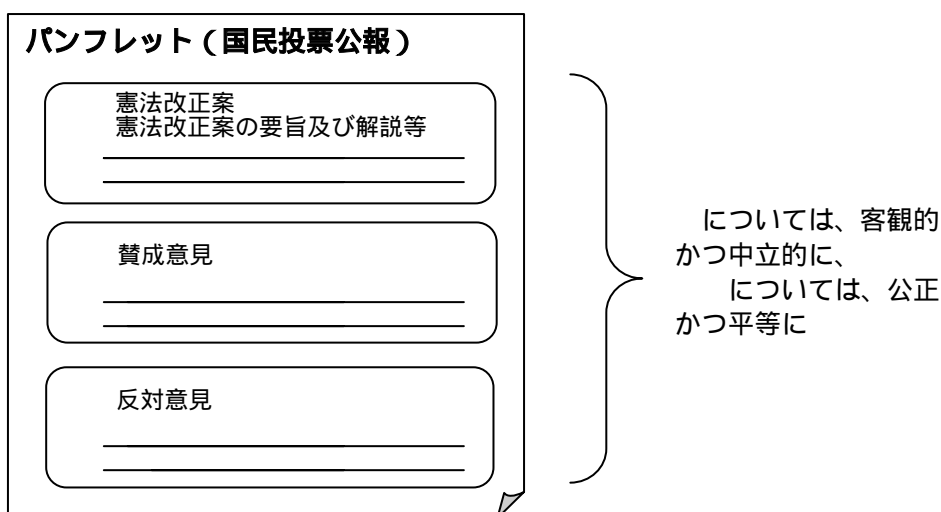
1 憲法改正案の周知広報

(1) パンフレット（国民投票公報）の記載事項

与党案・民主党案ともに、パンフレット（国民投票公報）には憲法改正案、その要旨及び解説等、憲法改正案に対する賛成・反対の意見を掲載するとしている。

また、憲法改正案、その要旨及び解説等に関する記載については、客観的かつ中立的にこれを行うとともに、その賛成・反対の意見の記載についてはこれを公正かつ平等に扱うものとしている。

【パンフレットの記載イメージ】



(2) パンフレットの作成者

与党案・民主党案ともに、新たに国会に設置される協議会（与党案では「憲法改正案広報協議会」、民主党案では「国民投票広報協議会」）が、パンフレットの原稿を作成することとしている。

諸外国の例では、憲法改正案の解説を含むパンフレットを作成する国には、スイスがある。

憲法改正案の周知に関する諸外国の例

国名	周知主体	周知内容
韓国	選管	提案理由・骨子などをまとめた公報
オーストリア	政府	憲法改正案を官報に掲載
フランス	選管	憲法改正案を選挙人へ配付
スイス	政府	投票に付される文面・連邦参事会の簡単な説明文を有権者に配付

(3) 憲法改正案の広報機関の名称・構成等

与党案は憲法改正案広報協議会、民主党案は国民投票広報協議会を国会に設置するとしている。いずれの案も、(a) 協議会は衆議院議員 10 名、参議院議員 10 名から構成されること、(b) その委員の選任は各会派の所属議員数の比率による各会派への割当てによること、(c) 憲法改正案に反対の表決を行った議員の所属する会派から委員が一人も選任されないこととなる場合には、当該会派からも各議院において委員を選任するようできる限り配慮すること、としている。

憲法改正案の周知広報と国民投票の周知広報

	憲法改正案に関わるもの	国民投票そのものに関わるもの
周知広報の主体	・ 憲法改正案広報協議会 又は国民投票広報協議会	・ 総務大臣 ・ 中央選挙管理会 ・ 都道府県選挙管理委員会及び市町村選挙管理委員会
周知広報の内容	憲法改正案、その要旨及び解説等、 憲法改正案に対する賛成・反対の意見を掲載した国民投票公報 憲法改正案に関する説明会その他憲法改正案の広報	国民投票の方法 この法律に規定する規制 その他国民投票の手續に関し必要と認める事項 国民投票の結果（中央選挙管理会のみ）

憲法改正案広報協議会又は国民投票広報協議会の構成例

衆議院議員 10 名

(例えば、会派勢力に応じ配分した結果が以下のとおりとなった場合)

A 党 (賛成) 6 名
B 党 (賛成) 3 名
C 党 (賛成) 1 名

D 党 (反対)
E 党 (反対)

このように ABC いずれの政党も賛成で、DE に配分がない場合には、DE のそれぞれから委員を選任できるようにできる限りの配慮

参議院議員 10 名

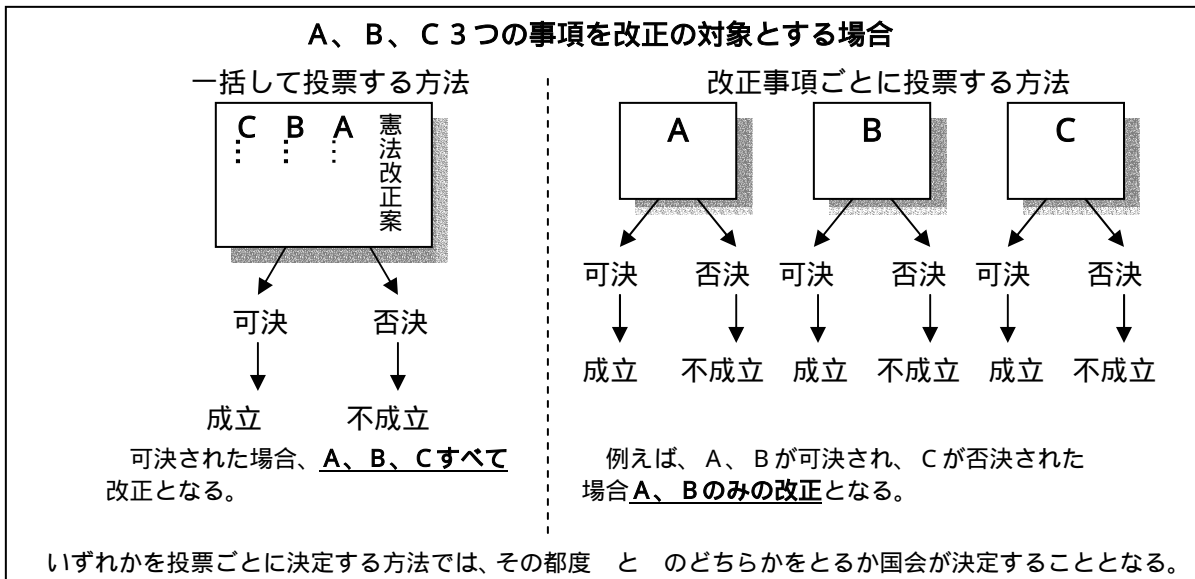
四 投票

1 投票の方式

憲法改正事項が複数にわたる場合の国民投票の方法は、大別して、一括して投票する方法、改正事項ごとに投票する方法、いずれかを投票ごとに決定する方法の3つに大別される。

与党案・民主党案とも、憲法改正案の原案の発議に当たっては、「内容において関連する事項ごとに区分して行うもの」とされている（与党案・民主党案ともに改正後の国会法68条の3）。

投票の方式



投票の方式とその長所・短所²⁷

方式	長所	短所
一括して投票する方法	憲法の基本原則はそのまま維持しつつも、すべての条項が全面的に改正される場合には、この方式が適する。（もっとも、これは、又は'の方式の適用例だということもできる）。	相互に関連ないし脈絡のない種々の事項が同時に改正の対象となるような場合、それらを一括し、一体として、その賛否の意思表示を求めることは、国民に対する無理強いのを免れない。
改正事項ごとに投票する方法	国民が各条項の改正案について、逐一自らの意思を表示し、「決定する」という点では、積極的に評価しうる。	相互に不可分の関係にある条項の間で賛否の結論が分かれてしまった場合、改正の意図が実現できず、改正の効果に期待できないという事態が生じ得る可能性もある。
'改正事項ごとに投票するが、内容において関連する事項ごとに区分して投票する方法	上記およびの方式が有する欠点を回避することができるのみならず、国民にとっても、何を決定すべきかが明確である点で、妥当な方式である。	

²⁷ 高見勝利『憲法の改正シリーズ 憲法の論点』13頁 国立国会図書館調査及び立法考査局 2005年による。

諸外国における投票方式の例

一括して投票	オーストリア*、韓国、パナマ
改正事項ごとに投票	(1枚の投票用紙を使用) コロンビア ²⁸ 、アイルランド、ウズベキスタン
	(設問ごとに1枚の投票用紙を使用) オーストラリア、イタリア、スイス
いずれかの方法を投票ごとに決定	フランス

衆議院法制局「各国の国民投票に関するアンケート調査」(平成16年9月)

(注) 表中の各国の投票用紙の実例は末尾に掲載。

* 原則一括投票だが、個別投票も可能であるとされる。

(参考) アメリカの住民投票における「一投票一案件の原則」(single subject rule)

アメリカの各州における住民投票には、「一投票一案件の原則」(single subject rule)、すなわち「一回の投票は、単一の内容を含んだ案件に対してなされなければならない」という原則が維持されており、一括投票に生じうる、投票案件の故意の組合せによる民意の不正確な反映を防止、内容不明な法案の成立の防止及び既存の法体系との矛盾の回避、議員間のなれ合い投票(logrolling)の防止といった効果がある。

(福井康佐「憲法改正国民投票における運用上の諸問題」196頁 学習院大学大学院法学研究科法学論集 9・10号 2003年)

2 投票用紙

投票用紙の様式については以下のような論点がある。

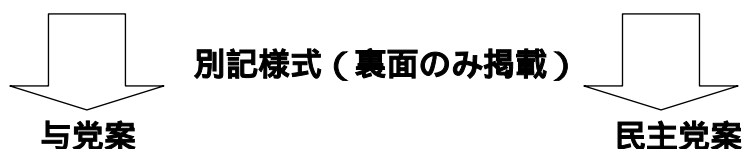
(1) 投票用紙に関する規定

投票用紙に関する技術的事項に関しては、あらかじめ国民投票法本体で原則的な枠組みを定めておくべきであるという見解と憲法改正案の内容にかんがみ、その都度定めれば足りるとする見解がある。

²⁸ 2003年の国民投票では、当初の政府案は一括投票であったが、憲法裁判所がこれを認めず、個々の改正事項ごとの投票となった。

投票用紙の様式について、与党案・民主党案は次のように定めている。

与党案	民主党案
<p>(投票用紙の交付及び様式)</p> <p>第五十七条 投票用紙は、国民投票の当日、投票所において投票人に交付しなければならない。</p> <p>2 投票用紙には、憲法改正案に対する賛成又は反対の意思を表示する記号を記載する欄を設けなければならない。</p> <p>3 投票用紙は、別記様式(第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条の規定による投票の場合にあっては、政令で定める様式)に準じて調製しなければならない。</p>	<p>(投票用紙の交付及び様式)</p> <p>第五十七条 投票用紙は、国民投票の当日、投票所において投票人に交付しなければならない。</p> <p>2 投票用紙には、憲法改正案に対する賛成の意思を表示する記号を記載する欄を設けなければならない。</p> <p>3 投票用紙は、別記様式(第六十二条第一項及び第二項並びに第六十三条の規定による投票の場合にあっては、政令で定める様式)に準じて調製しなければならない。</p>



き さい らん
記 載 欄

注 意

一 憲法改正案に賛成するときは、次の欄内に記号を書くこと。

二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内に×の記号を書くこと。

三 また×の記号以外は何も書かないこと。

き さい らん
記 載 欄

注 意

一 憲法改正案に賛成するときは、次の欄内に記号を書くこと。

二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内に何も書かないこと。

三 の記号以外は何も書かないこと。

(2) 投票の記載方法

投票の記載方法について、与党案・民主党案には以下のような違いがある。

【与党案】

	有効投票		無効投票		棄権
	賛成票	反対票	白票	その他	
賛成の場合は を記入 反対の場合は×を記入		×			

【民主党案】

	賛成票	反対票（白票）	×・他事記載	棄権
賛成の場合は を記入 反対の場合は記入せず				

賛成欄・反対欄に記号を記入という方法をとる場合、その方法によっては、白票の取扱いに差異が生じることとなる（第四の一 「過半数」の意義参照）。

その他、投票の記載方法については下表のような類型がある。

投票の記載方法とその例

記載方法	例
記載欄に記号を記入	与党案、民主党案
賛成欄・反対欄に記号を記入	オーストリア、コロンビア、アイルランド、イタリア、韓国、パナマ
回答欄に「賛成」・「反対」を自書	オーストラリア、スイス
賛成票・反対票から1票を選択	フランス
賛成票・反対票・白票から1票を選択	スペイン、スウェーデン
その他	ウズベキスタン ²⁹

国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会課憲法室「諸外国における国民投票の方式と投票用紙」（平成18年5月）及び衆議院法制局「各国の国民投票に関するアンケート調査」（平成16年9月）

（注）表中の諸外国の投票用紙の実例は末尾に掲載。

²⁹ 投票用紙に憲法改正の内容について賛意を問う質問文が記載されており、反対の場合は当該質問文を線で消して投票、賛成の場合はそのまま投票。

住民投票条例等における「投票の記載方法」に関する規定の例

賛否の記載方法	条例等
回答欄に 又は×を記入	桐生市住民投票条例 我孫子市市民投票条例施行規則
賛成欄又は反対欄に を記入	岩国市住民投票条例施行規則 高浜市住民投票条例 富士見市民投票条例 御嵩町における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例 石狩市が厚田村及び浜益村と合併することの賛否を問う住民投票条例
回答欄に「賛成」又は「反対」を自書	広島市住民投票条例施行規則
複数の選択肢から一つを選択して を記入	岸和田市住民投票条例 名張市住民条例

(3) 投票用紙一枚あたりの設問数

複数の事項が国民投票の対象となり、改正事項ごとに投票する方法(個別方式)をとった場合、一枚の投票用紙にすべてを記載する方式と設問ごとに一枚の投票用紙を使用する方式があり得る。

与党案・民主党案の投票用紙のイメージについては、33頁参照。

投票用紙の例

A 1枚の投票用紙にすべてを記載

B 設問ごとに一枚の投票用紙を使用

この場合、投票箱も投票用紙の数だけ用意するのが一般的である。

また、諸外国においては、以下のような方式が採用されている。

諸外国における投票用紙の例

1枚の投票用紙にすべてを記載	コロンビア、アイルランド、ウズベキスタン
設問ごとに1枚の投票用紙を使用	オーストラリア ³⁰ 、イタリア、スイス

衆議院法制局「各国の国民投票に関するアンケート調査」(平成16年9月)

(注)表中の各国の投票用紙の実例は末尾に掲載。

(4) 改正案の投票用紙への記載

投票用紙に改正案を記載する場合、改正条文を記載する、改正内容を記載する、法律番号等により改正案を特定する等の方式がある。

与党案・民主党案の投票用紙のイメージについては、33頁参照。

諸外国における改正案の投票用紙への記載の例

改正条文の記載	コロンビア
改正の内容を記載	オーストラリア、オーストリア、イタリア、スペイン、スイス、スウェーデン、ウズベキスタン
法律番号・官報番号により改正案を特定	アイルランド
無記載	フランス、韓国、パナマ

国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会課憲法室「諸外国における国民投票の方式と投票用紙」(平成18年5月)及び衆議院法制局「各国の国民投票に関するアンケート調査」(平成16年9月)。

(注)表中の各国の投票用紙の実例は末尾に掲載。

³⁰ 改正事項ごとに投票用紙の色が異なる。

五 国民投票運動

1 期間による制限

与党案・民主党案ともに、期間に関する規制としては、投票日 7 日前からの広告放送の制限のみが規定されており、公職選挙法における「事前運動の禁止」のような規定は設けられていない。（3 投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限を参照）

（参考）公職選挙法の規定

公職選挙法においては、立候補の届出を終えた後でなければ選挙運動をすることができないと規定されており、事前運動* 及び投票日当日の選挙運動は禁止されている（129 条）。なお、各選挙期日の公示・告示すべき日は、以下のとおり。

（1）衆議院議員の選挙	選挙期日前	少なくとも	12 日前	まで
（2）参議院議員の選挙	“	“	17 日前	“
（3）都道府県知事の選挙	“	“	17 日前	“
（4）都道府県の議会の議員の選挙	“	“	9 日前	“

* 事前運動が禁止された理由は、選挙運動の開始の時期を特定することにより、各候補者の選挙運動を可能な限り同時にスタートさせて無用の競争を避けるとともに、選挙運動費用の増加を抑制し、金のかからない選挙を実現しようとするものとされる。

（選挙制度研究会編『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法〔第十三次改訂版〕』ぎょうせい 2003 年）

期間による制限に関する諸外国の例

期間制限がない国	スイス、エジプト
一定期間に限り投票運動を行うことができる国	韓国、スペイン
一定期間は投票運動が禁止される国	イタリア、ウルグアイ

衆議院法制局「各国の国民投票に関するアンケート調査」（平成 16 年 9 月）

2 主体による制限

(1) 投票事務関係者・特定公務員の国民投票運動の禁止

与党案・民主党案において運動主体に関する規制としては、その範囲に以下のような違いがみられる。

運動が禁止される主体の範囲の比較

	与党案	民主党案	公職選挙法
投票事務関係者 ³¹ 、 中央選管職員等	×	×	×
裁判官、検察官、警察 官、公安委員会の委員	×		×
会計検査官、収税官吏 及び徴税の吏員			×

注： は運動が可能であること、×は運動が禁止されることを意味する。

(参考) 公職選挙法の規定

公職選挙法では、選挙事務関係者（135条）及び特定公務員（136条）について選挙に対するその者の地位、職務の影響力等を考慮し、選挙の公正を期する趣旨から、選挙運動を禁止している*。

* 136条では、選挙事務に関係ある職員及び主として一般選挙人に対して権力的関係にある公務員（中央選管の委員及びその庶務に従事する総務省の職員、選管の委員・職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税官吏及び徴税の吏員）について、その在職中は、選挙の種類を問わず、また、職務の区域と関係なく、一切の選挙運動を禁止している。

（選挙制度研究会編『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法〔第十三次改訂版〕』ぎょうせい 2003年）

³¹ 投票事務関係者（投票管理者、開票管理者、国民投票分会長及び国民投票長）については、「その関係する区域内において」国民投票運動をすることが禁止されているのであって、その他の中央選管職員や特定公務員に係る運動禁止規定とは異なり、その関係区域内において効果を及ぼすような投票運動が禁止されているにすぎない（国民投票長については、「その関係する区域」が全国であるため、結局、その他の中央選管職員と同様に在職中は国民投票運動が禁止される。）ことに注意（与党案・民主党案ともに102条）。

(2) 公務員等・教育者の地位利用による国民投票運動の禁止
 公務員等の地位利用による国民投票運動の禁止

与 党 案	民 主 党 案
国及び地方公共団体の公務員等は、その地位を利用して国民投票運動をすることができない(104条)。	該当する規定は設けられていない。

(参考) 公職選挙法の規定

公職選挙法では、公務員等が選挙に際してその地位を利用して選挙運動及び選挙運動類似行為を行うことを禁止している(136条の2)。

- * 公務員等がその地位を利用して選挙運動をすることは、公務員法の問題として規制されているが、それは単に服務上の問題であるにとどまらず、それが選挙の自由公正を著しく害するという趣旨から、同時に公選法においても規制することとされている。規制を受ける範囲についても、公務員のほか、職務の性格が公務員と極めて類似する公庫の役職員等にまで広がられている。
- * 「その地位を利用して」とは、公務員等がその地位にあるがために特に選挙運動を効果的に行い得るような影響力又は便益を利用する意味であり、職務上の地位と選挙運動の行為が結びついている場合をいうが、具体的には、次のような場合が該当する。

- (1) 補助金・交付金等の交付、融資のあっせん、物資の払下げ、契約の締結、事業の実施、許可・認可、検査・監査その他の職務権限を有する公務員等が、地方公共団体、外郭団体、請負業者、関係団体、関係者等に対し、その権限に基づく影響力を利用すること。
- (2) 公務員等の内部関係において、職務上の指揮命令権、人事権、予算権等に基づく影響力を利用して、公務員等が部下又は職務上の関係のある公務員等に対し、選挙に際して投票を勧誘すること。
- (3) 郵便局、市役所等官公庁の窓口で住民に接する職員や世論調査、郵便配達等で各戸を訪ねる職員が、これらの機会を利用して職務に関連して住民に働きかけること。

- * 国民投票法案では、公務員等の地位利用による選挙運動類似行為については、与党案・民主党案ともに特に規定を設けていないが、公職選挙法では、136条の2第2項において、推薦行為、選挙運動の準備行為、後援団体の結成行為、文書図画を利用する行為、利益供与行為等のいわゆる立候補準備行為又は選挙準備行為について、公務員がその地位を利用して行うことの弊害にかんがみ、地位利用による選挙運動とみなして、これを禁止している。

(選挙制度研究会編『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法〔第十三次改訂版〕』ぎょうせい 2003年)

教育者の地位利用による国民投票運動の禁止

与党案	民主党案
<p>教育者(学校教育法に規定する学校の長及び教員)は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して国民投票運動をすることができない(105条)。</p>	<p>該当する規定は設けられていない。</p>

(参考) 公職選挙法の規定

公職選挙法では、教育者が教育上の地位を利用して選挙運動をすることを禁止している(137条)*。

* 137条の「教育上の地位を利用して」とは、児童・生徒又は学生をして直接選挙運動を行わせることに限らず、それらの者を通じて間接的にその父兄に働きかける場合はもちろん、その子弟に対する教育としての地位を利用して直接に父兄に働きかける場合等も含まれるとされている。ここにいう「教育者」は学校教育法に規定する学校の長及び教員をいうものとされている。したがって、国立、公立の学校はもとより私立の学校の長及び教員も含まれるが、専修学校、各種学校の長及び教員は含まれない。

* なお、国立及び公立の学校の長及び教員は、教育公務員として国家公務員法及び教育公務員特例法等による政治活動の制限の規定を受けるため、一般的に選挙運動を禁止され、さらに、教育者の地位を利用する選挙運動が禁止されるのに対して、私立学校の長及び教員の選挙運動については、国家公務員法又は地方公務員法に相当する規定がないため、専ら公職選挙法137条による規制を受けるのみである。

(選挙制度研究会編『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法〔第十三次改訂版〕』ぎょうせい 2003年)

委員会における参考人の発言

高見勝利参考人(上智大学大学院法学研究科教授)

- ・公務員も主権者たる国民であり、一国民として憲法改正に対し意見を自由に表明する権利が憲法上保障されていることはいうまでもなく、その規制は、国民投票の公正を確保するという目的を達成する上で必要最小限度でなければならない。その場合、公務員の職務上の地位を利用した行為について国民投票の公正を害するものとして規制することは、言論内容ではなく、表現の時、場所、方法に関する内容中立的規制としてやむを得ない最小限度のものとして許容され得る。ただし、その場合でも、職務上の地位を利用せず、職務時間外に一国民として行う意見表明は、憲法21条の保障の下で完全に保障されることはいうまでもない。

小林節参考人（慶應義塾大学法学部教授 弁護士）

- ・（公職選挙法上の）特定公務員というのは一般的傾向としてレフェリーのような仕事を行っているため、そのような人たちが露骨な党派性を示すと、権力や職務に対する信頼性が失われるとの意味がある。そういう意味では公職選挙で運動ができないことは当然である。ただ、憲法改正国民投票は、具体的な利害があるようで実はないのであって、公務員が意見を表明したり、パンフレット配布に参加することが仮にあっても、それによって予防すべき実害はないと思われる。要するに、規制というのは害が見えてこなければするべきではないというのが原則である。ただ、公務員と教員が地位の利用について、例えば私が、自民党の改憲案に賛成しなければ単位を上げないといったことは、もう論外であり、そのような教師は首にしたらよい。そのような意味で、賛成しなかったら補助金を上げない等の極端な例はあり得る。

伊藤真参考人（伊藤塾塾長 法学館憲法研究所所長）

- ・国民投票運動とは、憲法改正の正当性を基礎づける極めて重要な場であるから、できる限り多くの者が自由に議論に参加できることが大切なことである。そして、公務員はこの憲法によって拘束を受ける側になるため、最も利害関係があると言いかえてもよく、公務員が運動に参加できるのはむしろ当然のことだろう。具体的には、投票の手続にかかわるような者の運動制限はあり得るが、それ以外は、例えば裁判官や検察官であっても、一定の運動をすることは認めるべきではないか。教育者であっても、これは同様と考える。教育者の地位利用については、地位利用というのは要件として不明確な気もするため、原則としてあらゆる人が議論に参加できる前提をつくるべきではないかと考え得る。

（3）未成年者の運動

与党案・民主党案ともに、未成年者の国民投票運動を禁止する規定は設けられていない。

（参考）公職選挙法の規定

公職選挙法では、未成年者による選挙運動・選挙運動における未成年者の使用を禁止している（137条の2）*。

* 未成年者は選挙運動をすることはできず、選挙運動のための労務に使用する場合を除いて、未成年者を使用して選挙運動をすることはできない。これは、心身未熟な未成年者を保護しようとするものである。この場合、「選挙運動のための労務」とは、選挙事務所においての文書の発送等の機械的作業を指し、連呼行為や該当演説等の選挙人に直接働きかける行為は、選挙運動と解すべきとされている。

（選挙制度研究会編『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法〔第十三次改訂版〕』ぎょうせい 2003年）

(4) 外国人・外国法人の運動

与党案・民主党案ともに、外国人・外国法人の国民投票運動を禁止する規定は設けられていない。

(参考)

公職選挙法においても、外国人・外国法人の運動について特に規制は設けられてないが、昭和 28 年に作成された憲法改正国民投票に係る自治庁案では、外国人・外国法人の運動・寄附行為の禁止が規定されていた(45 条)。

運動主体に関する諸外国の例

規制がない国	スイス、ポーランド、アイルランド
一定の政党等に投票運動資格を付与している国	フランス、スペイン、イタリア
公務員の投票運動が規制されている国	韓国、スペイン、オーストラリア
未成年者の投票運動が禁止されている国	韓国、ロシア、エクアドル
外国人の投票運動が禁止されている国	韓国、ロシア、エクアドル

衆議院法制局「各国の国民投票に関するアンケート調査」(平成 16 年 9 月)

3 投票日前の国民投票運動のための広告放送の制限

何人も、国民投票の期日前7日に当たる日から国民投票の期日までの間においては、国民投票運動のための広告放送をし、又はさせることができない（与党案106条、民主党案104条）。

(1) 趣旨

放送メディアが行う広告の影響力、スイス・フランスにおける広告放送の制限など欧州各国における規制の状況等を踏まえ、投票日前の一定期間、投票人はそれまでに得た国民投票に関する情報を静かに考える必要があるとの観点から、放送メディアによる投票日前1週間における広告放送を制限するものである（なお、投票日前1週間に当たる日以前の広告放送については、制限を受けない。同様に、紙媒体のメディアが行う広告に対しては、期間の制限を含め一切の規制は設けられていない。）

CM制限が必要であるとの意見

投票日直前に資金力のある団体により膨大なスポットCMが流されることになると、一種のマインドコントロールのように一つの方向に流されていく危険性がある。

CM制限は不要であるとの意見

国民による自由な投票運動を保障する観点から、何らの規制も設けるべきではない。

参考人の意見

今井一参考人（ジャーナリスト 真っ当な国民投票のルールを作る会事務局長）

住民投票の場合、資金力の差によってスポットCMを流すことができる陣営とそうでない陣営とがある。膨大な資金を用いて、スポットCMを無制限に流すことがよいのかどうか。あるいは、流してよいとしても、選挙期間中一定の期間について制限をするべきか否かについては、議論してもらいたい。

天野祐吉参考人（コラムニスト）

メディア規制について

・与党案・民主党案においてメディア規制が設けられなかったことに対しては大変な英断と評価できる。しかしながら、国民投票に際し報道と広告（中でも新聞広告とテレビ広告）を同様の取扱とすることに対しては、多少の疑問がある。例えば、新聞広告とテレビの意見広告は、その歴史、影響力等の観点から別個に考えるべきである。

テレビの影響力と規制の在り方

・テレビの意見広告は、例えば、ある憲法改正案に対して態度未定の者を動かすことによって、全体の帰趨を左右することがあり得るものであり、国民に対する利器にも凶器にもなり得る。このような状況を踏まえ、憲法改正に当たってテレビの意見広告を全面的に禁止するというのも一つの選択である。

公正なルールの策定

・ただし、混乱を避けるために意見広告を全面禁止することは、望ましい形ではないと考えられるため、何らかの歯止めが必要である。資金力により国民の意見を左右し得る事態を生じさせないために放送事業者が公正なルールを作れるよう、国会が後押しすべきと考える。

山田良明参考人（社団法人日本民間放送連盟放送基準審議会委員・放送倫理小委員長）

メディア規制全般

- ・国民投票におけるマスコミの評論・報道を規制すべきではない。憲法改正についての意見広告であっても、知る権利に奉仕するものとして同様である。

コマーシャルの審査業務

- ・日常の広告に対しては、放送倫理基本綱領等に従い、各社で法令や自主規制基準に反していないかを審査を行っている。憲法改正についての意見広告に対しても、視聴者のためになる情報か否かの観点から、審査の在り方を考えていく。

広告の責任の所在

- ・広告の責任は、一義的には広告主が負うべきものと考えるが、公共の電波を使用している以上、その内容には番組と同様に公益性が求められていると考えている。

意見広告に対する自主的な判断

- ・投票日前の広告制限が、放送のみに定められていることに違和感がある。放送によるものであっても、政党の意見広告については、投票日当日の放送を自粛しているという実績を踏まえ、法律によって禁止するのではなく、自主的な判断に任せてもらいたい。

(2) 諸外国の例

広告放送の制限に関する諸外国の例

フランス (欧州憲法条約批准に係る国民投票の規制(2005年5月29日投票))	<ul style="list-style-type: none">・投票日前日(2005年5月28日)0時から、テレビ・ラジオを用いて国民投票運動のためのメッセージを流布することが禁止される。・2005年5月9日0時から、テレビ・ラジオによる商業宣伝を国民投票運動の目的のために利用することが禁止される。
スイス	<ul style="list-style-type: none">・スイス憲法は、「スイスの放送局、あるいはラジオ局は、物事が起こった事象を物事が起こった事象に即して、公平中立に報道しなければならない」旨の条文が記されており、国民投票についても賛成・反対それぞれの立場を公平に伝える義務を負っている。・テレビ・ラジオにおける政治的な広告は、完全に禁止されている。

『衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書』 平成18年2月

4 政党等による放送及び新聞広告

政党等は、憲法改正案（民主党案においては、国政問題に係る案件を含む。）に対し、テレビジョン放送・ラジオ放送の放送設備により、意見を無料で放送することができるとともに、新聞に、無料で、意見の広告をすることができる（与党案 107 条、民主党案 105 条）。

政党等とは、
一人以上の衆議院議員又は参議院議員が所属する政党その他の政治団体であって両議院の議長が協議して定めるところにより、与党案にあつては憲法改正案広報協議会、民主党案にあつては国民投票広報協議会に届け出たもの（与党案 107 条 1 項、民主党案 105 条 1 項）。

（参考）公職選挙法の規定

1 選挙公営

選挙公営制度とは、国又は地方公団体がその費用を負担して候補者の選挙運動を行い若しくは選挙を行うに当たり便宜を供与し、又は候補者の選挙運動の費用を負担する制度である。公職選挙法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度を採用しているとされる。

2 選挙運動放送

公職選挙法においては、放送設備を選挙運動のために利用することは、政見放送及び経歴放送並びに選挙運動用拡声機の使用を除き、禁止されている。

(1) 政見放送

政見放送は、衆議院議員、参議院議員及び都道府県知事の選挙に限って行われる。政見放送は、それぞれの選挙ごとに、また、選挙区又は都道府県ごとに全ての候補者届出政党、名簿届出政党等又は候補者に対して、同一の放送設備を使用し、同一時間数を与える等々の利便を提供することとされている。なお、放送の回数、日時その他放送に関して必要な事項は、政見放送及び経歴放送規程に定められている。

(2) 経歴放送

経歴放送は、衆議院小選挙区選挙、参議院選挙区選挙及び都道府県知事の選挙に限って行われ、候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を選挙人に周知させるために放送するものである。

政見放送の公費負担

選挙の種類		運動の主体	政見放送の可否
衆議院議員選挙	小選挙区	候補者個人	×（選挙運動として行い得ない）
		候補者届出政党（注 1）	（公費負担で行われる）
	比例代表	名簿届出政党等（注 1）	（公費負担で行われる）
参議院議員選挙	選挙区	候補者個人	（公費負担で行われる）
	比例代表	候補者個人	×（選挙運動として行い得ない）
		名簿届出政党等（注 1）	（公費負担で行われる）
都道府県知事選挙		候補者個人	（公費負担で行われる）

経歴放送の公費負担

選挙の種類		運動の主体	経歴放送の可否
衆議院議員選挙	小選挙区	候補者個人	(公費負担で行われる)
		候補者届出政党(注1)	×(選挙運動として行い得ない)
	比例代表	名簿届出政党等(注1)	×(選挙運動として行い得ない)
参議院議員選挙	選挙区	候補者個人	(公費負担で行われる)
	比例代表	候補者個人	×(選挙運動として行い得ない)
		名簿届出政党等(注1)	×(選挙運動として行い得ない)
都道府県知事選挙		候補者個人	(公費負担で行われる)

3 新聞広告

新聞を利用して行う選挙運動は、新聞広告に限られており、その回数及び寸法は、各選挙ごとに定められている。なお、新聞広告を記載した新聞紙の頒布は、新聞販売業者が通常の方法で頒布(定期購読者以外の者に対する頒布は、有償に限る)する場合に限られ、掲示についても、都道府県の選挙管理委員会の指定する場所に掲示する場合に限られている。

新聞広告の公費負担

選挙の種類		運動の主体	政見放送の可否
衆議院議員選挙	小選挙区	候補者個人	(公費負担で行われる)
		候補者届出政党(注1)	(公費負担で行われる)
	比例代表	名簿届出政党等(注1)	(公費負担で行われる)(注2)
参議院議員選挙	選挙区	候補者個人	(公費負担で行われる)
	比例代表	候補者個人	×(選挙運動として行い得ない)
		名簿届出政党等(注1)	(公費負担で行われる)(注2)
都道府県知事選挙		候補者個人	(公費負担で行われる)

(注1) 立候補届が可能な政党等の要件

- ・「候補者届出政党」(小選挙区) → 下記 のいずれかに該当
- ・「名簿届出政党等」(衆・比例代表) → 下記 のいずれかに該当
- ・「名簿届出政党等」(参・比例代表) → 下記 のいずれかに該当

所属国会議員5人以上

国政選挙(次のいずれか)における得票率が2%以上

前回総選挙の小選挙区選挙、前回総選挙の比例代表選挙、前回通常選挙の比例代表選挙、前回通常選挙の選挙区選挙

名簿登載者数が当該選挙定数の10分の2以上

選挙区及び比例代表を含めた候補者10人以上

(注2) 公費負担が行われる条件

得票率が一定数(衆議院比例代表選挙にあっては選挙区における有効投票の総数の100分の2、参議院比例代表選挙にあっては有効投票の総数の100分の1)以上である場合に限り公営で行われる。

5 諸外国の国民投票運動に対する公的助成

	法的根拠	助成対象	助成内容	
			金銭的助成	非金銭的助成
英国	政党、選挙及び国民投票に関する法律（2000年）	国民投票の設問に対する各見解を代表する「包括団体（umbrella organization）」 ³²	60万ポンド（約1.2億円）を下回らない額の助成金（具体的な額は、選挙委員会が定める）	<ul style="list-style-type: none"> ・文書を配送する目的での郵便の無償使用 ・集会用の会場の無償使用 ・放送枠の無償使用
オーストラリア	連邦政府による <u>公的助成は原則禁止</u> されている。連邦政府は、有権者に配付するパンフレットの作成・頒布等に係る支出以外は、改正案に対する賛成又は反対の表明に係る支出を行ってはならない（1984年レファレンダム(手続)法 11条4項）。	1999年に実施された共和制化の是非についてのレファレンダムでは、 <u>例外的措置として</u> 、賛成派及び反対派の各種運動団体に対し、同額の支出が認められた。	1999年に実施された共和制化の是非についてのレファレンダムでは、 <u>例外的措置として</u> 、資金の補助があった。	
	欧州憲法条約について諮問的な国民投票を実施することに関する2005年1月27日の法律（9章24条～26条） *1 国民投票実施委員会は、	条約又は国民投票について、国内における国民の議論を深めることを目的とした社会活動のうち、下院の国民投票実施委員会が認可したも	<p>欧州憲法条約についての国民投票の際には、国民投票実施委員会が100万ユーロ（約1.4億円）を限度として、助成金を支給した*1。</p> <p>そのうち、40万ユーロが欧</p> <p>州憲法条約の助成申請の賛成、約100件を認可した。</p> <p>の立場の活動に、40万ユーロが同条約の批准に「反対」の活動に、20万ユーロが中立的な活動や投票促進のための活動に割り当てられた。</p>	

³² 設問に対して、賛成、反対の2つの見解がある場合には、それぞれの包括団体が対象となる。3つ以上の見解が認められる場合には、各見解についての包括団体が対象となる。包括団体の指定は、認定運動者（国民投票運動において、25,000ポンド超の支出を行おうとする場合には、選挙委員会に対して所定の届出を行い、「認定運動者（permitted participant）」の地位を得なければならない。）たる団体の申請に基づき、選挙委員会が審査の上、行われる。

	法的根拠	助成対象	助成内容	
			金銭的助成	非金銭的助成
スウェーデン	<ul style="list-style-type: none"> ・国民投票法 18 条（諮問的国民投票を行う場合、質問事項等を明記した特別法を制定する） ・ユーロの導入に関する国民投票法（2003 年） 	議会に議席を有する政党及びキャンペーン団体	<p>1 億 4,000 万クローナ（約 21.4 億円）。その用途は各団体の裁量に任されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャンペーン団体 合計で 9,000 万クローナを支給（賛成派に 4,200 万クローナ、反対派に 4,800 万クローナが各頂上組織に支給された） ・政党 政党全体で 3,000 万クローナを支給（各党一律に 100 万クローナが支給され、残りが議席数に応じて比例配分された） 	
スペイン	レファレンダムの各種の方式の規制に関する 1980 年 1 月 18 日組織法第 2 号 14 条 [国民投票運動の公的助成（無料の放送枠）]	議会に議席を有する政治団体	従来、政党に対し資金援助は行われていなかったが、次の国民投票から、政党に対し下院における議席数に応じて、資金援助が行われることとなった ³³ 。	国営報道機関は、国民投票運動のための無料の宣伝枠を、議会に議席を持つ政治団体に対し、議席数に応じて提供しなければならない。テレビの場合、午前・午後・夜の三つの区分を設け、1 回につき 2～3 分のスポットを割り当て、政党が自ら作成したビデオを放映する ³⁴ 。
スロバキア	国民投票に関するスロバキア共和国国民評議会の法律（1992 年） 17 条 [国民投票運動の公的助成（無料の放送枠）]	国民評議会に議席を有する政党又は政治団体		ラジオ及びテレビのそれぞれ 10 時間の放送枠が与えられ、放送施設の使用料が国庫から支払われる。 放送枠は、対象となる政党又は政治団体に平等に配分される。
フィンランド			欧州連合加盟に関する国民投票（1994 年）に際して、賛成者・反対者に同額ずつ公的資金を支出した例がある。（ベニス委員会報告書 ³⁵ 参照）	

³³ ゲラ下院憲法委員長の説明『衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書』283 頁 平成 18 年 2 月

³⁴ モレノ出版・文書担当次長の説明『衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書』224 頁 平成 18 年 2 月

³⁵ 『衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書』251 頁 平成 18 年 2 月

	法的根拠	助成対象	助成内容	
			金銭的助成	非金銭的助成
フランス	2005年の5月に行われた欧州憲法条約の批准に係る国民投票運動に関する公的助成については、国民投票運動に関する2005年3月17日の政令第238号（投票運動デクレ）	下院又は上院に一定数以上の議員を有する政党、欧州議会選挙で5%以上得票した政党などが国民投票運動に参加する資格を付与されるほか、国民投票のテーマから運動を特別に認められる団体もまた公式の国民投票運動の主体となる（投票運動デクレ3条）*2。	投票運動デクレ3条の規定によって運動主体となった政党又は政治団体の国民投票運動のための支出のうち、ポスターの印刷に要する費用、ビラ、ポスター及びパンフレットの印刷及び頒布に要する費用、示威行動及び集会のために要した費用に充てたものがあるときは、80万ユーロを最高限度として、国庫が負担する（投票運動デクレ8条）。	国営テレビ・ラジオを通じた国民投票運動放送をすることができる（投票運動デクレ5条）。

*2 欧州憲法条約の批准に係る国民投票運動では、UMP（国民運動連合）、UDF（仏民主連合）、社会党、共産党など計8団体が指定された。

（参考）公営メディアへのアクセスについて

ベニス委員会報告書³⁶によると、投票運動期間中の公営メディアへのアクセス（国民投票にかけられる案件の提案者及びその反対者に同じだけの放送時間を与えるもの）を認めている国は、アルバニア、アゼルバイジャン、ベルギー、キプロス、リトアニア、スウェーデン、スイス、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国である。

参考文献

- 英国：間柴泰治「イギリスにおける国民投票法制 国民投票運動資金を中心に」レファレンス 2005年
 オーストラリア：山田邦夫「オーストラリアの憲法事情」『諸外国の憲法事情3』123頁 国立国会図書館調査及び立法考査局 2003年12月
 オランダ：在蘭日本大使館調べ
 スウェーデン：山岡規雄「スウェーデンの国民投票制度」『外国の立法219』2004年
 スペイン：『衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書』197頁以下 平成18年2月
 スロバキア：同上 81頁以下
 フィンランド：同上 231頁以下
 フランス：同上 299頁以下

³⁶ ベニス委員会（正式名称「法による民主主義のための欧州委員会」）とは、欧州評議会の独立の諮問機関であり、加盟諸国の法制度に関する理解を強化し、法の支配と民主主義を促進し、民主主義的組織の問題や強化について検討することを目的としている（『衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書』231頁、250頁 平成18年2月）。

(参考) 公職選挙法に存在し国民投票法案に存在しない規制

公職選挙法に存在し、国民投票法では、与党案・民主党案ともに規定されていない規制には、以下のものがある。

【期間による制限】
事前運動の禁止 (129 条) 投票日当日の投票運動の禁止 (129 条)
【主体による制限】
未成年者の運動及び未成年者を使用した運動の禁止 (137 条の 2) 選挙犯罪等による選挙権停止者の運動禁止 (137 条の 3) (参考) 自治庁案では、外国人・外国法人の運動・寄附行為の禁止 (45 条) が規定されていた。
【運動方法に関する規制】
人気投票の公表の禁止 (138 条の 3) 虚偽報道、新聞雑誌等の不法利用の禁止 (148 条、148 条の 2) 新聞広告に関する規制 (149 条) 放送事業者の虚偽事項の報道等の禁止 (151 条の 3) 放送運動設備を選挙運動のために利用することは、政見放送及び経歴放送並びに選挙運動用拡声機の使用の場合を除き、禁止されている (151 条の 5)。 選挙のための文書図画の使用の制限 (142 条等) 言論による選挙活動 (演説会、街頭演説、連呼行為、選挙運動放送) についての一定の規制 (161 条以下)。また、その他の運動方法規制として、選挙事務所に関する規制、選挙運動用自動車・船舶の使用制限、拡声機の使用制限、戸別訪問の禁止、署名運動の禁止、氣勢を張る行為の禁止等の規定がある。
【運動費用に関する規制】
公職選挙法は、運動費用に関する規定として、選挙公営制度を採用し、選挙運動に関する支出金額の制限を設けている。
【選挙犯罪】
選挙に関する報道及び評論に関する罪

六 罰則

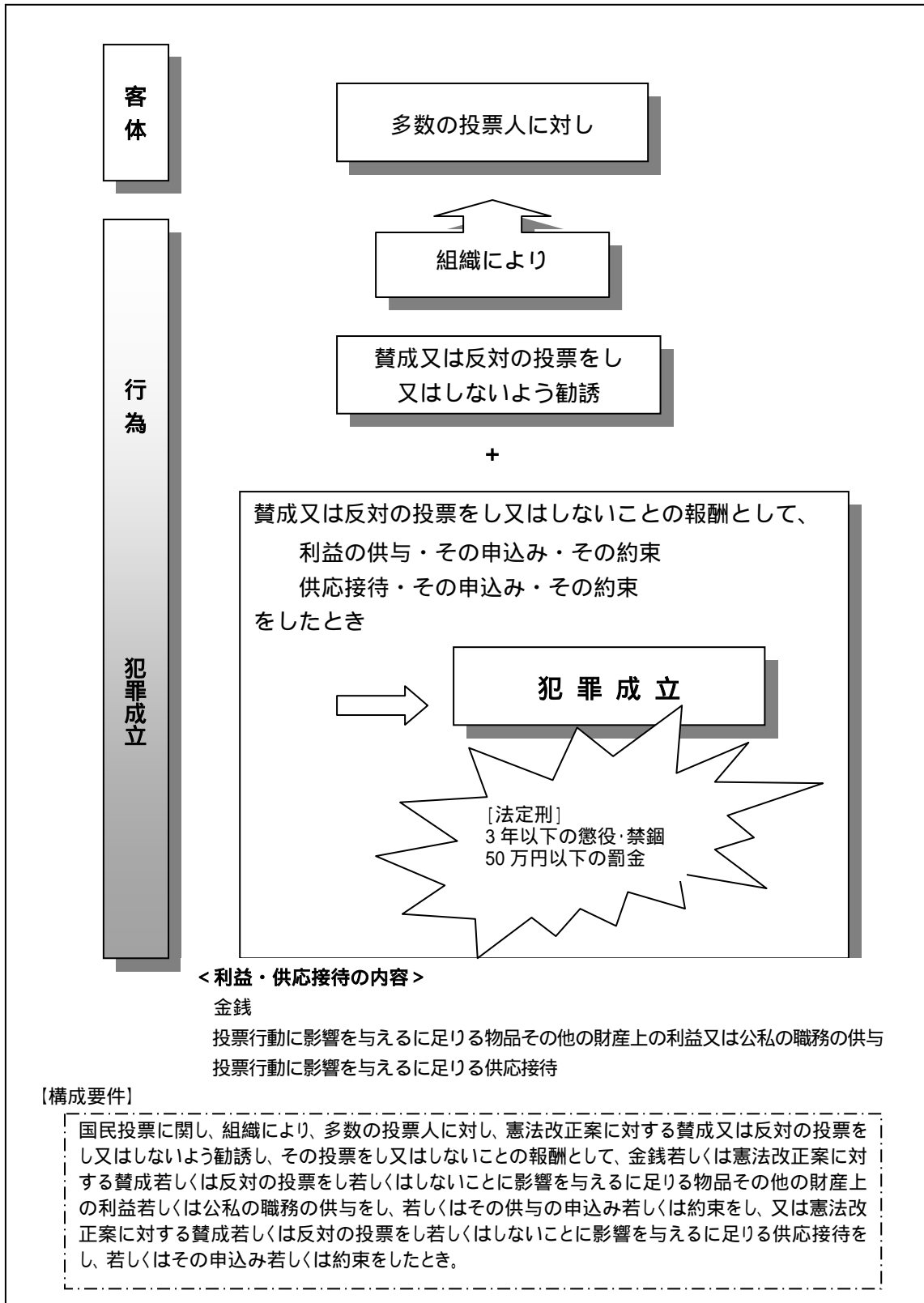
与党案・民主党案には、以下のような罰則が設けられている。

1 罰則の種類

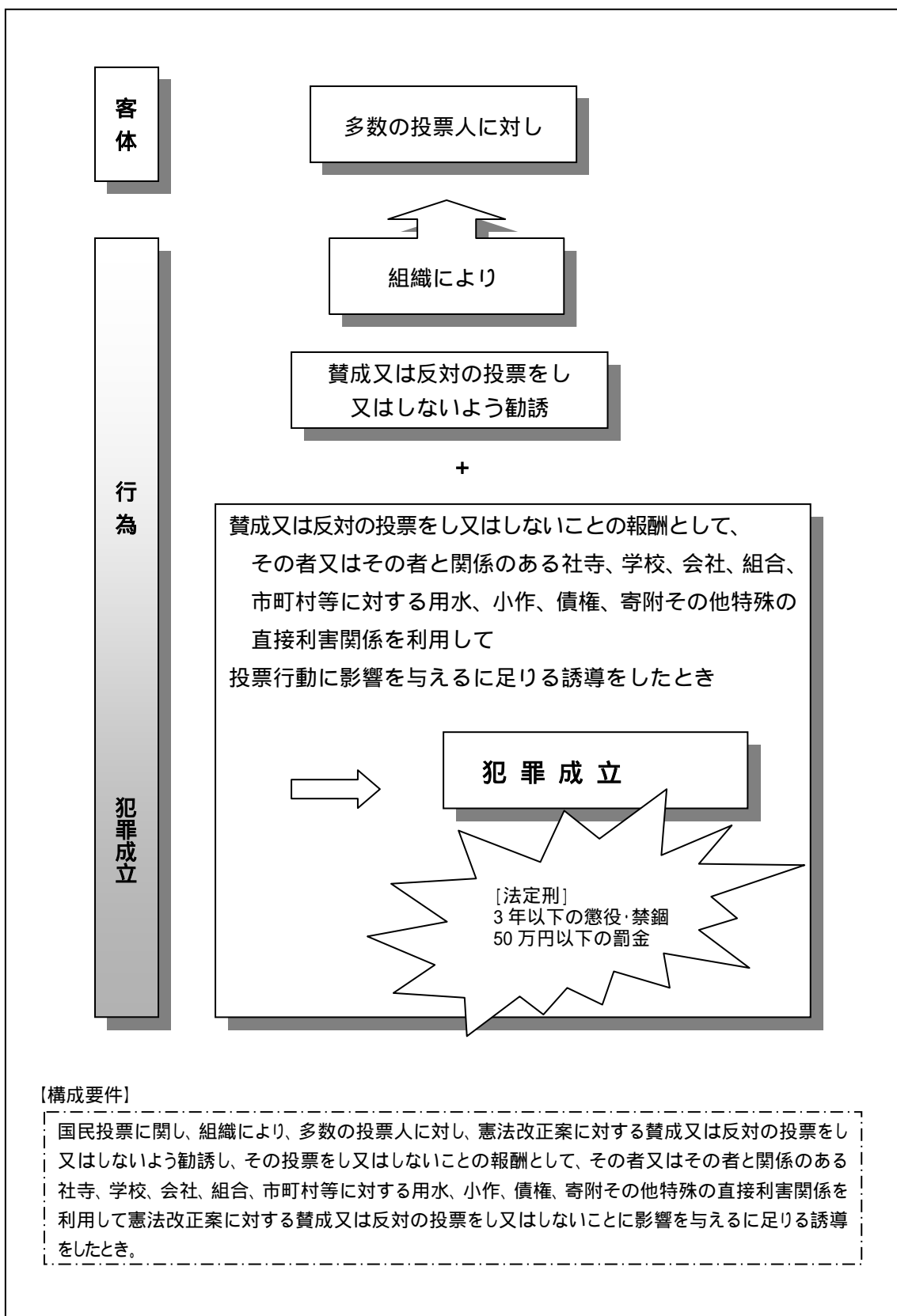
行為類型	罰則	与党案	民主党案
1 買収行為	組織的多数人買収罪	109条1号	なし
	組織的多数人利害誘導罪	109条2号	
	組織的多数人買収目的交付罪	109条3号	
2 妨害行為	職権濫用による国民投票の自由妨害罪	111条	107条
3 投票に関する行為	投票の秘密侵害罪	112条	108条
	投票干渉罪	113条	109条
	詐偽登録、虚偽宣言罪等	118条	114条
	詐偽投票及び投票偽造、増減罪	119条	115条
	代理投票等における記載義務違反	120条	116条
4 投票の平穩を害する行為	投票事務関係者、施設等に対する暴行罪、騷擾罪等	114条	110条
	多衆の国民投票妨害罪	115条	111条
	投票所、開票所、国民投票分会場又は国民投票会場における凶器携帯罪	116条	112条
5 公務員等の行為	立会人の義務を怠る罪	121条	117条
6 その他	国民投票運動の規制違反	122条 ただし、特定公務員の範囲は、選管職員等、裁判官、検察官、公安委員会の委員、警察官	118条 ただし、特定公務員の範囲は、選管職員等のみ

2 組織的多数人買収及び利害誘導罪（与党案 109 条・民主党案なし）

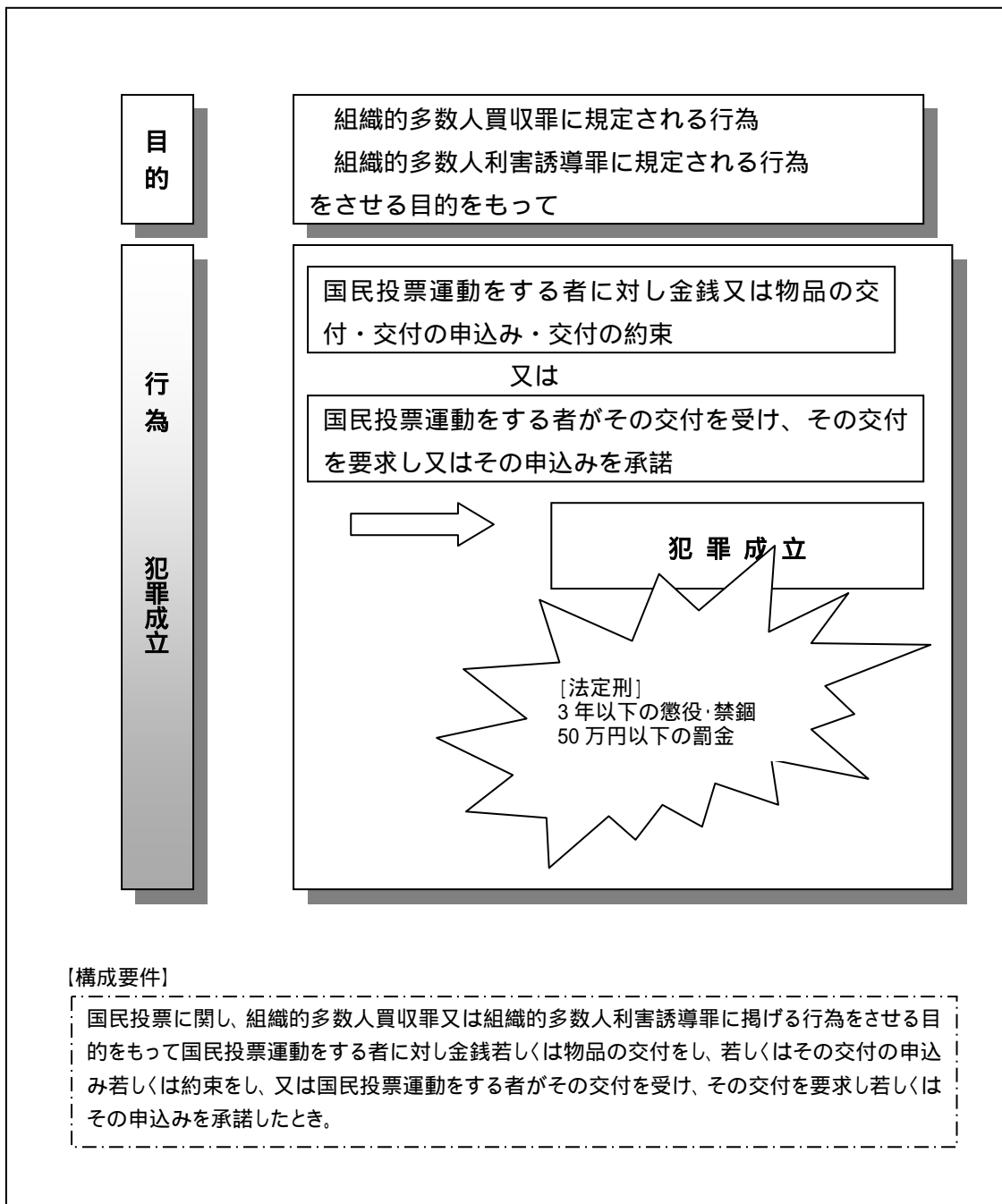
(1) 組織的多数人買収罪の概要（与党案 109 条 1 号・民主党案なし）



(2) 組織的多数入利害誘導罪の概要（与党案 109 条 2 号・民主党案なし）



(3) 買収目的交付罪の概要（与党案 109 条 3 号・民主党案なし）




第四 国民投票の効果

一 「過半数」の意義

国民の承認を得るためには、国民投票において「過半数」の賛成を必要とする（憲法 96 条 1 項）。この「過半数」をどのように解するかについては、集計の範囲によって三つの考え方に分かれる。

		有効投票		無効投票	棄権
		賛成票	反対票		
与党案	有効投票総数の過半数		×		
民主案	投票総数の過半数				
	有権者総数の過半数				

部分が実質的に反対票としての意味を持つ。

なお、「過半数」の意義については、以下のような学説がある。

有効投票総数の過半数とする説

- ・「過半数」を「有権者総数の過半数」と解すると、棄権者はすべて原案に反対したものとみなされてしまう。また、「投票総数の過半数」と解すると、書き損ないその他の理由による無効投票はすべて反対投票とみなされてしまう。
- ・結局、「有効投票総数の過半数」と解すべきである。

（宮沢俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』795 頁 日本評論社 1981 年）

投票総数の過半数とする説

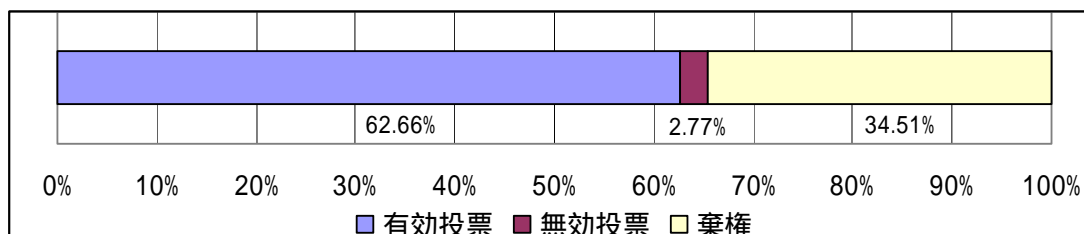
- ・「過半数」を「有権者総数の過半数」と解すると棄権者と無効投票を反対と数えることになり、また、「投票総数の過半数」と解すると無効投票を反対と数えることとなってしまう。
- ・しかし、「有効投票総数の過半数」と解すると、ごく少数の賛成によって憲法改正が決定されることとなることから、積極的な賛成が投票総数の過半数を占めることを要請する「投票総数の過半数」と解すべきである。

（杉原泰雄『憲法 統治の機構』514 頁 有斐閣 1989 年）

なお、このほかに、上記 **投票総数の過半数説**か **有効投票総数の過半数説**かは、「書き損ないその他の理由による無効投票をすべて反対投票に数えるのを不合理とみるか、憲法改正の重要性にかんがみ積極的ないし有効に賛成の意思表示をしたもののみを重視するか、の違いであるが、**いずれをとるかは国会が決定することができる**と解する余地がある」とする説もある。（樋口陽一・佐藤幸治・中村睦男・浦部法穂『注釈日本国憲法（下巻）』1468 頁 青林書院 1988 年）

(参考)

平成 17 年 9 月 11 日執行最高裁判所裁判官国民審査における投票状況



総務省自治行政局「第 44 回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」をもとに作成。
ただし、国民審査であるので、×と白票が有効投票であることに注意。
(最高裁判所裁判官国民審査法 22 条では、成規の用紙を用いないもの、×の記号以外の事項を記載したもの、×の記号を自ら記載したものでないもの、裁判官の何人について×の記号を記載したかを
確認し難い記載が無効となるとしている。)

「過半数」の意義に関する住民投票条例等における例

有効投票総数の過半数	岩国市住民投票条例、高浜市住民投票条例、広島市住民投票条例、御嵩町における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例、石狩市が厚田村及び浜益村と合併することの賛否を問う住民投票条例
------------	--

「過半数」の意義に関する諸外国の例

有権者総数の過半数	キューバ、セルビア、ベラルーシ、ラトビア
投票総数の過半数	アイルランド、韓国、スロバキア、フィリピン
有効投票の過半数	イタリア、オーストリア、スイス、スペイン、フランス、ポーランド

衆議院法制局「各国の国民投票に関するアンケート調査」(平成 16 年 9 月)及び憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局調べ

「過半数」の意義と「白票」の取扱いの関係については、以下の表を参照（再掲）

【与党案】

	有効投票		無効投票		棄権
	賛成票	反対票	白票	その他	
賛成の場合は を記入 反対の場合は×を記入		×			

【民主党案】

	賛成票	反対票（白票）	×・他事記載	棄権
賛成の場合は を記入 反対の場合は記入せず				

二 投票率要件

与党案・民主党案ともに投票率要件等は設けられていない。この点、憲法改正案が国民の承認を得るためには、国民投票において「過半数」の賛成を必要とするが、「過半数の賛成」のほかに、次のような要件を加重する考え方もある。

最低投票率	（全有権者の一定割合の 投票 が必要） 例 最高裁判所裁判官国民審査法 32 条（公職選挙法には規定なし）
絶対得票率	（全有権者の一定割合の 得票(賛成) が必要）

投票率要件を加重することについての評価

否定	肯定
<ul style="list-style-type: none"> 憲法に規定のない要件を加重することは許されない。 最低投票率要件を設けると「棄権運動」が展開されるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 憲法に規定はないが、少数者の意思で憲法が改正されないように要件を加重する意義はある。 投票率が低い場合、改正された憲法の正統性に疑義が生じる。

投票率要件に関する住民投票条例等における例

加重要件なし		岸和田市住民投票条例
加重要件あり (最低投票率)	投票資格者総数の2分の1以上の投票で成立	岩国市住民投票条例、高浜市住民投票条例、広島市住民投票条例、桐生市住民投票条例
	投票資格者総数の3分の1以上の投票で成立	富士見市住民投票条例
加重要件あり (絶対得票率)	投票資格者総数の10分の6以上の投票で成立	石狩市が厚田村及び浜益村と合併することの賛否を問う住民投票条例
	過半数を占めた意思が投票資格者総数の3分の1以上の場合、尊重義務が発生	我孫子市市民投票条例

投票率要件に関する諸外国の例

加重要件なし		アイルランド、イタリア、オーストリア、キューバ、スイス、スペイン、トルコ、フランス
加重要件あり (最低投票率)	51%以上	パラグアイ
	50%以上	韓国、スロバキア、ポーランド、ロシア
	35%以上	ウルグアイ
	25%以上	コロンビア
加重要件あり (絶対得票率)	過半数	ウガンダ
	40%以上	デンマーク
	30%以上	ペルー

衆議院法制局「各国の国民投票に関するアンケート調査」(平成16年9月)及び憲法調査特別委員会及び憲法調査会事務局調べ

(参考) 40パーセントルール

40パーセントルールは、イギリスの助言型国民投票における原則で、ある投票案件が有権者に承認されたとするための条件として、投票者の過半数に加えて、全有権者の4割の賛成を求めるといったものである。すなわち、投票率6割で投票総数の6割が賛成しても、このルールを充足することはできないことから、明確な民意が示されたと判断する基準として、用いられる。(福井康佐「憲法改正国民投票における運用上の諸問題」198頁 学習院大学大学院法学研究科法学論集9・10号 2003年)

三 同一案の再発議

発議された憲法改正案が、国民投票において否決された場合、同一案の再発議を認めるかどうか、また、再発議を認めた場合、これが認められるまでの期間をどの程度とするかという問題がある。

諸外国等の再発議に関する規定の例

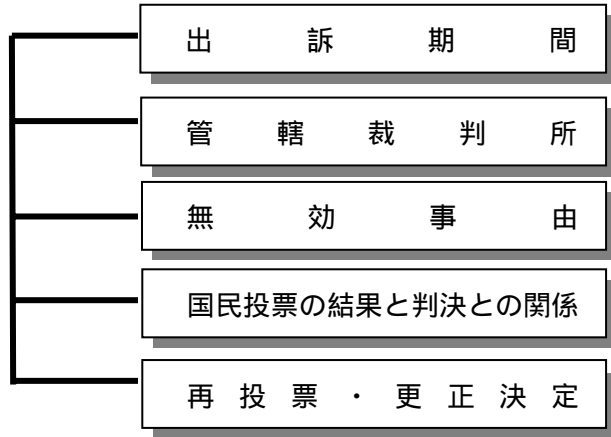
	再発議等が認められない期間
スロバキア	3年
クロアチア	半年（同一案の再発議禁止期間） 1年（国民投票の結果に反する決定の禁止期間）
スペイン	5年（自治州設置、自治憲章制定のための自治体発案の住民投票について）
フランス	規定なし
憲法改正国民投票に関するガイドライン（ベニス委員会）	5年を超えない期間 （賛成された案件の修正は不可能だが、反対された案件の再提出は可能とする。）

衆議院法制局調査結果及び『衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書』平成18年2月

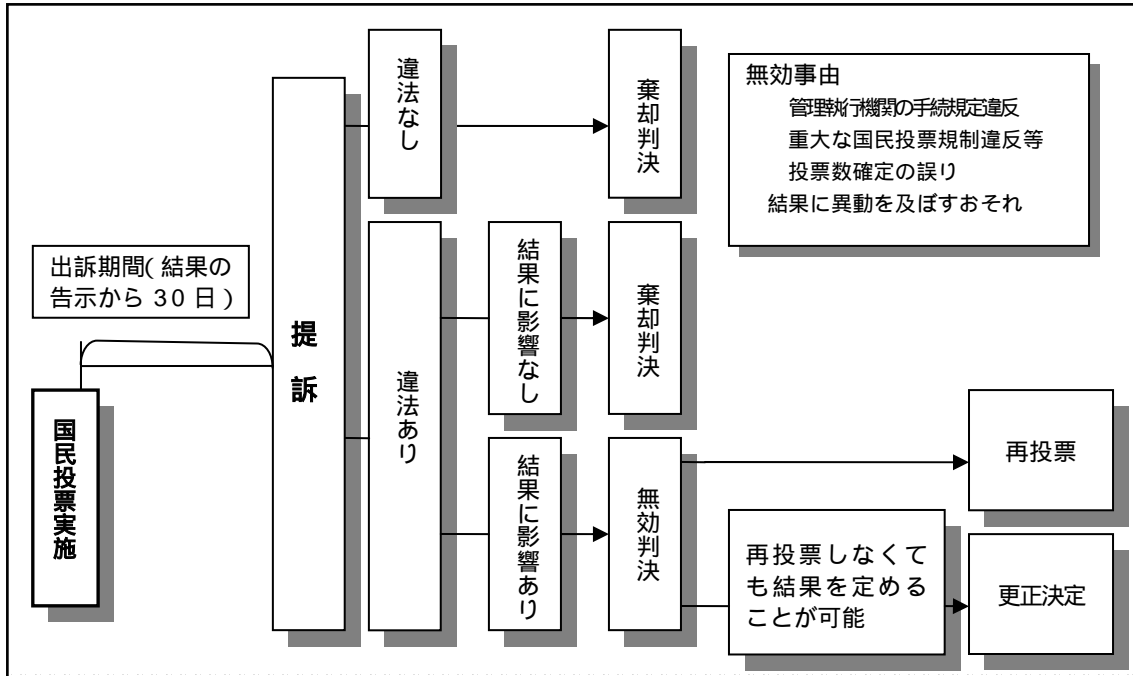
第五 国民投票無効の訴訟

国民投票無効の訴訟は、客観訴訟の一類型である。個人の権利保護を目的とする一般の主観訴訟に対して、客観的な法秩序の適正維持を目的とする訴訟を客観訴訟という³⁷。現在法定されている客観訴訟の代表的なものとして、公職選挙法における選挙無効訴訟、当選無効訴訟（公選法 204 条、208 条等）等があり、これらの訴訟は選挙人の資格で

だれでも提起できることとされ³⁸、また選挙の安定性と適法性を調和させるため、短い出訴期間、速やかな争訟の処理のための特則等も不可欠の規定として用意されているとされる³⁹。



国民投票無効訴訟 与 党案・民主党案



³⁷ 原田尚彦『行政法要論 全訂第五版』340 頁 学陽書房 2004 年

³⁸ 野中俊彦他『憲法（第 4 版）』284 頁 有斐閣 2006 年

³⁹ 自治省選挙部『逐条解説 公職選挙法』1204 頁 政経書院 1996 年

一 出訴期間

与党案・民主党案において、出訴期間は以下のようになっている。

与党案・民主党案と公職選挙法の出訴期間

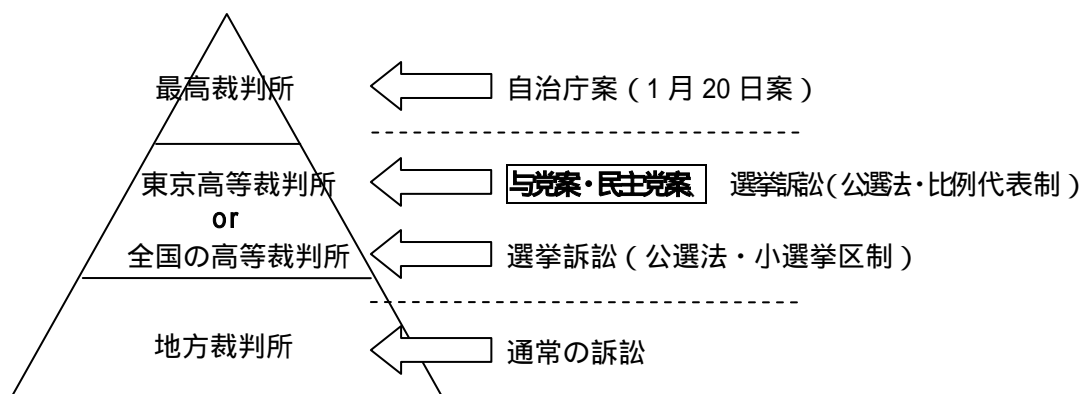
与党案・民主党案	公職選挙法
国民投票の結果の告示の日から起算して30日以内	選挙無効訴訟の場合、選挙日から30日以内 当選無効訴訟の場合、当選人決定告示の日から30日以内

諸外国において、出訴期間が短い例としては、「投票人による出訴について投票日当日」(フランス)、「3日以内」(スイス) 長い例としては、「4週間以内」(オーストリア)、「30日以内」(スロバキア)がある⁴⁰。

二 管轄裁判所

管轄裁判所について、以下の考え方があり得る。

- a. 一審を最高裁判所とする。
- b. 選挙訴訟と同じく一審を高等裁判所とし、二審制とする。(公選法)
- c. 通常の訴訟と同じく、三審制とする。



⁴⁰ 『衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書』 平成18年2月

三 無効事由

与党案・民主党案において、無効事由は以下のようになっている。

与党案・民主党案と公職選挙法の無効事由

与党案・民主党案	公職選挙法
<p>次に掲げる事由があり、そのために国民投票の結果に異動を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>国民投票の管理執行に当たる機関（与党案にあっては憲法改正案広報協議会、民主党案にあっては国民投票広報協議会を除く。）が国民投票の管理執行につき遵守すべき手続に関する規定に違反したこと。</p> <p>投票人の投票意思を妨げるおそれのある国民投票運動の規制及び罰則に違反する行為があり、多数の投票人が一般にその自由な判断による投票を妨げられたといえる重大な違反があったこと。</p> <p>憲法改正案に対する賛成の投票の数又は反対の投票の数（与党案）若しくは投票総数（民主党案）の確定に関する判断に誤りがあったこと。</p>	<p>選挙無効訴訟の場合、選挙の規定に違反することがあるときは選挙の結果に異動を及ぼす虞がある場合</p> <p>当選無効訴訟の場合、当選無効原因について公選法は一般的な規定を設けていないが、主としては選挙会の当選人決定の違法⁴¹</p>

四 国民投票の結果と判決との関係

開票の結果、国民の「承認」の効力が発生するのはいつか。国民投票の管理機関が、国民投票の結果を確認し、過半数を得た旨の告示を行ったときか、それとも、当該告示後、争訟の提起がなされる場合を想定し、投票の結果が最終的に確定したときとすべきかという論点である⁴²。

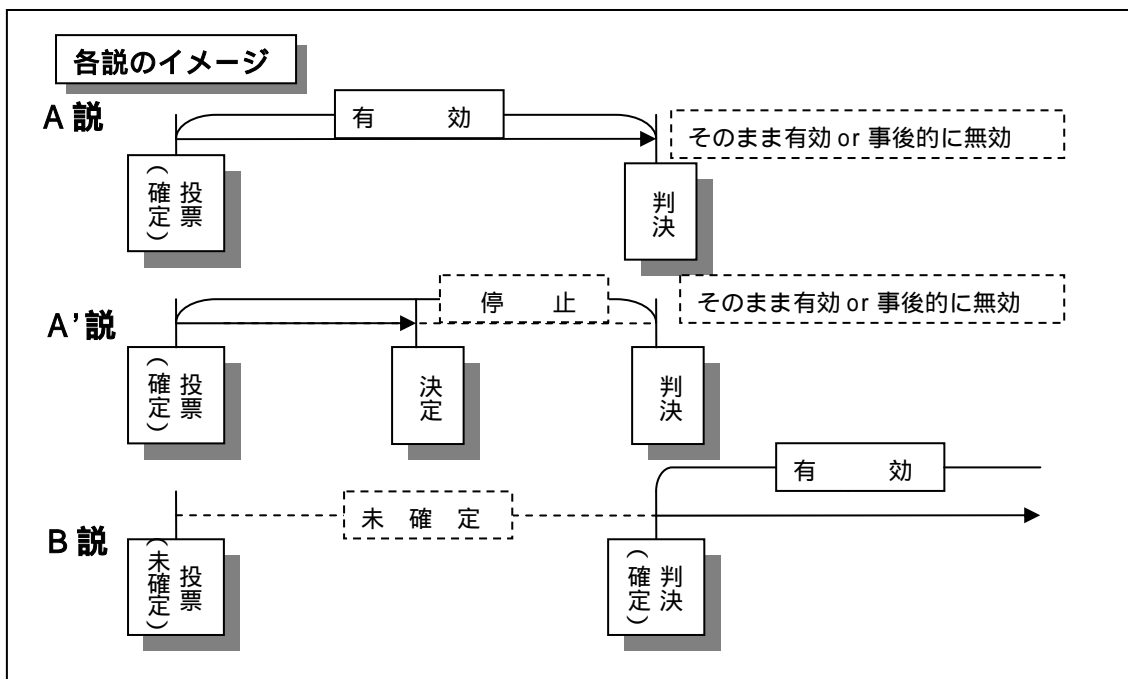
⁴¹ 選挙制度研究会『実務と研修のためのわかりやすい公職選挙法〔第十三次改訂版〕』283頁 ぎょうせい 2003年

⁴² 高見勝利『憲法の改正 シリーズ憲法の論点』14頁～16頁 国立国会図書館調査及び立法考査局 2005年

ただ、結局、国民投票の結果と判決の関係をどのように考えるかは、憲法の要請ではなく、どちらにも定めることができるとされる（法学協会『註解日本国憲法 下巻(2)』1449頁 有斐閣 1953年）。

国民投票の結果と判決との関係についての学説

A 説	A'説	B 説
<p>無効訴訟の係属にかかわらず、投票の結果は確定し、訴訟の結果、投票無効となれば、事後的に投票結果も無効となる。</p> <p>【論拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施行を急ぐ場合もあり得る。 ・ 訴訟が国民投票の結果に異動を及ぼすことは少ないと思われるので、訴訟の結果を待たずに公布・施行をすることとして差し支えない⁴³。 	<p>無効訴訟の継続にかかわらず、投票の結果は確定し、訴訟の結果、投票無効となれば、事後的に投票結果も無効となる。</p> <p>ただし、裁判所は、憲法改正が無効とされることにより生ずる重大な支障を避けるために緊急の必要があるときは、申立てにより、決定をもって、憲法改正の効果の発生全部又は一部の停止をする。この決定が確定したときは、憲法改正の効果の発生は、本案に係る判決が確定するまでの間、停止する。</p> <p>【論拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 説を原則としつつも修正。 	<p>無効訴訟の係属中は投票の結果は確定せず、訴訟の結果投票が有効となって初めて投票結果が確定する。</p> <p>【論拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法改正のような重要な問題については、法案の定めるように、短い期間で訴訟を処理し、その結果を待って公布・施行するという慎重な態度をとることが妥当である⁴⁴。
<p>【採用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公選法 ・ 韓国、ロシア 	<p>【採用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 与党案 ・ 民主党案 	<p>【採用例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スイス、フランス⁴⁵



⁴³ 法学協会『註解日本国憲法 下巻(2)』1449頁 有斐閣 1953年

⁴⁴ 清宮四郎『憲法 〔第三版〕』403～404頁 有斐閣 1979年、法学協会『前掲書』1449頁

⁴⁵ これらの国においては、出訴期間について、「3日以内」(スイス) 投票人による出訴につき「投票日当日」(フランス) といった厳しい制限が設けられている。

五 再投票・更正決定

訴訟の結果、憲法改正案に係る国民投票の全部若しくは一部が無効となった場合、以下のように対応することとなる（与党案・民主党案）。

- a．再投票 訴訟の結果、憲法改正国民投票の全部又は一部が無効となった場合（更正決定が可能な場合を除く。）においては、更に憲法改正国民投票を行わなければならない。
- b．更正決定 訴訟の結果、憲法改正国民投票の全部又は一部が無効となった場合において、更に憲法改正国民投票を行わないで憲法改正国民投票の結果を定めることができるときは、国民投票会を開き、これを定めなければならない。

第六 憲法改正の発議のための国会法の一部改正

一 日本国憲法の改正の発議

1 憲法改正原案の提案権

与党案・民主党案は憲法改正案の原案（以下「憲法改正原案」という。）を国会議員が提出することを前提とした規定となっている。学説は、内閣の提案権を肯定する見方、内閣の提案権については法律に委ねる見方、内閣の提案権を否定する見方に三分される。

それぞれの学説の主な論拠

内閣の提案権を肯定	内閣の提案権は法律に委ねる	内閣の提案権を否定
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行の衝に当たる内閣からの発案が実際に望ましい。⁴⁶ ・ 憲法 72 条の議案には憲法改正案も含まれる。⁴⁷ ・ 内閣に発案権がないという前提に立っても、閣僚の多くが所属する与党の議員が代わって発案できることから、それは意味がない。⁴⁸ 	<p>憲法は、内閣の発案を否認しているとは考えられない一方、それを確認ないしは要求しているとみなすこともできない。⁴⁹</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主権の担い手たる国民が発案権を持たないとき、行政権の担い手たる内閣が発案権を持つとすれば憲法が明文でこれを定める必要がある。⁵⁰ ・ 憲法改正の場面でもできる限り権力担当者の影響力を少なくすべきである。⁵¹

2 議員提案の場合の賛成者の員数要件

議員が憲法改正原案を提出する際には、賛成者の員数要件が設けられ、与党案・民主党案ともに衆議院議員 100 名以上又は参議院議員 50 名以上とされている。

学説は、通常議案より加重も可とする見方、これに反対する見方に分かれる。

それぞれの学説の主な論拠

通常議案より加重も可	加重に反対
<p>憲法改正の特殊性又は重みにかんがみてこの要件(通常議案について国会法が定めている要件)を加重しても構わない。⁵²</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議員一人ひとりが国民の代表であるとの憲法 43 条の趣旨からすれば、多数派優遇ではなく少数派保護にこそ配慮がなされるべきであり、この重大性を論拠とすればこそ、要件の加重は必ずしも合理性を有するとはいえない。⁵³ ・ 憲法改正という国民の一大事が、大政党によってしか発案できないとしたら、これこそ思想や表現の自由、ひいては国民主権にかかわる憲法問題である。⁵⁴

⁴⁶ 宮澤俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』794 頁 日本評論社 1978 年

⁴⁷ 佐藤功『ポケット註釈全書 憲法（下）』1259 頁 有斐閣 2001 年

⁴⁸ 名雪健二「憲法改正の手續 解釈論を中心として」5 8 頁 東洋法学 43(1) 1999 年

⁴⁹ 清宮四郎「改正の手續」228 頁 清宮四郎・佐藤功編『憲法講座 第 4 巻』有斐閣 1964 年

⁵⁰ 野村敬造「第九章 改正」100 頁 ジュリスト 241 号 1962 年

⁵¹ 飯島滋明「『日本国憲法改正国民投票法案』の問題点」56 頁 専修大学社会学研究所月報 504 号 2005 年

⁵² 初宿正典「憲法改正手續についての諸問題」288 頁 『ジュリスト増刊 憲法の論点[第 3 版]』1999 年

⁵³ 吉田栄司「憲法改正の手續」113、114 頁 全国憲法研究会編『法律時報増刊 憲法改正問題』2005 年

⁵⁴ 五十嵐敬喜「これはおかしい! 『憲法改正国民投票法案』」39、40 頁 世界 738 号 2005 年

主な案件の提出に要する賛成者の員数要件

案件名	衆議院議員	参議院議員
憲法改正原案（与党案・民主党案）	100名以上	50名以上
国政問題国民投票（民主党案）		
予算を伴う法律案	50名以上	20名以上
懲罰動議	40名以上	
予備的調査命令の要請		
会期前の逮捕議員の釈放要求	20名以上	20名以上
参議院緊急集会前の逮捕議員の釈放要求		
予算を伴わない法律案	20名以上	10名以上
秘密会の要求	10名以上	
臨時会召集決定の要求	総議員の4分の1以上	総議員の4分の1以上
休会中の会議の開会要求		
各議員の表決の会議録記載要求	出席議員の5分の1以上	出席議員の5分の1以上
議長が定めた発言時間等の制限に対する異議		

3 個別投票に関する規定の要否 （第三の四の1 投票の方式を参照）

4 国民請願による憲法改正原案の提案制度

与党案・民主党案ともに、憲法審査会において採択された請願については、その内容を憲法審査会提出の憲法改正原案として提出することも想定している。

学説においても、憲法発案こそ国民が直接主権を行使すべきではないかとしてこれを認める見方がある⁵⁵。また、海外においては、与党案及び民主党案の内容とは異なるものの、スイスが国民発案による憲法改正の国民投票制度を有している。

⁵⁵ 五十嵐敬喜「これはおかしい！『憲法改正国民投票法案』」38、39頁 世界738号 2005年

スイスにおける国民発案による憲法改正国民投票制度

○ 全面改正の場合

- ・国民発案による全面改正の場合、最終的な国民投票に先立ち、全面改正の必要性の有無について先決的な国民投票が実施される（スイス憲法 140 条 2 項、193 条 2 項）。
- ・国民投票の結果、全面改正の必要があると認められた場合には、新たな議会の選挙が実施される（スイス憲法 193 条 3 項）、憲法改正案を確定し国民投票に付する（憲法 140 条 1 項）。
- ・全面改正について両院が一致した場合には、憲法改正案の確定後、国民投票が実施される（憲法 140 条 1 項）。

○ 部分改正の場合

- ・法文化された国民発案による場合
議会の承認又は拒否の勧告を付して国民投票が実施される。その際、議会は対抗提案を提示することができる（憲法 139 条 3 項）。
- ・法文化されていない一般的な発議の国民発案による場合
議会が同意した場合には、その発案の趣旨に沿った改正案を議会が作成し、国民投票に付託する（憲法旧 139 条 4 項）。
議会が同意しない場合には、改正の必要性の有無について先決的な国民投票が実施される。国民投票の結果、改正の必要があると認められた場合には、議会はその発案の趣旨に沿った改正案を議会が作成するほか、対抗草案をも作成し、両者を国民投票に付託する（憲法旧 139 条 4 項及び 6 項、140 条 1 項）。

（『衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書』 117 頁 平成 18 年 2 月）

二 憲法改正原案の審議体制・手続

1 憲法審査会の権限等

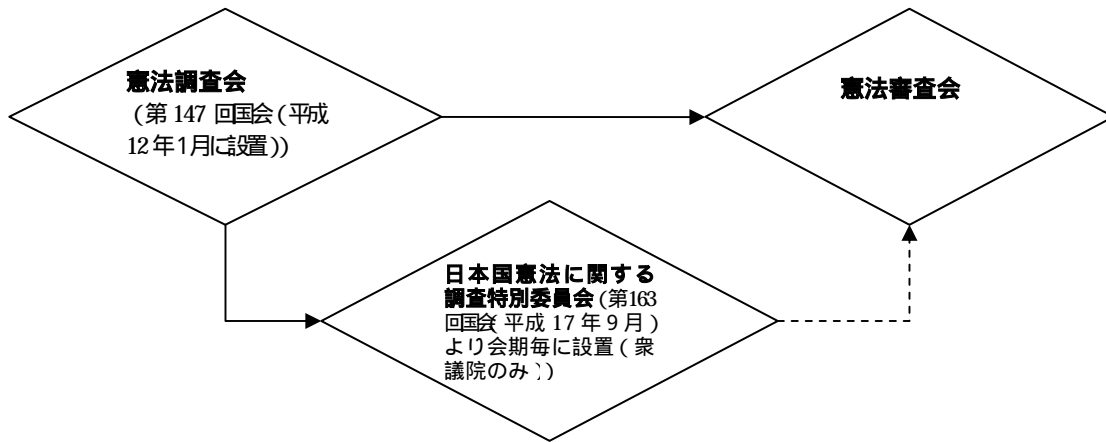
これまで、日本国憲法の広範かつ総合的な調査を行う憲法調査会（衆議院及び参議院）、日本国憲法改正国民投票制度に係る議案の審査等及び日本国憲法の広範かつ総合的な調査を行う日本国憲法に関する調査特別委員会（衆議院のみ）が設置された。

今回、与党案及び民主党案は、憲法改正原案等の議案の審査等を所管事項に含む憲法審査会を常設機関として衆議院及び参議院に設置することとしている。

憲法審査会の所管事項

与党案	民主党案
憲法改正原案の審査及び起草 憲法改正手続に関する法律案の審査及び起草 日本国憲法及びそれに密接に関連する基本法制の広範かつ総合的な調査	憲法改正原案の審査及び起草 憲法改正手続に関する法律案の審査及び起草 日本国憲法及びそれに密接に関連する基本法制の広範かつ総合的な調査 国民投票に付す「国政における重要な問題に係る案件」の審査及び起草については案件の内容に応じて各委員会等が所管することを想定。

(参考) 憲法調査会の変遷



2 憲法改正原案の審議手続（議事手続の特則）

与党案及び民主党案は、(a) 調査・審査の対象が特定されていることや、(b) 憲法改正原案については特に慎重かつ十分な審議の必要性があること等にかんがみ、他の委員会と、特に以下の点で異なる取扱いを想定している。

委員会の審議手続の取扱いと
想定される憲法審査会の審議手続の取扱いとの主な相違点

	憲法審査会	委員会
会議の公開、非公開	原則公開	法規上非公開 (運用上原則公開)
公聴会の開催義務	有	無(但し、総予算、重要な歳入法案を除く)
審査省略・中間報告制度の適用	無	有
閉会中審査のための手続の要否	不要	要
合同審査会による勧告の可否	可	不可(但し、法律に特別の定めのある場合を除く)

三 憲法改正原案の議決（「総議員」の意義）

憲法 96 条によれば、憲法改正は、各議院の総議員の 3 分の 2 以上の賛成で、国会がこれを発議するとしている。本会議の定足数の規定に係る「総議員」とは、衆議院、参議院の先例上、「法定議員数」とされる⁵⁶。これにならい、憲法改正の発議についても、「総議員」とは「法定議員数」とされる。

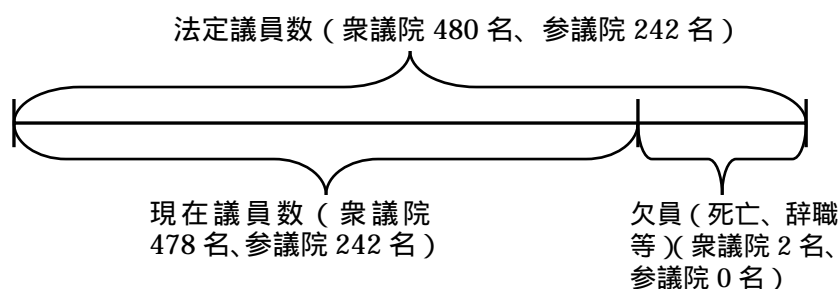
なお、学説は、「法定議員数」とする見方、「現在議員数」とする見方に分かれる。

⁵⁶ 『平成十五年版 衆議院先例集』268 頁、『平成十年版 参議院先例録』248 頁

それぞれの学説の主な論拠

法定議員数	現在議員数
<ul style="list-style-type: none"> ・常に数が一定しているので、総議員の数をめぐる争いを避けることができる。⁵⁷ ・現在議員数とすれば少数派議員の除名によって可決を図ろうとする可能性が生じる。⁵⁸ ・改正手続を緩めて解するのは改正を困難ならしめようとする憲法の趣旨に反する。⁵⁹ 	<ul style="list-style-type: none"> ・法定議員数と解すると欠員数だけの議員が常に反対の投票をしたのと同じに扱われる。⁶⁰

法定議員数と現在議員数（平成 18 年 6 月 8 日現在）



四 憲法改正案の公示・周知広報機関

（第三の三 広報協議会及び国民投票に関する周知を参照）

⁵⁷ 小林直樹『憲法改正条項の考察』48頁 内閣憲法調査会事務局憲資・改2号 1962年

⁵⁸ 小林直樹『憲法改正条項の考察』48頁 内閣憲法調査会事務局憲資・改2号 1962年

⁵⁹ 小林直樹『憲法改正条項の考察』48頁 内閣憲法調査会事務局憲資・改2号 1962年

⁶⁰ 宮澤俊義（芦部信喜補訂）『全訂日本国憲法』790頁 日本評論社 1978年

資料

世界各国（地域を含む）議会（下院・直接選挙）の選挙権年齢・被選挙権年齢

平成 18 年 5 月 31 日

国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会調査室・課

INTER-PARLIAMENTARY UNION の H P (http://www.ipu.org/english/parlweb.htm) を基に、各種資料及び H P を参考にした。

国名	選挙権	被選挙権	国名	選挙権	被選挙権	国名	選挙権	被選挙権
アイスランド	18	18	オランダ	18	18	ザンビア	18	21
アイルランド	18	21	ガーナ	18	21	シエラレオネ	18	21
アゼルバイジャン	21	25	ガイアナ	18	18	ジブチ	18	23
アフガニスタン	18	25	カザフスタン	18	25	ジャマイカ	18	21
アメリカ	18	25	カナダ	18	18	シリア	18	25
アルジェリア	18	28	カボ・ヴェルデ	18	18	シンガポール	21	21
アルゼンチン	18	25	ガボン	21	28	ジンバブエ	18	21
アルバニア	18	18	カメルーン	20	23	スイス	18	18
アルメニア	18	25	ガンビア	18	21	スウェーデン	18	18
アンゴラ	18	35	カンボジア	18	25	スーダン	17	21
アンティグア・バーブーダ	18	21	北朝鮮	17	17	スペイン	18	18
			ギニア	18	25	スリナム	18	21
アンドラ	18	18	ギニア・ビサウ	18	21	スリランカ	18	18
イエメン	18	25	キプロス	21	25	スロバキア	18	21
イギリス	18	21	キューバ	16	18	スロベニア	18	18
イスラエル	18	21	ギリシャ	18	25	スワジランド	18	18
イタリア	18	25	キリバス	18	21	セイシェル	18	18
イラク	18 ¹	30	キルギスタン	18	25	赤道ギニア	18	25
イラン	15	26 ~ 75	グアテマラ	18	18	セネガル	18	25
インド	18	25	クウェート ²	21	30	セルビア・モンテネグロ	18	18
インドネシア	17 ²	21	グルジア	18	25	セント・クリストファー・		
ウガンダ	18	18	グレナダ	18	18	ネヴィス	18	21
ウクライナ	18	25	クロアチア	18	18	セント・ビンセント・グ		
ウズベキスタン	18	25	ケニア	18	21	レナディーン	18	21
ウルグアイ	18	25	コートジボワール	21	23	セント・ルシア	18	21
エクアドル	18	30	コスタ・リカ	18	21	ソロモン諸島	18	21
エジプト	18	30	コモロ	18	不明	タイ	18	25
エストニア	18	21	コロンビア	18	25	大韓民国	19	25
エチオピア	18	21	コンゴ共和国	18	25	台湾	20	23
エル・サルバドル	18	25	サモア	21	21	タジキスタン	18	18
オーストラリア	18	18	サン・マリノ	18	25	タンザニア	18	21
オーストリア	18	19	サントメ・プリンシペ	18	18	チェコ	18	21

国名	選挙権	被選挙権	国名	選挙権	被選挙権	国名	選挙権	被選挙権
チャド	18	25	パラオ	18	25	マケドニア	18	18
中華人民共和国	18	18	パラグアイ	18	25	マダガスカル	18	21
チュニジア	20	23	バルバドス	18	21	マラウイ	18	21
チリ	18	21	ハンガリー	18	18	マリ	18	21
ツバル	18	21	バングラデシュ	18	25	マルタ	18	18
デンマーク	18	18	東ティモール	17	17	マレーシア	21	21
ドイツ	18	18	フィジー	21	21	ミクロネシア	18	30
トーゴ	18	25	フィリピン	18	25	南アフリカ	18	18
ドミニカ	18	21	フィンランド	18	18	メキシコ	18	21
ドミニカ共和国	18 ³	25	ブータン	21	25	モーリシャス	18	18
トリニダード・トバゴ	18	18	ブラジル	16 ⁴	21	モーリタニア	18	25
トルクメニスタン	18	25	フランス	18	23	モザンビーク	18	18
トルコ	18	30	ブルガリア	18	21	モナコ	18	25
トンガ	21	21	ブルキナ・ファソ	18	21	モルジブ	21	25
ナイジェリア	18	30	ブルンジ	18	25	モルドバ	18	18
ナウル	20	20	ベトナム	18	21	モロッコ	20	23
ナミビア	18	21	ベニン	18	25	モンゴル	18	25
ニカラグア	16	21	ベネズエラ	18	21	ヨルダン	18	30
ニジェール	18	25	ベラルーシ	18	21	ラオス	18	21
日本	20	25	ベリーズ	18	18	ラトビア	18	21
ニュージーランド	18	18	ペルー	18	25	リトアニア	18	25
ネパール	18	25	ベルギー	18	21	リビア	18	18
ノルウェー	18	18	ポーランド	18	21	リヒテンシュタイン	20	20
バーレーン	不明	30	ボスニア・ヘルツェ			リベリア	18	25
ハイチ	18	25	ゴビナ	18	18	ルーマニア	18	23
パキスタン	21	25	ボツワナ	18	21	ルクセンブルク	18	21
パナマ	18	21	ボリビア	18	25	ルワンダ	18	21
バヌアツ	18	25	ポルトガル	18	18	レソト	18	21
バハマ	18	21	ホンデュラス	18	21	レバノン	21	25
バプア・ニューギニア	18	25	マーシャル諸島	18	21	ロシア	18	21

1 イラクでは「選挙が行われる月の間に18歳に達している者」に選挙権が与えられる。

2 インドネシアでは結婚している者には年齢に関わらず選挙権が与えられる。

3 ドミニカ共和国では結婚している者には年齢に関わらず選挙権が与えられる。

4 ブラジルでは任意登録は16歳から、職権登録は18歳からである。

選挙権年齢のデータのある国:182

選挙権年齢が18歳以上(15~17歳以上も含む)の国:159

諸外国の投票用紙

- 1 . オーストラリア連邦
- 2 . オーストリア共和国
- 3 . コロンビア共和国
- 4 . フランス共和国
- 5 . アイルランド
- 6 . イタリア共和国
- 7 . 大韓民国
- 8 . パナマ共和国
- 9 . スペイン
- 10 . スイス連邦
- 11 . スウェーデン王国
- 12 . ウズベキスタン共和国

(アルファベット順)

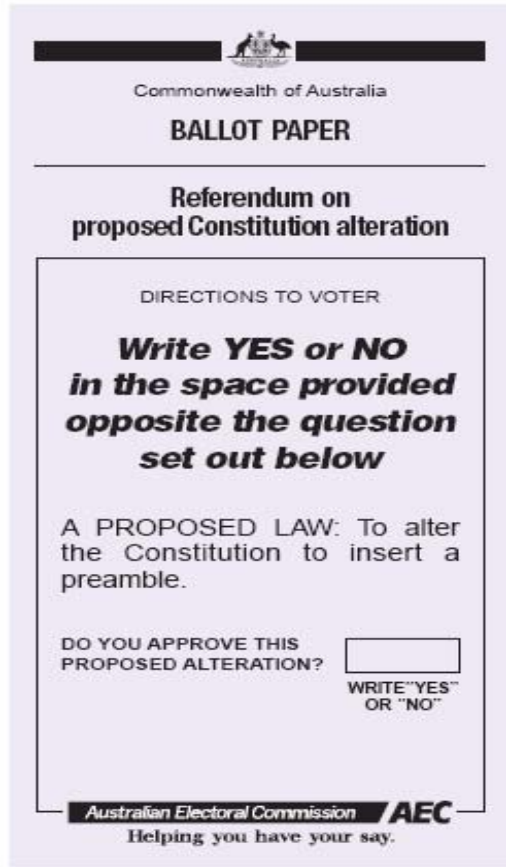
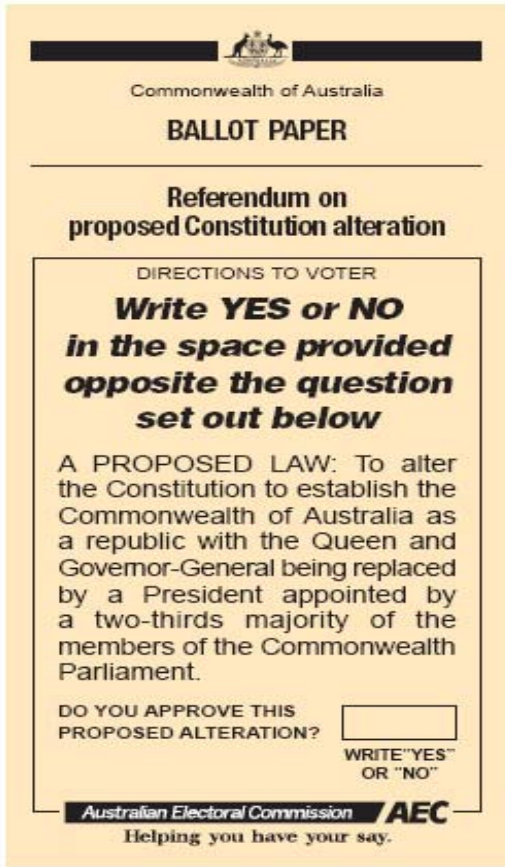
< 出典 >

オーストラリア連邦、アイルランド、イタリア共和国、大韓民国、スウェーデン王国については、国立国会図書館調査及び立法考査局政治議会課憲法室「諸外国における国民投票の方式と投票用紙」(平成18年5月)

コロンビア共和国、フランス共和国、パナマ共和国、ウズベキスタン共和国については、衆議院法制局「各国の国民投票に関するアンケート調査」(平成16年9月)及び『衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書』(平成18年2月)

オーストリア共和国、スペイン、スイス連邦については、『衆議院欧州各国国民投票制度調査議員団報告書』(平成18年2月)

1. オーストラリア連邦



事務局仮訳

オーストラリア連邦
投票用紙
憲法改正国民投票

投票者のみなさんへ
下記の設問に対して与えられた欄に賛成または反対と書くこと
法案：女王と総督に代えて、連邦議会議員の3分の2の多数の議員によって指名される大統領を置き、オーストラリア連邦を共和国とするため憲法を改正すること
あなたはこの改正案に賛成しますか？
賛成または反対と書くこと

オーストラリア選挙委員会
あなたの発言の機会を助けます。

オーストラリア連邦
投票用紙
憲法改正国民投票

投票者のみなさんへ
下記の設問に対して与えられた欄に賛成または反対と書くこと
法案：憲法に前文を挿入する改正を行うこと
あなたはこの改正案に
賛成しますか？
賛成または反対と書くこと

オーストラリア選挙委員会
あなたの発言の機会を助けます。

2 . オーストリア共和国

Amtlicher Stimmzettel

für die

Volksabstimmung am 12. Juni 1994

Soll der Gesetzesbeschluß des Nationalrates vom 5. Mai 1994
über das Bundesverfassungsgesetz über den Beitritt Österreichs
zur Europäischen Union Gesetzeskraft erlangen?

Ja

Nein

Österreichische Staatsdruckerei. 944082 df/o

1994 年 6 月 12 日の国民投票のための投票用紙

1994 年 5 月 5 日に国民議会が制定したオーストリアが
EU に加盟するための憲法律に効力を与えますか？

賛成

反対

オーストリア国立印刷局 944082 df/o

投票用紙の「賛成」、「反対」の横の丸欄に、×印またはその他の印を記入する（1972年国民投票法10条）

3 . コロンビア共和国

「はい (SI)」、「いいえ (NO)」の欄に印を記入。

EL PUEBLO DE COLOMBIA DECRETA:

¿APRUEBA USTED EL SIGUIENTE ARTICULO?

El quinto inciso del artículo 122 de la Constitución Política quedará así:

1 Sin perjuicio de las demás sanciones que establezca la ley, no podrán ser incurso como candidatos a cargos de elección popular, ni elegidos, ni designados como servidores públicos, ni celebrar personalmente, o por interpuesta persona, contratos con el Estado, quienes hayan sido condenados, en cualquier tiempo, por la comisión de delitos que afectan el patrimonio del Estado. Tampoco quien haya sido juzgado como servidor público, con su conducta dolosa o gravemente culpable, así calificada por sentencia judicial ejecutoriada, a que el Estado sea condenado a una reparación patrimonial, salvo que asuma con cargo a su patrimonio el valor del daño.

SI **NO**

¿APRUEBA USTED EL SIGUIENTE ARTICULO?

El inciso segundo del artículo 122 de la Constitución Política quedará así:

2 El elegido por voto popular en cualquier corporación pública, es responsable ante la sociedad y frente a sus electores por el cumplimiento de las obligaciones propias de su investidura. Su voto, salvo para asuntos de mero trámite, será nominal y público.

SI **NO**

¿APRUEBA USTED EL SIGUIENTE ARTICULO?

El artículo 134 de la Constitución Política quedará así:

3 Artículo 134. Los miembros de corporaciones públicas de elección popular no tendrán sujeción. Las sanciones por sus faltas disciplinarias serán impuestas por los candidatos no elegidos de su misma lista, según el orden de inscripción en ella. La renuncia voluntaria no producirá como efecto el ingreso a la corporación de quien debiera suplirle.

Derógase el artículo 251 de la Constitución Política.

SI **NO**

¿APRUEBA USTED EL SIGUIENTE ARTICULO?

Adiciónase al artículo 248 de la Constitución Política un inciso y un párrafo del siguiente tenor:

4 Los gastos de inversión, incluidos en el proyecto de presupuesto presentado al Congreso por el Gobierno, recogerán el resultado de audiencias públicas consultivas, convocadas por los gobiernos nacional, departamentales y del Distrito Capital, y del análisis hecho en el Congreso por las comisiones constitucionales y las bancadas de cada departamento y Bogotá. El presupuesto no incluirá partidas globales, excepto las necesarias para atender emergencias y desastres. El Congreso de la República participará activamente en la dirección y control de los ingresos y los gastos públicos, lo cual comprenderá, tanto el análisis y la decisión sobre la inversión nacional, como sobre la regional. La Ley Orgánica del Presupuesto reglamentará la materia, así como la realización de las audiencias públicas especiales de control político, en las cuales los congresistas formularán los reclamos y aspiraciones de la comunidad. Lo relativo a las audiencias, dispuesto en este artículo, se aplicará a la elaboración, aprobación y ejecución del presupuesto, en todas las entidades territoriales.

Parágrafo. Con excepción de los mecanismos establecidos en el Título XII de la Constitución Política, en ningún caso y en ningún tiempo, los miembros de las corporaciones públicas podrán, directamente o por intermedio de terceros, convenir con organismos o fundaciones del Estado la aprobación de partidas presupuestales, o las decisiones de destinación de la inversión de dineros públicos. Lo dispuesto en este párrafo se aplicará a la elaboración y aprobación de presupuesto en todas las entidades territoriales.

SI **NO**

¿APRUEBA USTED EL SIGUIENTE ARTICULO?

Adiciónase al artículo 180 de la Constitución Política, con el siguiente numeral:

Artículo 180. Los congresistas no podrán:

5 5°. Participar, bajo ninguna circunstancia, individual o colectivamente, en las funciones administrativas del Congreso, salvo para la conformación de su Unidad de Trabajo Legislativo. Los servicios técnicos y administrativos de las Cámaras Legislativas estarán a cargo de una entidad pública o privada, que ejercerá sus funciones con plena autonomía, conforme lo establezca la ley.

SI **NO**

6

El artículo 171 de la Constitución Política quedará así:

Artículo 171. El Senado de la República estará integrado por ochenta y tres (83) senadores, elegidos de la siguiente manera: sesenta y cinco (65) elegidos en circunscripción nacional, dos (2) elegidos en circunscripción nacional especial por comunidades indígenas, y seis (6) en circunscripción nacional especial de minorías políticas.

Para la asignación de curules en la circunscripción nacional, sólo se tendrán en cuenta las listas que obtengan al menos el dos por ciento (2%) de los votos válidos válidamente. Para la asignación de curules entre las listas que superen este umbral, se aplicará el sistema de lista repletoria, definido en el artículo 263 de la Constitución Política, tomando como base para el cálculo solamente el total de votos válidos obtenidos por esas listas.

Los ciudadanos colombianos que se encuentren o residan en el exterior podrán votar en las elecciones para Senado de la República. La circunscripción especial para la elección de senadores por las comunidades indígenas, se determinará por el sistema de lista repletoria, definido en el artículo 263 de la Constitución Política. Los representantes de las comunidades indígenas, que deseen integrar el Senado de la República, deben haber ejercido un cargo de autoridad tradicional en su respectiva comunidad o haber sido líderes de una organización indígena, entidad que se acredite mediante certificado de la respectiva organización, tenencia por el Ministerio del Interior.

Parágrafo transitorio. Si transcurrido un año de vigencia de la presente reforma constitucional, el Congreso no hubiere aprobado la ley para la elección de ministros políticos al Procurador de la República, a excepción por decreto en los tres meses siguientes.

El artículo 176 de la Constitución Política quedará así:

Artículo 176. La Cámara de Representantes se elegirá en circunscripciones territoriales y especiales.

Habrán dos representantes por cada circunscripción territorial y uno más por cada 1,16 por ciento de la población nacional o fracción mayor del 0,38 por ciento de la población nacional que residan en la respectiva circunscripción, por encima del 1,16 por ciento inicial. Cada departamento y el Distrito Capital de Bogotá conformarán una circunscripción territorial.

Para la asignación de curules de las circunscripciones territoriales de la Cámara de Representantes, de las asambleas departamentales, los concejos municipales y distritales y las juntas administrativas locales, sólo se tendrán en cuenta las listas que obtengan, al menos, el promedio por ciento (50%) del respectivo cociente electoral. Para la asignación de curules entre las listas que superen este umbral, se aplicará el sistema de lista repletoria, definido en el artículo 263 de la Constitución Política, tomando como base para el cálculo sólo el total de los votos válidos emitidos para esas listas. Si ninguna superare dicho umbral, se asignarán todas las curules por el sistema de lista repletoria, definido en el artículo 263 de la Constitución Política.

Adicionalmente, se elegirán cuatro (4) representantes para circunscripciones especiales, así: dos (2) para comunidades negras, uno (1) para la comunidad indígena y uno (1) elegido por los ciudadanos que residan en el exterior.

Parágrafo transitorio. Una vez antes en vigencia la presente reforma constitucional, ningún departamento deberá perder más del 30% de su representación actual en la Cámara de Representantes. Si caso llegare a ocurrir, se asignará una curul adicional en dicha Cámara, a cada uno de estos departamentos.

El artículo 263 de la Constitución Política quedará así:

Artículo 263. La asignación de curules entre los miembros de la respectiva corporación pública se hará por el sistema de lista repletoria. Ese sistema resulta de aplicar aquella lista única que, cuando utilizando la sucesión de números naturales, permita repletar todas por el mismo número de votos en la correspondiente circunscripción.

Para efectos de la determinación de la votación mínima requerida, a que se refiere el artículo 176 de la Constitución Política, se entenderá por cociente electoral el número que resulta de dividir el total de los votos válidos por el de puestos a cubrir.

Artículo transitorio. Lo dispuesto en los artículos 171 y 176 de la Constitución Política regirá para las elecciones que se celebren en el año 2005. Los miembros y el sistema de asignación de curules previsto para anteriores, concejos y juntas administrativas locales, se aplicarán a partir de las elecciones de 2003.

SI NO

7

¿PARECERÍA USTED EN SU INTERÉS ESTE ARTÍCULO?

El artículo 183 de la Constitución Política se modifica en sus numerales 2 y 3, y se adiciona con los numerales 5 y 7, y dos parágrafos, del siguiente texto:

Artículo 183. Los congresistas, los concejales, los concejales y cualquier otro miembro de las corporaciones elegidas popularmente, perderán su investidura:

2. Por la inasistencia, sin causa justificada, en un mismo periodo ordinario de sesiones, a seis (6) reuniones plenarios, o de la respectiva comisión, que hubieren sido convocados para votar proyectos de acto legislativo, de ley, ordenanzas, acuerdos, resoluciones de censura, o elección de funcionarios, según el caso.
3. Por no tomar posesión del cargo dentro de los ocho (8) días siguientes a la fecha de instalación de la respectiva corporación, o a la fecha en que fueran llamados a posesionarse.
6. Por votar el régimen de financiación de campañas electorales, por concepto de votos, o por participar en prácticas de ransuamancia electoral.
7. Por postular o aceptar auxilio con recursos públicos, cualquiera que hubiese sido su forma de aprobación o ejecución.

Parágrafo 2°. La ley replanteará las causales de pérdida de investidura de los miembros de las corporaciones públicas, para garantizar los principios de proporcionalidad, legalidad, debido proceso y transparencia, igualmente, para el procedimiento para instaurar y declarar una mayoría calificada para imponer la censura y su ejecución, de acuerdo con el principio de proporcionalidad. Esta disposición no afecta efectos retroactivos.

Facúltase al Presidente de la República para que, en el término de 90 días, contados a partir de la entrada en vigencia de esta reforma constitucional, mediante decreto con fuerza de ley, adopte las disposiciones contenidas en el presente artículo.

Parágrafo 3°. El servidor público que ostente sueldo o pretensión burocrática a un congresista, concejal, o concejal, a cambio de la aprobación de un proyecto de acto legislativo, ley, ordenanza, o acuerdo, será sancionado por falta próxima con pérdida de empleo.

SI NO

8 Adiciónese el artículo 167 de la Constitución Política, con el siguiente texto:

A partir de la vigencia de la presente reforma constitucional, la persona que adquiera el derecho a pensionarse no podrá recibir con cargo o reembolso de naturaleza pública, un pensión superior a veinticinco (25) salarios mínimos mensuales legales vigentes. Se exceptúan quienes tengan servicios adquiridos y quienes estén amparados por los regímenes pensionales excluidos y especiales.

La vigencia de los regímenes pensionales excluidos, especiales, y provenientes de normas y acuerdos entre nacionales de cualquier naturaleza, cesará el 31 de diciembre de 2007, con excepción del régimen pensional de los Presidentes de la República que tendrá vigencia desde la fecha de entrada de la presente reforma constitucional.

El régimen de pensión será reglamentado por la ley del Sistema General de Pensiones.

Los requisitos y requisitos personales para todos las personas, a partir de la vigencia de la presente reforma constitucional, con las excepciones temporales anteriores, serán los establecidos en la ley del Sistema General de Pensiones. No podrá darse excepción alguna o acordarse acuerdos entre nacionales, de ninguna naturaleza, para adelantar de o allí establecido.

Con las excepciones previstas en la ley del Sistema General de Pensiones, a partir de la vigencia de la presente reforma constitucional, no podrán reconocerse pensiones de vejez o jubilación a personas con menos de 55 años de edad.

La Ley General de Pensiones ordenará la revisión de las acciones decretadas sin el cumplimiento de los requisitos legales, o con éxceso del derecho.

A partir del 1° de enero del año 2005, y hasta diciembre de 2006, no se incrementarán los salarios y pensiones de los servidores públicos, o de aquellas personas cuyos salarios y pensiones se pagan con recursos públicos, en ambos casos cuando superen más de veinticinco (25) salarios mínimos mensuales legales vigentes.

Se excluye de esta disposición el régimen legal para los miembros de la Fuerza Pública.

SI **NO**

¿APRUEBA USTED EL SIGUIENTE ARTICULO?

9 El artículo 272 de la Constitución Política quedará así:

Artículo 272. El control de la Gestión Fiscal de las entidades del orden territorial será ejercido, con austeridad y eficiencia, por la Contraloría General de la República, para lo cual podrá apoyarse en el auxilio técnico de fundaciones, corporaciones, universidades, instituciones de economía solidaria, o empresas privadas escogidas en audiencia pública, celebrada previo concurso de méritos. Las decisiones administrativas serán de competencia exclusiva de la Contraloría.

Los Contralorías departamentales, distritales y municipales, hoy existentes, quedarán suprimidas cuando el Contralor General de la República determine que está en condiciones de asumir totalmente sus funciones, lo cual deberá suceder a más tardar el 31 de diciembre de 2003. En el proceso de transición se respetará el periodo de los contralores actuales. Los funcionarios de la Contraloría General de la República, que se designen para desempeñar esos cargos, serán escogidos mediante concurso de méritos y deberán ser oriundos del departamento respectivo.

SI **NO**

¿APRUEBA USTED EL SIGUIENTE ARTICULO?

Adiciónese el artículo 355 de la Constitución Política con los siguientes incisos:

11 Así mismo, queda prohibida cualquier forma de concesión de auxilios con recursos de origen público, bien sean de la Nación, los departamentos o los municipios, sus entidades descentralizadas o los establecimientos públicos o las empresas industriales y comerciales, o las sociedades de economía mixta, mediante apropiaciones, donaciones o contratos que tengan por destino final, en todo o en parte, apoyar campañas políticas, agrícolas, apícolas o comerciales, o comprometer la independencia de los miembros de corporaciones públicas de elección popular.

Sin perjuicio de las demás sanciones a que haya lugar, la violación de estas prohibiciones constituye causal de destitución o desvinculación para el servidor público que la promueva, ignore o ejecute, lo mismo que de inhabilidad para el ejercicio, en el futuro, de cualquier otro cargo o función pública, y de pérdida de investidura para el congresista, diputado, concejal o miembro de juntas administrativas locales que la cometa.

SI **NO**

¿APRUEBA USTED EL SIGUIENTE ARTICULO?

Inclúyase en la Constitución Política un artículo nuevo, que codificará la Sala de Consulta del Consejo de Estado, y que quedará así:

12 Artículo. El ahorro generado en las entidades territoriales, por la sucesión de las contralorías territoriales, se destinará, durante los 10 años siguientes a su vigencia, a la ampliación de la cobertura y al mejoramiento de la calidad, en educación preescolar, básica y media, y a la construcción y mejoramiento de recursos escolares, o al saneamiento básico, una vez se hayan cancelado todas las obligaciones del concepto ahorro, prestacional y personal, a favor de los servidores públicos de las entidades subvencionadas. La ley, a iniciativa del Gobierno, reglamentará el modo de aplicación de estos recursos.

Los derechos destinados para educación, en virtud de lo dispuesto en este artículo, garantizarán el financiamiento de los costos de manutención y derechos académicos de los estudiantes pertenecientes al estrato 1, toda vez que se trate de la ampliación de cobertura.

SI **NO**

13 El artículo 261 de la Constitución Política quedará así:

Artículo 261. Los ingresos provenientes de las regalías que no sean asignados a los departamentos, municipios y distritos predeciales y, conjuntos, y a Comacagarena, se destinarán a las entidades territoriales, en los términos que señale la ley.

Estos fondos se aplicarán así: el 50% a la ampliación de la cobertura con calidad en educación preescolar, básica y media. El 20% para apoyo técnico y capacitación básico, el 7% para el Fondo Nacional de Pensiones de las Entidades Territoriales, y el 1% para inversión en la recuperación del río Cauca.

En la ejecución de estos recursos se dará prioridad a la participación de los beneficiarios a la educación.

La ley, a iniciativa del Gobierno, regulará la materia.

Parágrafo transitorio. Serán respetados los recursos provenientes de regalías que se vincularon, por vices vigencias fiscales, para atender compromisos adquiridos por las entidades territoriales.

SI **NO**

¿APRUEBA USTED EL SIGUIENTE ARTICULO?

14 Adiciónese al artículo 245 de la Constitución Política el siguiente parágrafo transitorio:

Parágrafo transitorio. Los gastos de funcionamiento de los órganos que conforman el presupuesto general de la Nación, de las entidades viceministradas, autónomas, de naturaleza especial o única, que administran recursos públicos y de las territoriales, incluidos los salarios y las pensiones superiores a dos (2) salarios mínimos legales mensuales, no se incrementarán con relación a los gastos del año 2002, durante un periodo de dos (2) años, contados a partir de la entrada en vigencia del presente acto legislativo. Se exceptúan: el Sistema General de Participaciones de los departamentos, distritos y municipios; los gastos destinados a la seguridad, diferencias de los correspondientes a salarios, el pago de nuevas pensiones y las nuevas cotizaciones a la seguridad social, o las compensaciones a que da lugar. Cualquier incremento de salarios y pensiones, en el año 2003 estará sujeto a la decisión que adopte el congreso ordinario sobre este artículo. De no haberse, a finales de diciembre del año 2003 o 2004, un incremento igual en la inflación, calculada de acuerdo con el IPC, superior al correspondiente para el año 2002, se incrementarán los salarios y pensiones en un porcentaje igual a la diferencia entre la inflación registrada en cada uno de estos años, y la correspondiente al año 2002.

El ahorro de los departamentos, distritos y municipios, generado por el menor crecimiento del gasto financiado por el sistema general de participaciones de los departamentos, distritos y municipios, lo destinarán las entidades territoriales para reservas del Fondo Nacional de Pensiones Territoriales, del Fondo de Pensiones Sociales del Magisterio, y para el pasivo pensional del sector salud.

SI **NO**

¿APRUEBA USTED EL SIGUIENTE ARTICULO?

15 El artículo 108 de la Constitución Política quedará así:

Artículo 108. El Consejo Nacional Electoral reconocerá personería jurídica a los partidos, o movimientos políticos, o grupos significativos de ciudadanos, que hayan obtenido en las últimas elecciones para Senado o Cámara de Representantes, una votación equivalente, o superior, al dos por ciento (2%) de los votos válidos emitidos en el territorio nacional, así como a los partidos o grupos significativos de ciudadanos y organizaciones políticas, que hayan obtenido una cifra superior al cinco por ciento (5%) de los votos válidos en las elecciones presidenciales. La Personería Jurídica aquí establecida se extinguirá cuando no se obtenga el número de votos mencionado.

A los partidos y movimientos políticos que inscriban candidatos a las organizaciones electorales de Senado y Cámara, no se les exigirá el número en el presente artículo para la obtención de la personería. En estos casos, será suficiente con conseguir representación en el Congreso.

Los partidos y movimientos políticos con personería jurídica reconocida podrán inscribir candidatos a elecciones. Los grupos significativos de ciudadanos también podrán inscribir candidatos.

En ningún caso, un partido o movimiento político o ciudadano podrá inscribir más candidatos que el número de curules por proveer en cada elección.

La ley podrá establecer requisitos para garantizar la seriedad en las inscripciones de candidatos.

Los partidos y movimientos políticos o ciudadanos, que tengan representación en el Congreso Nacional, las asambleas departamentales, los consejos municipales y las juntas administradoras locales, actuarán como bancas en la respectiva corporación, en los términos que señale la ley.

Parágrafo 1°. El Congreso de la República expedirá la ley que regule la materia.

Parágrafo 2°. La personería jurídica de partidos y movimientos políticos reconocida automáticamente, ratificada aparte, hasta las siguientes elecciones para Congreso, de cuyo resultado dependa su conservación, conforme a lo reglado por este artículo.

SI **NO**

¿APRUEBA USTED EL SIGUIENTE ARTICULO?

18 Artículo. Vigencia. Salvo el numeral E, este referendo entrará en vigencia a partir de su promulgación.

SI **NO**

コロンビア投票用紙訳文

コロンビア国民は以下の通り裁定する：

あなたは次の条文を承認しますか。	
<p>憲法第122条の第5項はこのようになる：</p> <p>1 法律が定めるその他の罰則は別として、いかなる時点にせよ、国家の財産に害を与える罪を犯したことによって処罰されたことのある者は、公職選挙において候補者として登録されることも、選出されることも、公務員に任命されることも、自らもしくは人を介して国家と契約を締結することもできない。公務員として、確定判決で不正もしくは重大な過失と認められたその行為によって、国家が財産の賠償を命じられる原因となった者も、損害額を自費で引き受けない限り同様である。</p>	
はい	いいえ

あなたは次の条文を承認しますか。	
<p>憲法第133条の第2項はこのようになる：</p> <p>2 いかなる公共団体においても一般投票による被選出者は、社会およびその有権者に対して、その職に就くことの固有の義務を果たす責任を負う。単なる手続き問題の場合を除き、投票は記名且つ公開となる。</p>	
はい	いいえ

あなたは次の条文を承認しますか。	
<p>憲法第134条はこのようになる：</p> <p>3 第134条 一般選挙の公共団体構成員は代理を持たない。完全欠席（訳者註：「一時的」欠席と区別する用語）による空席は同じ名簿で登録順に従って選出されなかった候補者によって補われる。自発的辞任では、その結果として補欠すべき者の団体への参入は生じない。 憲法の第261条を撤廃する。</p>	
はい	いいえ

あなたは次の条文を承認しますか。	
<p>憲法第346条に1項と以下の内容の段落を追加する：</p> <p>4 政府によって議会に提出される予算案を含めた投資費用は、国、県、首都区の政府によって招集された公開諮問聴聞会と、議会における憲法委員会、各県及びボゴタの党派による分析の結果をいれる。予算は、緊急事態や大災害に対応するために必要なものを除いて、包括的項目を含まない。共和国議会は、歳入・歳出の運営・管理に積極的に参加するが、これは国の投資及び地方の投資に関する分析や決定を含む。予算組織法は、こうした事項、及び、議員が地域住民の要求や希望を申し立てる政治的管理の特別公聴会の実施を定める。本条で規定された聴聞会に関する事項は、すべての地域機関において、予算の作成、承認、執行に適用される。</p> <p>段落 憲法第 章に定められた仕組みを除いて、いかなる場合、いかなる時にも、公共団体の構成員は、直接にせよ第3者を介するにせよ、国の機関や公務員と予算項目の取得や公金の投資先の決定に合意してはならない。本段落で規定された事項は、すべての地方機関において、予算の作成と承認に適用される。</p>	
はい	いいえ

あなたは次の条文を承認しますか。	
<p>憲法第180条に次の番号つき箇条書きを追加する： 第180条 国会議員は以下をしてはならない：</p> <p>5 第5 立法作業室立ち上げのためを除いて、いかなる状況下にあっても、個人でも団体でも、議会の事務的職務に関与する事項。法律の定めるところに従い、立法府の両議院の技術的及び事務的業務は公的もしくは民間の機関が担当し、その機関はその職務を完全な独立性をもって実行する。</p>	
はい	いいえ

あなたは次の条文を承認しますか。	
<p>憲法第171条はこのようになる：</p> <p>6 第171条 共和国上院は、次のように選出された83名の上院議員によって構成される：全国区で選出される78名、先住民社会共同体による特別全国区で選出される2名、政治的少数者の特別全国区で3名。 全国区における議席の割り当てには、有効に投じられた票の少なくとも2%を獲得した名簿のみを考慮する。この下限を超える名簿間での議席の割り当てには、憲法第263条に規定された分配数方式（訳者註：ドント方式）が適用され、これらの名簿によって獲得された有効な票の総数のみを計算のための基礎として用いる。 国外に滞在もしくは居住しているコロンビア国民は、上院議員選挙で投票できる。先住民社会共同体による上院議員選挙特別全国区は、憲法第263条に規定された分配数方式によって定められる。共和国上院の一員になりたいと望む先住民社会共同体の代表者は、各々の社会共同体で伝統的権威・権限を有する役目についていたことがあるか先住民組織の指導者であったことがある者でなければならないが、その身分は内務省によって認証された各組織の証明書によって証明される。 移行についての段落 本憲法改正の発効から1年が経過しても議会が政治的少数者の選挙のための法律を承認しなかった場合には、共和国大統領が続く3ヶ月で政令によってこれを布告する。</p> <p>憲法第176条はこのようになる：</p> <p>第176条 下院は地方区と特別区で選出される。 各地方区で2下院議員と、全人口の1.16%ごと、もしくは、この1.16%を越えて各選挙区に居住する人口の0.58%以上の分割分ごとに、もう1名追加となる。各県とボゴタ首都区が1地方区を形成する。 下院、県議会、市議会、区議会、地域統治評議会の地方選挙区の議席の割り当てには、それぞれの選挙上の商（訳注：その地区の有効投票総数をその地区の議席数で割った数値）の50%以上を獲得した名簿のみを勘案する。この下限を超える名簿間での議席の割り当てには、憲法第263条に規定された分配数方式が適用され、これらの名簿に対して投じられた有効票の総数のみを計算のための基礎として用いる。当該下限を超える名簿がない場合、すべての議席を憲法第263条に規定された分配数方式によって割り当てる。 加えて、以下の通り特別選挙区に4名の下院議員を選出する：黒人住民で2名、先住民で1名、国外に居住するコロンビア人で1名。 移行についての段落 本憲法改正の発効後、いかなる県も下院における現在の代表の33%以上を失うことがあってはならない。これが生じることになる場合は、これらの1県ごとに当該議院での追加議席1を割り当てる。</p> <p>憲法第263条はこのようになる：</p>	

第263条 各公共団体の構成員間での議席の授与は、分配数方式（訳者註：ドント方式）によって行われる。この方法は、連続した自然数を利用して得られるその特有の数値を適用するものであるが、それは該当する選挙区で同じ票数ですべてを分配できる数値である。

憲法第176条が言及する必要最低投票数の決定について、選挙上の商とは、有効投票総数を埋めるべき議席の総数で割った値である。

移行についての条項 憲法第171条及び第176条に定められたところは、2006年に実施される選挙について有効となる。県議会、市議会、地域統治評議会について予定されている下限と議席配分方式は、2003年の選挙から適用される。

はい

いいえ

あなたは次の条文を承認しますか。

憲法第183条は、次の条文のように、番号付き箇条書き2と3について修正され、番号付き箇条書き6と7、および2つの段落が追加される：

- 7 第183条 共和国議会議員、県議会議員、市議会議員およびその他の公選の団体のいかなる構成員も以下によりその資格を失う：
2. 状況により、立法行為、法律、条例、協定、不信任動議、公務員の選出といった案に投票するために召集された、本会議もしくは各自の委員会を、正当な理由なく、同一通常会期中に6回欠席すること。
 3. 各団体が職務についた日から、もしくは、就任するよう召集された日から、8日のうちに就任しないこと。
 6. 選挙運動への資金調達の規則に違反すること、票の買収、選挙用移動の実行（訳者註：不正転入）に関与すること。
 7. その承認もしくは実施がいかなる形であったとしても、公的資金による援助についてそれを得る必要な処置を講じ、もしくは、それを受け入れること。

第2段落（罪刑）均衡、合法性、適正手続き、有責の原則を保障するために、法律が公共団体構成員の資格喪失の理由を規定する。同様に、その手続きをとる手順を定め、また、（罪刑）均衡の原則に従って、罰則を課し、その軽重を調整するための要件を備えた多数を規定する。この規定は遡及的効力を有しない。

本憲法改正の発効から90日を終えたとき、法律の効力を持った政令によって、本条の内容の規定を採用する権限を共和国大統領に与える。

第3段落 共和国議会議員、県議会議員、もしくは、市議会議員に対し、立法行為、法律、条例、もしくは、協定の案への承認と引きかえに、納付金や官僚の報酬の横流しを提供する公務員は、極めて重大な過失のため職の喪失により処罰される。

はい

いいえ

あなたは次の条文を承認しますか。

憲法第187条に次の条文を追加する：

- 8 本憲法改正の発効から、年金受給の権利を獲得する者は、その時点で有効な月額法定最低賃金の2.5倍を超える年金を公的性格を持つ資産の勘定持ちで受け取ることはできない。取得済みの権利を有する者、例外及び特別年金制度の下にある者は除外される。

本憲法改正の発効日から効力を有する共和国大統領の年金制度を除いて、例外、特別もしくはいかなる性格にせよ国民間の規則や協定に由来する年金制度の効力は、20

07年12月31日に終了する。
 移行制度は、一般年金制度法によって規定される。
 全ての者にとっての年金の必要条件と効用は、以前の一時的例外を除いて、一般年金制度法に定められる事項となる。そこに定められる事項と別にするために、いかなる性格にせよ、何らかの条項を定めること、あるいは、国民間の協定を引き合いに出すことはできない。
 一般年金制度法に規定された例外を除いて、本憲法改正の発効以後55歳以下の者に老齢もしくは退職年金を認めることはできない。
 一般年金制度法は、法律に基づく必要条件を満たしていない、あるいは、権利の乱用による、法令で命じられた年金の見直しを実施する。
 2005年1月1日から2006年12月まで、公務員、あるいは、公的資産でその給与や年金を支払われている者について、両者とも、その時点で有効な月額法定最低賃金の25倍を超えて受け取っている場合は、給与及び年金は引き上げられない。
 警察力構成員のための法定制度は、この規定から除外される。

はい

いいえ

あなたは次の条文を承認しますか。

憲法第272条はこのようになる：

- 9 第272条 地方レベルの組織の財政運営の管理は共和国会計検査院によって、厳格さと効率性をもって行われ、そのためには、事前の実績に基づく選考を経て開催される公開聴聞会で選ばれた基金、団体、大学、連帯経済機関、あるいは民間企業の専門的支援に頼ることができる。運営上の決定は検査院の独占的権限である。
 今日既存の県、区、市の会計検査機関は、共和国会計検査院がそれらの機能を完全に引き受けられる状態にあると判断した時点で、遅くとも2003年12月31日に廃止される。移行の過程では、現在の検査官の任期が守られる。これらの役目を果たすために任命される共和国会計検査院の職員は、実績に基づいた選考を通して選ばれ、それぞれの県の出身でなければならない。

はい

いいえ

あなたは次の条文を承認しますか。

憲法第355条に以下の項を追加する：

- 11 同様に、公選による公共団体構成員の政治運動の支援、支持への感謝、あるいは独立性を損なうことを全体的、部分的に最終目的とし、着服、寄付、及び契約を通じた国、県、市及びそれらの分権機関、商工業関係の公共施設、企業又は第3セクターの公的資産によるいかなる形の援助もこれを禁止する。
 然るべく課せられるその他の罰則を別として、これらの禁止についての違反は、それを促進したか、許容したか、実行した公務員にとって免職もしくは解任の理由となり、同じことが、これを完遂した共和国議会議員、県議会議員、市議会議員、あるいは地域統治評議会構成員にとっては、将来ほかの公的な地位や職務を遂行することを不能にさせ、資格を失わせる。

はい

いいえ

あなたは次の条文を承認しますか。	
<p>国家審議会の諮問法廷を成文化する（訳者註：以下の内容にそぐわないが、原文に忠実に訳した）新たな1条を憲法に含めるが、それはこのようになる：</p>	
<p>12 条項 地方会計検査機関の廃止によって地方機関に生じた未支出の剰余金は、それが効力を発してから10年の間、廃止された機関の公務員に対する給与と手当てと年金の項目でのすべての支払いが清算され次第、未就学・初等・中等教育における対象の拡大と質の向上、ならびに、校内食堂の建設と維持に対して、もしくは、基礎衛生に対して振り向けられる。 本条に定められたところにより教育に当てられる資金は、これらの対象の拡大に関してであるからには、階層1に属する児童・生徒の入学金と学費の費用がまかなわれることを保障する。</p>	
はい	いいえ

あなたは次の条文を承認しますか。	
<p>憲法第361条はこのようになる：</p>	
<p>13 第361条 生産地や港の県、市、区に対して、また、CORMAGDALENA（訳者註：マグダレナ川地域独立法人という国の商工会社の略号兼呼称）に対して、交付されないロイヤルティーによる収入は法律が明文化する条件に沿って地方機関に振り向けられる。 これら資金は次のように充当される：56%は未就学・初等・中等教育における質を伴った対象の拡大に対して。36%は上水道と基礎衛生のため、7%は地方機関年金の国民基金のために、1%はカウカ川再生への投資のために。 これら方策の実施においては、割り当て額の教育への分配が優先される。 政府の発議で、法律がこの事項について規則を制定する。 移行についての段落 地方機関によって取得された約定に応じるために何年もの会計年度にわたって結びつけられたロイヤルティーから来る資金は維持される。</p>	
はい	いいえ

あなたは次の条文を承認しますか。	
<p>憲法第345条に以下の移行についての段落を追加する：</p>	
<p>14 移行についての段落 月額法定最低賃金の2倍を超える給与と年金を含め、国、公的資金を管理する特殊もしくは独特である分権・独立機関、地方機関の一般予算を作成する機関の運転経費は、本立法行為が発効してから2年の期間、2002年の支出と比べて増加しない。県・区・市の参画に関する一般制度、給与にあたる分とは別に治安に向けられる支出、新しい年金・社会保障の新たな割り当て金もしくは生じるべき補償の支払いは例外とされる。2003年の給与と年金のいかなる上昇も根本の憲法制定会議が本条について採用する決定に従う。2003年もしくは2004年の12月の末にCPI（訳者註：消費者物価指数）に従って計算したインフレ率が2002年の該当値を上回った場合、これらの年のそれぞれで記録されたインフレ率と2002年の該当値の間の差と同じパーセンテージで給与と年金が引き上げられる。 県・区・市の参画に関する一般制度によって資金供給される支出の増加がより小さいことで生じる、県・区・市の支出せずに済んだ資金は、地方機関がそれを地方年金の国民基金と教職員社会年金基金の積立金と保健部門の年金受給に振り当てる。</p>	
はい	いいえ

あなたは次の条文を承認しますか。

憲法第 108 条はこのようになる：

- 15 第 108 条 最近の上院もしくは下院選挙において、国内全域で投じられた有効票の 2%に相当するかそれを上回る投票数を獲得した政党あるいは政治活動団体、もしくは重要な市民グループに対して、また、大統領選挙で有効票の 5%を超える数を獲得した政党あるいは重要な市民グループや政治組織に対して、国家選挙審議会は、法人格を認める。ここで定着した法人格は、言及されている票数を獲得できなかった場合消滅する。
- 上院及び下院の少数派特別選挙区に候補者を登録する政党と政治活動団体に対しては、法人格を得るために本条に言及されたところが要求されることはない。この場合、議会に代表を送ることを達成することで十分である。
- 認められた法人格を持つ政党と政治活動団体は選挙候補者の登録ができる。重要な市民グループも候補者を登録できる。
- いかなる場合も、一つの政党もしくは政治活動や市民運動の団体が各選挙で補充される議席数より多い候補者を届け出ることはいできない。
- 法律は候補者登録の信頼性を保証するための必要条件を定めることができる。
- 共和国議会、県議会、市議会、地域統治評議会に代表を持つ政党もしくは政治活動や市民運動の団体は、それぞれの議会において法律が示す条件で会派として行動する。
- 第 1 段落 共和国議会はこの事項を規定する法律を制定する。
- 第 2 段落 現在認められている政党と政治活動団体の法人格は次の共和国議会選挙まで有効であり続けるが、本条によって定められたところに従い、法人格の保持はその選挙の結果次第である。

はい

いいえ

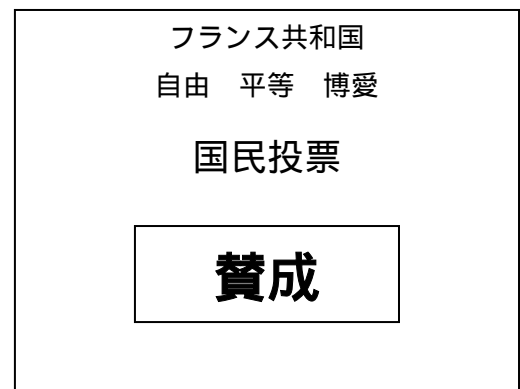
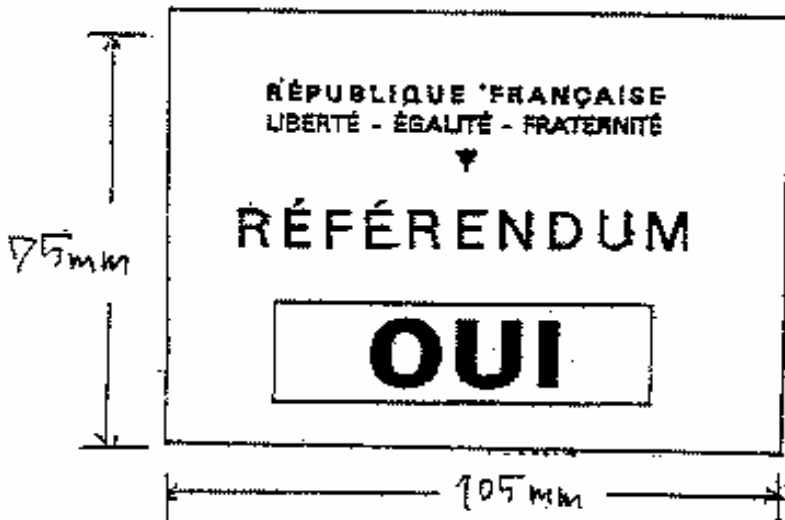
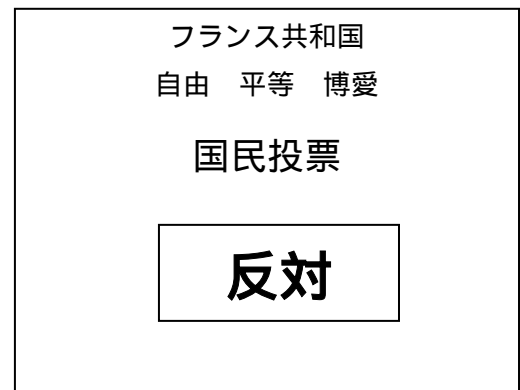
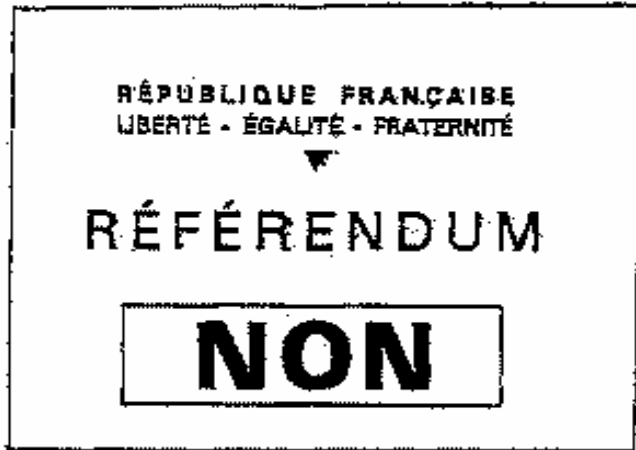
あなたは次の条文を承認しますか。

- 18 条項 効力 第 6 番を除き、この国民投票はその発布から効力を発する。

はい

いいえ

4 . フランス共和国



「賛成」との回答が記載された投票用紙及び「反対」との回答が記載された投票用紙 2 枚を手渡され、投票ブースでいずれかの投票用紙を投票用封筒に封入して投票箱に投函する。ただし、投票機を用いることもできる。

5 . アイルランド

An bhfuil tú ag toiliú leis an togra chun an Bunreacht a leasú atá sa Bhille thíosluaite?
Do you approve of the proposal to amend the Constitution contained in the undermentioned Bill?

An Bille um an bhFichiú Leasú ar an mBunreacht (Uimh. 2), 1999
Twentieth Amendment of the Constitution (No. 2) Bill, 1999

Ná cuir marc ACH SAN AON CHEARNÓG AMHÁIN
Place a mark in ONE SQUARE ONLY

MÁ THOILÍONN TÚ, cuir X sa chearnóg seo
IF YOU APPROVE, mark X in this square

<input type="checkbox"/>	TÁ YES
--------------------------	-----------

MURA DTOILÍONN TÚ, cuir X sa chearnóg seo
IF YOU DO NOT APPROVE, mark X in this square

<input type="checkbox"/>	NÍL NO
--------------------------	-----------

あなたは、以下の法案からなる憲法改正の提案に賛成しますか？

1999 年第 20 次憲法改正法案（第 2 号）

どちらか一つの枠内のみ、印を記すこと

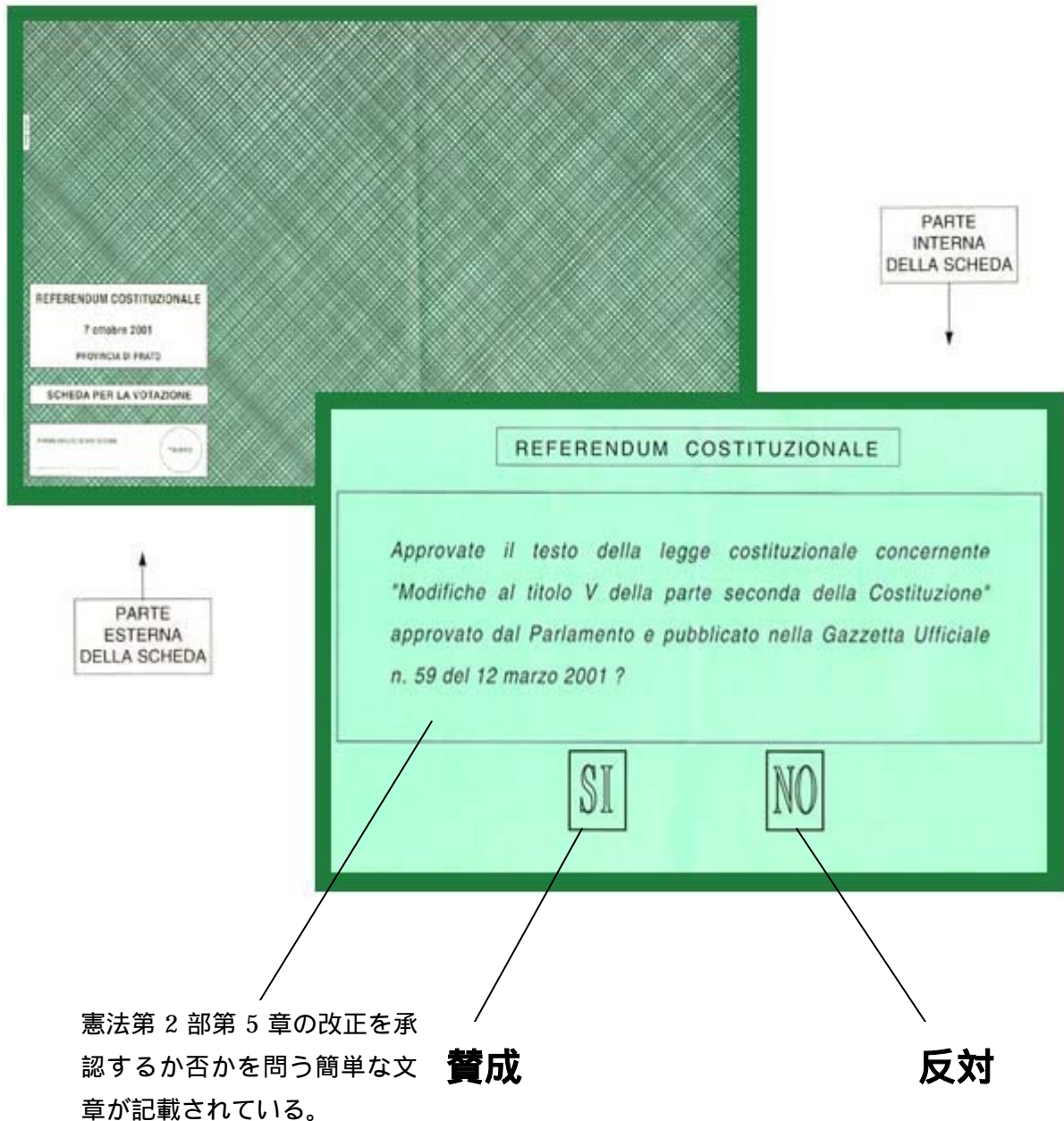
承認する場合、X を右枠内に記すこと

<input type="checkbox"/>	賛成
--------------------------	----

承認しない場合、X を右枠内に記すこと

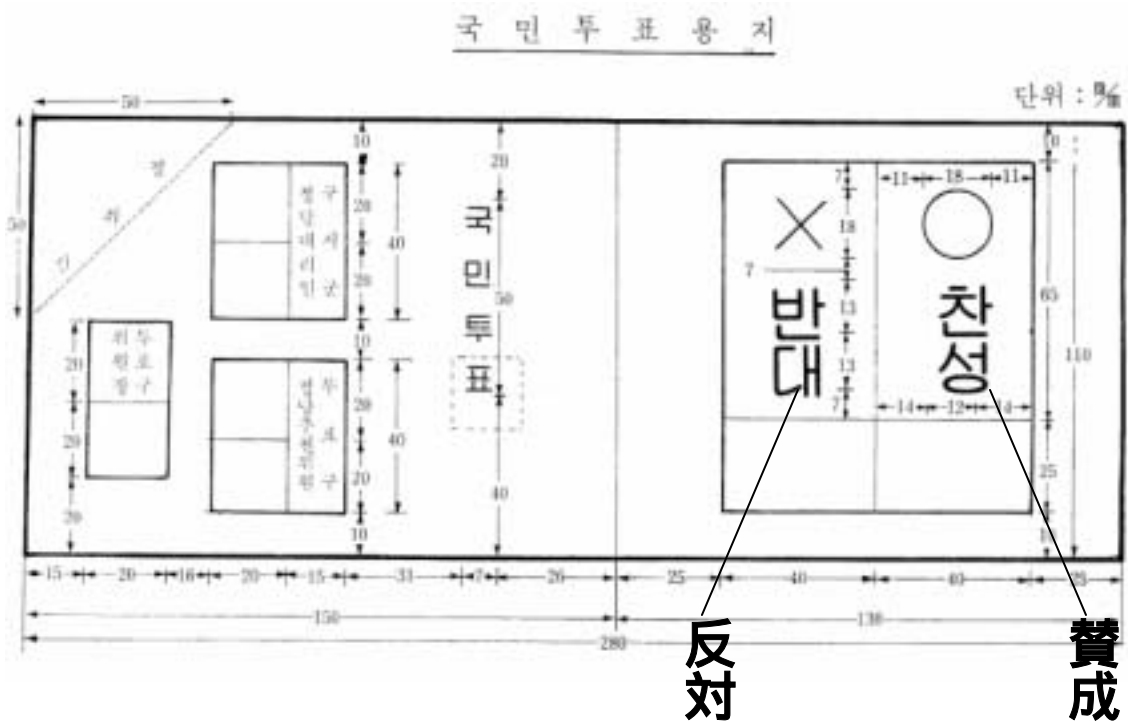
<input type="checkbox"/>	反対
--------------------------	----

6 . イタリア共和国



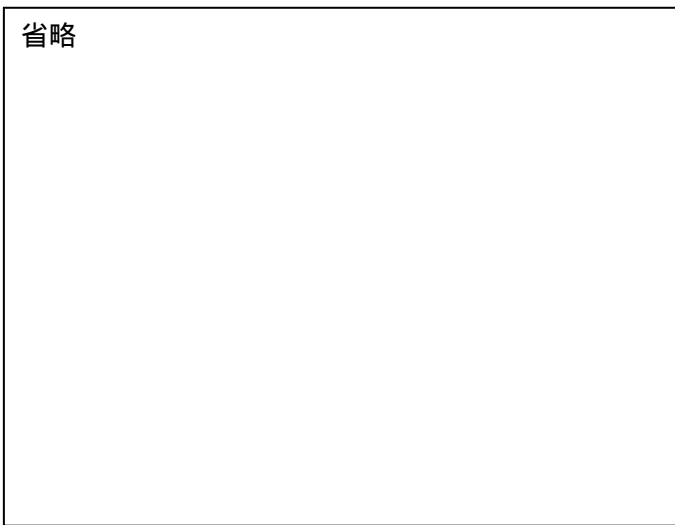
投票用紙の「賛成 (SI)」「反対 (NO)」と印刷された文字の上またはそれを囲む枠に印をつける (憲法に規定する国民投票及び国民の立法発案に関する規範 20 条)。

7 . 大韓民国



投票人は、投票区選挙管理委員および投票立会人の前で左上の連続番号の部分を取り取り、取り取った部分を箱に入れる。そのうえで投票用紙に賛成・反対どちらかに「 」をつける（国民投票法 53 条、59 条、60 条）。

右は、投票の際の印をつけるためのスタンプで、選挙に使用されるものと共通である。「 」のなか「ト」の字のようになっているのは、「 」のみであると投票用紙を折りたたんだときに反対側に写ってまぎらわしいことがあるためのものである。このスタンプは、近年インク補充式（シャチハタ式）になったとのことである。



写真は、大韓民国選挙管理委員会HP

(http://www.jbelection.go.kr/n3/history/history/sp/votingtool_1.shtml) より

8 . パナマ共和国

TRIBUNAL ELECTORAL
DE PANAMA
REFERENDUM
15 DE NOVIEMBRE DE 1992.

TRIBUNAL ELECTORAL
DE PANAMA
REFERENDUM
15 DE NOVIEMBRE DE 1992.

NO

SI

ANULADO
PARA USO DOCENTE
SOLAMENTE

ESTOY DE ACUERDO CON
LAS REFORMAS A LA
CONSTITUCION POLITICA.

ESTOY DE ACUERDO CON
LAS REFORMAS A LA
CONSTITUCION POLITICA.

<p>パナマ選挙裁判所 国民投票 1992年11月15日</p> <p>いいえ <input type="checkbox"/></p> <p>私は憲法の改正に 賛成ではありません。 ん。</p>	<p>パナマ選挙裁判所 国民投票 1992年11月15日</p> <p>はい <input type="checkbox"/></p> <p>私は憲法の改正に 賛成です。</p>
---	--

訳者注
選挙管理委員会の機能を持ち、
身分証発行の業務も行う機関

訳者注
見本であることを示す。

「はい」、「いいえ」の欄に印を記入。

9 . スペイン

REFERÉNDUM CONSTITUCIÓN EUROPEA 2005

¿Aprueba usted el Tratado por el que se establece una Constitución para Europa?

SÍ

REFERÉNDUM CONSTITUCIÓN EUROPEA 2005

¿Aprueba usted el Tratado por el que se establece una Constitución para Europa?

NO

REFERÉNDUM CONSTITUCIÓN EUROPEA 2005

¿Aprueba usted el Tratado por el que se establece una Constitución para Europa?

欧州憲法条約国民投票 2005 年

あなたは、欧州のための憲法を制定する条約を承認しますか。

賛成

欧州憲法条約国民投票 2005 年

あなたは、欧州のための憲法を制定する条約を承認しますか。

反対

欧州憲法条約国民投票 2005 年



あなたは、欧州のための憲法を制定する条約を承認しますか。

* 実際の投票用紙の大きさは、約 10×14.7cm である。

白票

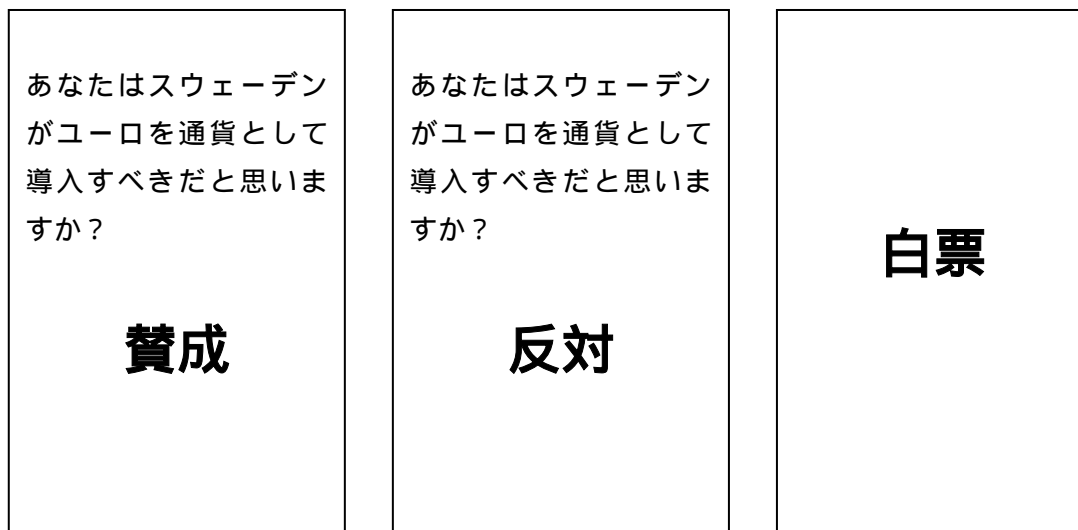
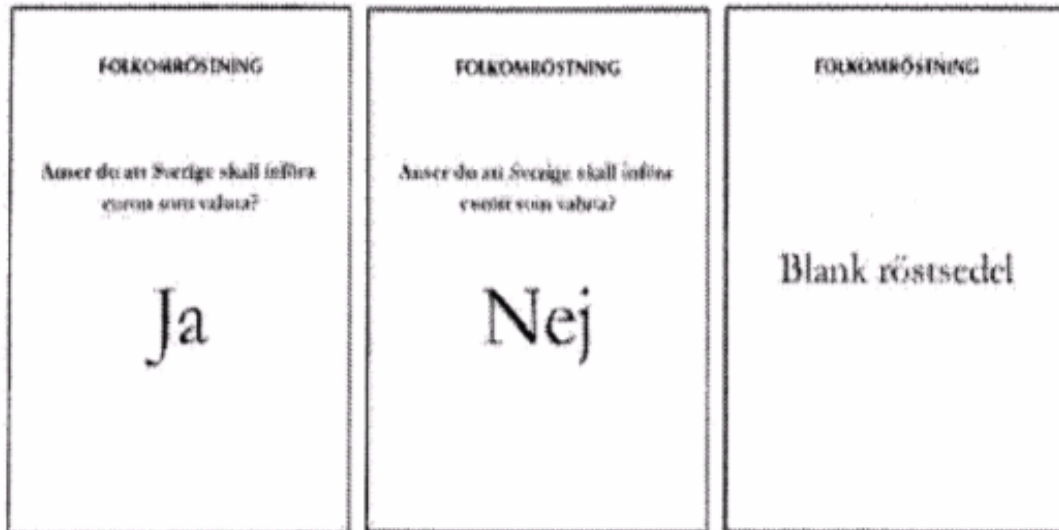
国民投票にかけられる事項が記載された「賛成」、「反対」、「白票」の 3 種類の投票用紙があり、投票する者は、そのうち一つだけを選ぶ(国民投票法 16 条)。選挙人は、投票用紙を入れた封筒を投票管理委員長に手渡し、投票管理委員長は、当該封筒を投票箱に投函する(レファレンダムの各種の方式の規制に関する 1980 年 1 月 18 日組織法第 2 号 16 条 3 項)。

10 . スイス連邦

 CONFÉDÉRATION SUISSE スイス連邦	1
Bulletin de vote pour la votation populaire du 27 novembre 2005 2005年11月27日の国民投票用紙	
(訳) あなたは、「遺伝子組換えでない食物のための」 国民イニシアティブに賛成しますか。 Acceptez-vous l'initiative populaire «pour des aliments produits sans manipulations génétiques»?	Réponse 回答 JA
<hr/>	
 CONFÉDÉRATION SUISSE	2
Bulletin de vote pour la votation populaire du 27 novembre 2005	
(訳) あなたは、2004年10月8日に公布された、 工業、手工業及び商業における 労働に関する連邦法（労働法）の改正に賛成しますか。 Acceptez-vous la modification du 8 octobre 2004 de la loi fédérale sur le travail dans l'industrie, l'artisanat et le commerce (loi sur le travail)?	Réponse NEIN
127893	

賛成または反対を回答欄に記入する方式となっているが、法律上の規定は存在しない。

11. スウェーデン王国



投票用紙には、1) 国民投票の対象となっている各提案に対応した投票用紙(賛成、反対など)および2) 白票の投票用紙がある。投票人は、投票所においてこれらの投票用紙のうちいずれかの用紙を投票する(国民投票法7~9条)。投票用紙は、投票所で公布される投票用封筒に入れ、封筒を閉じた上で投票管理人に提出する。(公職選挙法10章4条)

12. ウズベキスタン共和国

ЎЗБЕКИСТОН РЕСПУБЛИКАСИ
РЕФЕРЕНДУМИДА ОВОЗ БЕРИШ
БЮЛЛЕТЕНИ
БЮЛЛЕТЕНЬ
ДЛЯ ГОЛОСОВАНИЯ
НА РЕФЕРЕНДУМЕ РЕСПУБЛИКИ УЗБЕКИСТАН

2002 йил 27 январь 27 января 2002 года

ХОРАЗМ РЕФЕРЕНДУМ ОКРУГИ

1. Сиз келгуси чакриқ Ўзбекистон Республикаси парламенти юзги палатали қриб сайлавишига розимисиз?
Согласны ли Вы с избранием в следующем созыве двухпалатного парламента Республики Узбекистан?

2. Сиз Ўзбекистон Республикаси Президентининг конституциявий ваколат муддатини беш йилдан етти йиллик қриб ўзгартиришига розимисиз?
Согласны ли Вы с изменением конституционного срока полномочий Президента Республики Узбекистан с пятилетнего на семилетний?

*Еккаб овоз берилганда саволиниг матни учирилмайди,
Карши овоз берилганда саволиниг матни учирилади.
При голосовании "за" текст вопроса не зачеркивается.
При голосовании "против" текст вопроса зачеркивается.*

設問

1. 貴方は次期召集時にウズベキスタン共和国議会を二院制として召集することに賛成しますか？
2. 貴方はウズベキスタン共和国大統領の憲法上の任期を5年から7年に変更することに賛成しますか？

賛成の場合は、質問文に線を引かない。反対の場合は、質問文に線を引いて消す。